
**鳥取市地域福祉推進計画
(第2次鳥取市地域福祉計画・
第4次鳥取市地域福祉活動計画)**

平成31年3月

鳥取市・社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会

ごあいさつ



介護、障がい、子育て、生活困窮者支援などの各分野における法制度の整備による施策が展開される中、本市におきましても様々な福祉サービスの充実に取り組んでまいりました。

しかしながら、人口減少・少子高齢化の進行、単身世帯の増加、地域コミュニティのつながりの希薄化や担い手の不足などに加え、いわゆる「ダブルケア」や「8050問題」など、地域社会や家庭において様々な課題が複雑化・複合化してきており、本市におきましても同様の状況であるといえます。

このように地域を取り巻く環境が大きく変化しているときだからこそ、地域の人と人とのつながりを大切にし、市民、地域団体、福祉事業関係者、民間企業及び行政機関が一層絆を深め、役割を担いながら連携・協働して地域福祉をさらに充実していくという思いを皆さんと共有していくことが大切であると考えています。

この計画は、「みんなで支え合い いつまでもいきいきと 自分らしく暮らし続けることができる 福祉のまちづくり」を理念に掲げ、誰もが住み慣れた家庭や地域で、助け合い支え合いながら生きがいを持ちいつまでも安心して暮らせる地域共生社会づくりに向けて、皆さんと共に取り組んでいく総合的な計画として策定しました。

また、地域共生社会づくりに向けた施策を着実かつ効果的に推進するため、地域福祉の民間の担い手である社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と一体的に策定した初めての計画です。鳥取市社会福祉協議会と共に、皆さんの理解及び参画をいただきながら連携・協働して本市の地域福祉をしっかりと推進してまいります。

結びに、この計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました作成委員会委員の皆さん、住民意識調査やインタビュー調査、意見公募にご参加いただきました市民の皆さん、福祉関係団体の皆さんなど、多くの方々から貴重なご意見をいただきましたことに心より感謝申し上げます。

平成31年3月

鳥取市長 深澤 義彦

ごあいさつ



この度、鳥取市社会福祉協議会では鳥取市と協働、連携を図りながら、民間の主体的な活動の取り組みとして、今後の地域共生社会を創り上げていくために、「第4次地域福祉活動計画」を鳥取市の「第2次地域福祉計画」と一体的に策定しました。

これまで、本会独自に、地域福祉活動の行動指針として「地域福祉活動計画」を策定して取り組んで参りましたが、今回は、鳥取市と本会をはじめ地域福祉の活動団体が議論を重ね、行政と民間の取り組みの方向性と役割分担、さらに本会の役割を明確にした計画となりました。

本会は、この計画の基本理念である「みんなで支え合い　いつまでもいきいきと自分らしく暮らしつづけることができる　福祉のまちづくり」を実現するために、本計画に掲げる3つの重点取組の施策を中心に、鳥取市や地域福祉の活動団体と連携して、鳥取市に暮らす皆様方のご協力ご参画をいただきながら、地域福祉の推進と多様化する福祉課題の解決に向けて積極的に取り組んで参ります。

また、計画策定にあたっては、住民意識調査、グループインタビューにご協力いただいた皆様、さらに、昨年5月の第1回作成委員会以来、延べ6回にわたる委員会で貴重なご意見をいただきました本計画作成委員の皆様に心から感謝申し上げます。

結びに、鳥取市社会福祉協議会の運営に日頃から御支援いただいている市民の皆様へ改めてお礼申し上げるとともに、今後とも一層のご協力をお願いして、ごあいさつといたします。

平成31年3月

社会福祉法人　鳥取市社会福祉協議会
会長　林　由紀子

～ 目 次 ～

第1章 計画の策定に当たって -----	1
1 計画策定の趣旨 -----	1
2 地域福祉とは -----	2
3 地域福祉に関する国や制度の動き -----	3
(1) 社会福祉法の改正等の概要 -----	3
(2) 地域共生社会の実現 -----	3
(3) 高齢者福祉・介護保険制度の動き -----	4
(4) 障がい者制度の動き -----	5
(5) 子育て支援制度の動き -----	6
(6) 生活困窮者自立支援制度の動き -----	7
(7) 自死対策の動き -----	8
(8) 成年後見制度の動き -----	9
第2章 計画の概要 -----	10
1 法令上の位置付け -----	10
(1) 地域福祉の推進 -----	10
(2) 市町村における包括的な支援体制の整備 -----	11
(3) 地域福祉計画 -----	15
(4) 地域福祉活動計画 -----	16
2 計画の策定に関して -----	17
(1) 一体的な策定 -----	17
(2) 計画における圏域のとらえ方 -----	17
(3) 計画の位置付け -----	18
(4) 計画の期間 -----	19
(5) 計画の策定方法 -----	20
第3章 本市を取り巻く現状 -----	21
1 人口・世帯の状況 -----	21
2 高齢者の状況 -----	25
3 障がい者の状況 -----	27
4 子どもの状況 -----	28
5 地域の状況 -----	29
6 社会福祉協議会の活動状況 -----	33
7 福祉的課題を抱えている人の現状 -----	35
8 犯罪の状況 -----	40
9 自死者数の推移 -----	41
第4章 本市の現状等からみる地域福祉の課題 -----	42
第5章 計画の基本的な考え方 -----	47
1 基本理念 -----	47
2 基本原則 -----	47
3 基本目標 -----	48

4 計画の体系 -----	49
5 重点的な取組 -----	50
第6章 計画（施策）の展開 -----	53
基本目標Ⅰ 住民参加と地域福祉活動の促進-----	54
基本目標Ⅱ 相談支援と権利擁護体制の強化-----	65
基本目標Ⅲ 地域で安心して暮らせる基盤づくり -----	71
第7章 計画の推進 -----	81
1 計画の推進体制 -----	81
(1) 組織内推進体制 -----	81
(2) 社会福祉協議会と市との連携強化-----	81
(3) 参画と協働による推進 -----	81
2 計画の進行管理 -----	82
資料編 -----	83
1 市民政策コメントの実施結果について -----	83
2 鳥取市地域福祉計画作成委員会・鳥取市地域福祉活動計画作成委員会について -----	88
(1) 鳥取市地域福祉計画作成委員会設置要綱 -----	88
(2) 鳥取市地域福祉活動計画作成委員会設置要綱 -----	90
(3) 鳥取市地域福祉計画作成委員会・鳥取市地域福祉活動計画作成委員会委員名簿 -----	92
(4) 鳥取市地域福祉計画作成委員会・鳥取市地域福祉活動計画作成委員会の開催状況（開催経緯） -----	93
3 鳥取市社会福祉審議会について -----	94
(1) 鳥取市社会福祉審議会条例 -----	94
(2) 鳥取市社会福祉審議会委員名簿 -----	96
(3) 鳥取市社会福祉審議会の開催状況 -----	96
4 鳥取市の地域福祉の推進に関する住民意識調査結果の概要 -----	97
5 鳥取市 地域福祉に関するグループインタビュー調査結果の概要 -	109
6 各制度の変遷 -----	113

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

我が国においては、総人口の減少を背景とする少子高齢化や核家族化、高齢者世帯の増加や小世帯化などを要因として、地域におけるコミュニティ意識の希薄化、地域活動の担い手の高齢化や人材不足など、地域で支え合う力の弱体化が問題となっています。

また、まちづくりの課題や住民のニーズが複雑かつ多様化する中で、子どもや高齢者への虐待、孤立死、いじめ、ひきこもり、景気の低迷を背景とした生活困窮者の増加や定職を持たない若者の増加など、様々な社会問題も顕在化しています。

このような新たな地域課題への対応も見据えて、将来に向けて、誰もがいきいきと生活することができる社会としていくためには、保健・医療・福祉等の制度によるサービスだけではなく、地域の絆によって住民相互が支え合い、助け合う活動が活発に展開していくことが重要です。

本市では、平成16年3月に「第1次鳥取市地域福祉計画」を策定し、「明日を見つめ、英知を出し合って 心なごむ社会を築こう」を合い言葉として地域福祉を推進してきました。特に、地域におけるネットワークの在り方に重点を置き、市民と行政の協働によって地域福祉を進めていくことを目標として、様々な施策に取り組んできました。

一方で、本市においても少子高齢化、小世帯化やひとり暮らし高齢者の増加など家族形態を取り巻く環境の変化に伴い、地域における助け合う力が徐々に弱まりつつあります。複合的な生活課題を抱えた世帯、制度の狭間にあって既存の福祉サービス等を受けられない世帯の問題など、新たな福祉課題が生じています。

増大する課題を解決するためには、地域福祉のより一層の推進が必要です。

本市と鳥取市社会福祉協議会（以下「市社協」といいます。）では、これまでの地域福祉の取組における現状や課題の整理を踏まえ、社会情勢の変化や新たな市民ニーズに対応し、安心して暮らすことができる地域福祉を推進するため、「鳥取市地域福祉推進計画（第2次鳥取市地域福祉計画・第4次鳥取市地域福祉活動計画）（以下「本計画」といいます。）」を策定します。

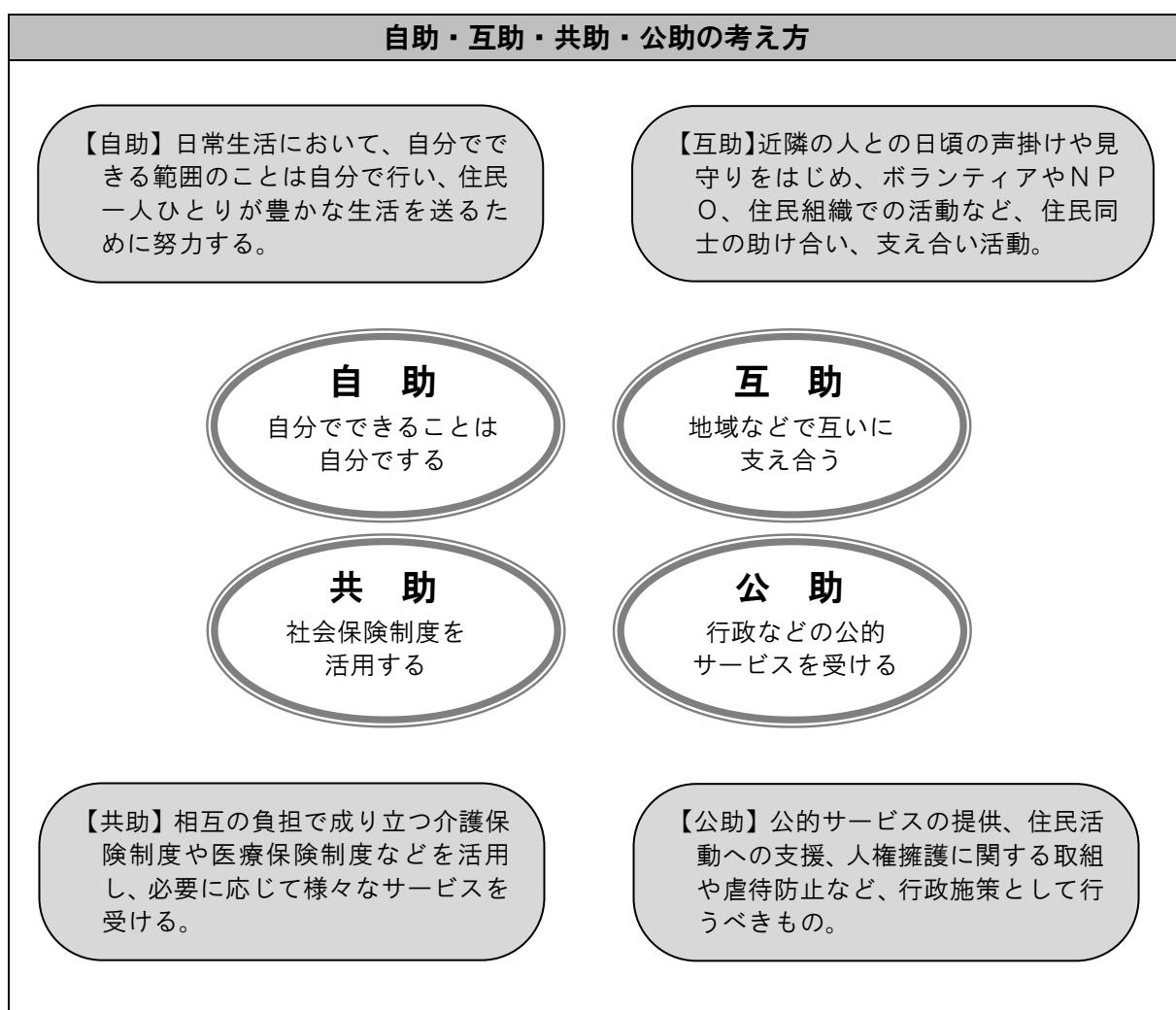
「地域福祉計画」は、地域福祉推進の主体である市民などの参画を得ながら、地域の様々な福祉課題を明らかにし、その解決に向けた施策や取組を体系的にとりまとめた計画です。一方、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が主体となって策定する、福祉活動を担う地域住民やボランティアなどの自主的・自発的な取組について体系化した、民間活動の自主的な行動計画として位置付けられます。

本市と市社協では、両者の連携を図り、より効果的に地域福祉を推進するために、両計画を一体的に策定します。

2 地域福祉とは

「地域福祉」とは、手助けや支援を必要としている人が抱える生活上の様々な問題や課題を、高齢者や障がい者、子どもといった対象別ではなく、「地域」を中心として、地域住民や社会福祉関係者が共に助け合い、支え合いながら、誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていくまちづくりを進めていくこうとする取組のことをいいます。

そのためには、「日頃、身の回りで起こる問題は、まず個人や家庭の努力で解決（自助）し、個人や家族内で解決できない問題は、隣近所やボランティア、NPOなどの活動（互助）で解決する。さらに、介護保険制度、医療保険制度など相互の負担により成り立つ社会保険制度等を活用する相互扶助（共助）、地域で解決できない問題や公的な制度としての福祉・保健・医療その他の関連する施策に基づくサービス供給等、行政でなければできないことは行政が中心となって解決する（公助）」といった、重層的な取組が必要です。



3 地域福祉に関する国や制度の動き

(1) 社会福祉法の改正等の概要

平成 29 年 6 月公布の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 52 号）により、社会福祉法の一部改正が行われ、平成 30 年 4 月 1 日に施行されました。

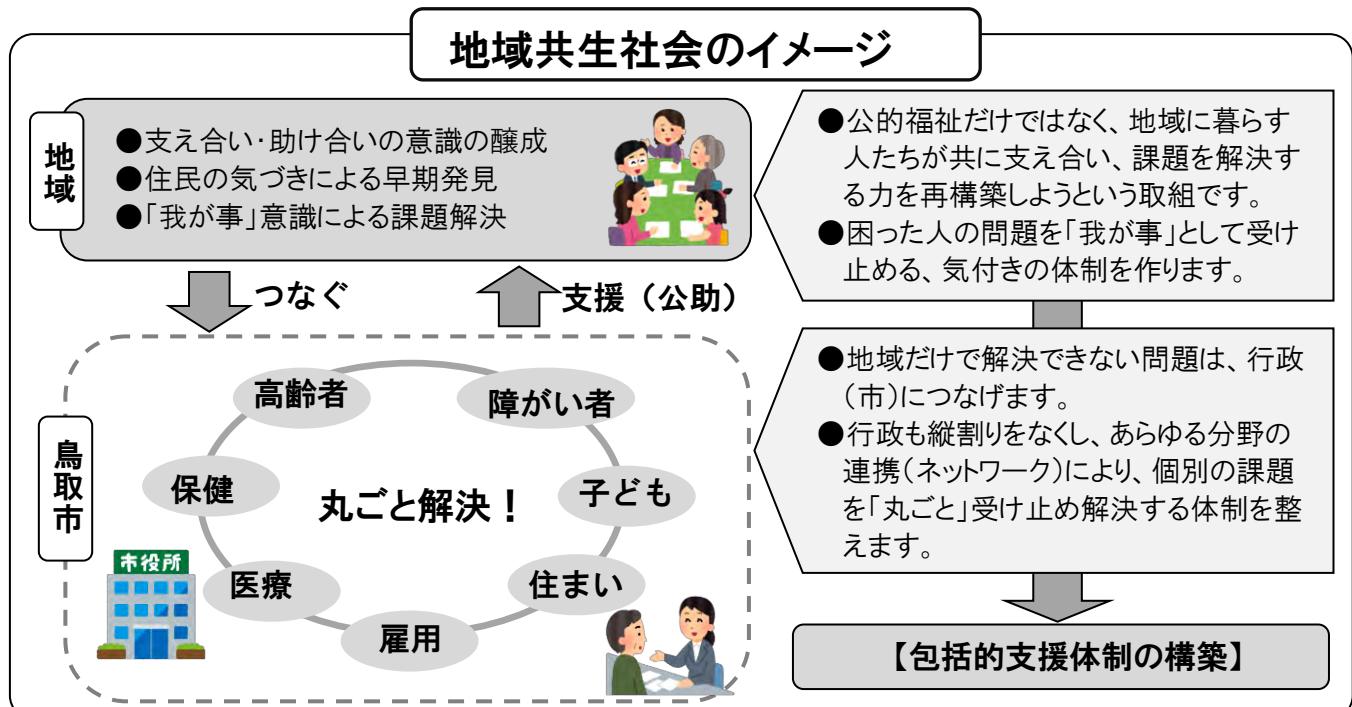
そして、改正後の社会福祉法において、市町村は、包括的な支援体制の整備（第 106 条の 3）のほか、市町村地域福祉計画の策定（第 107 条）に努めるものとされています。

このほか、平成 28 年 4 月公布の「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 29 号）では「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（成年後見制度利用促進計画）」の、また、同年 12 月公布の「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 104 号）では「地方再犯防止推進計画」の策定に、市町村は努めるものとされています。

(2) 地域共生社会の実現

地域共生社会とは、高齢者、障がい者、子どもなど制度や分野ごとの『縦割り』や、「支える側（支え手）」「支えられる側（受け手）」という関係を超えて、「相互に支え合える」ことをを目指して、地域住民や地域の多様な主体が、『我が事』としてあらゆる分野の活動に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながり、それそれが役割を持ち、支え合いながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことを行います。

地域共生社会の実現に向けて、国は、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を平成 28 年 7 月に設置し、平成 29 年 2 月に「「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」を同本部で決定しており、市町村においても取組が必要です。



(3) 高齢者福祉・介護保険制度の動き

我が国の高齢化は今後さらに進行し、医療や介護の需要も増大すると見込まれています。

こうした中、介護保険制度を将来にわたり維持しつつ、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、限りある社会資源の有効な活用を踏まえ、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が求められており、国においては、介護が必要な高齢者が急速に増加すると見込まれる平成37年までに構築することを目指しています。

平成30年度からスタートした第7期介護保険事業は、現制度に沿って進められた地域包括ケアシステムを確立し、具体化させていくための重要な時期とされています。

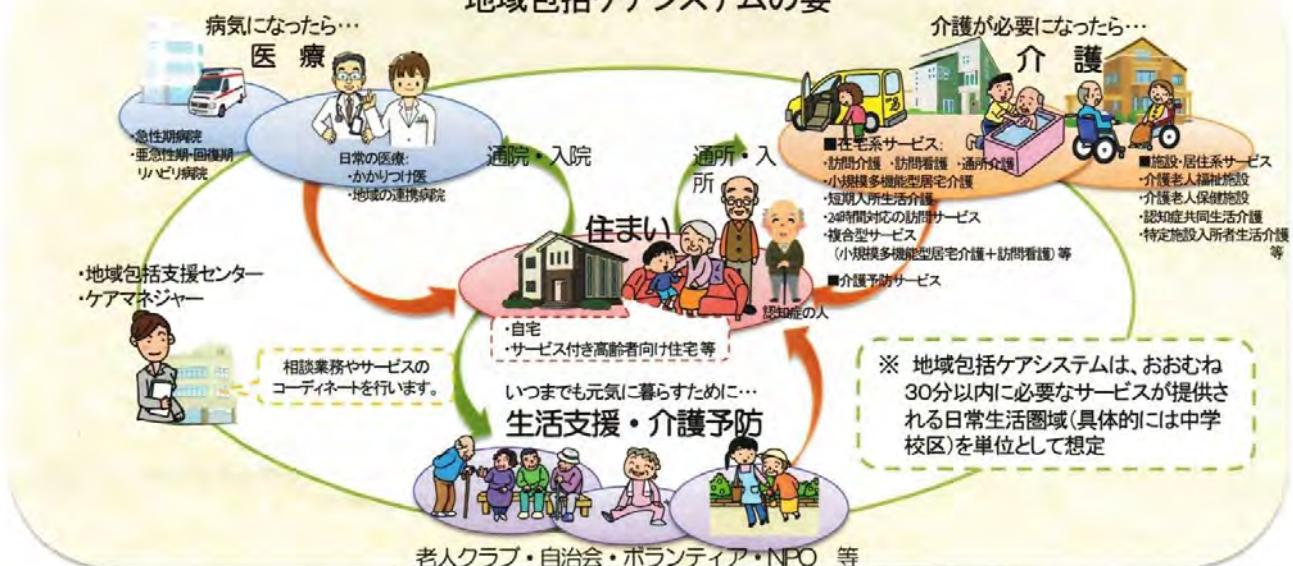
本市の「第7期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」においては、「住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり」を基本理念とし、地域福祉について市民の理解を深め、自主的な健康づくりや地域の見守り等を促進する「地域共生社会の実現に向けて地域包括ケアシステムの充実を目指す」ことを基本目標として定めており、全ての高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けていけるよう、福祉サービスのみならず、地域活動や生きがいづくり等も含めた、総合的な保健福祉の向上を図ることに軸足を置いて策定しています。

【資料／地域包括ケアシステムの構築について】

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。

地域包括ケアシステムの姿



資料:厚生労働省

(4) 障がい者制度の動き

平成28年6月公布の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」の改正法(平成28年法律第65号)では、施設やグループホームを利用していた人を対象とする、定期巡回・随時対応サービス(自立生活援助)の創設をはじめ、重度訪問介護の訪問先の拡大、医療的ケアを要する障がい児について、自治体に保健・医療・福祉連携を促すことなどが示されています。

このほか、平成25年6月には「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」の改正法(平成25年法律第46号)の公布(平成28年4月一部施行)や、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」の制定(平成28年4月施行)など、障がいのある方を取り巻く環境は大きく変化しています。

本市においては「鳥取市障がい者計画」及び「第5期鳥取市障がい福祉計画・第1期鳥取市障がい児福祉計画」に基づいて、施設入所者の地域生活への移行、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築等の様々な障がい者支援施策に取り組んでいます。

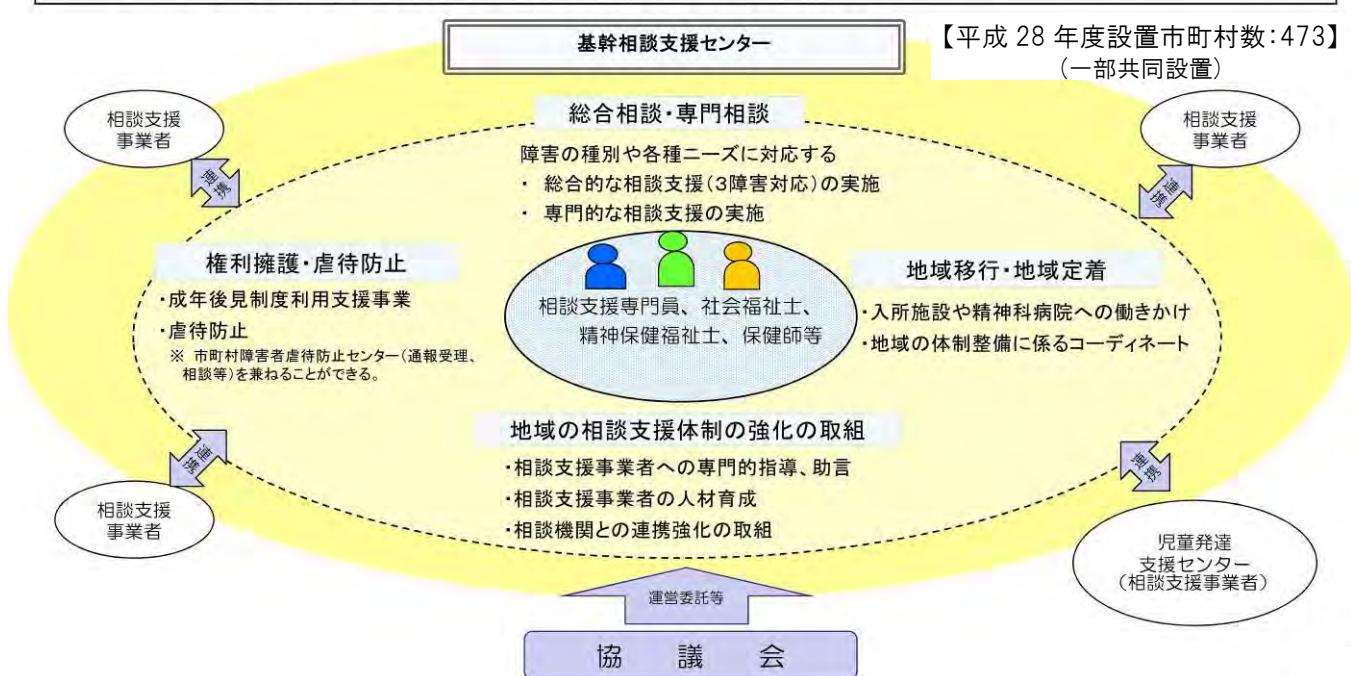
【資料／基幹相談支援センターの役割のイメージ】

基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。

また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



資料:厚生労働省

(5) 子育て支援制度の動き

平成27年度からスタートした「子ども・子育て支援新制度」では、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野で、子育て支援体制の構築が求められています。

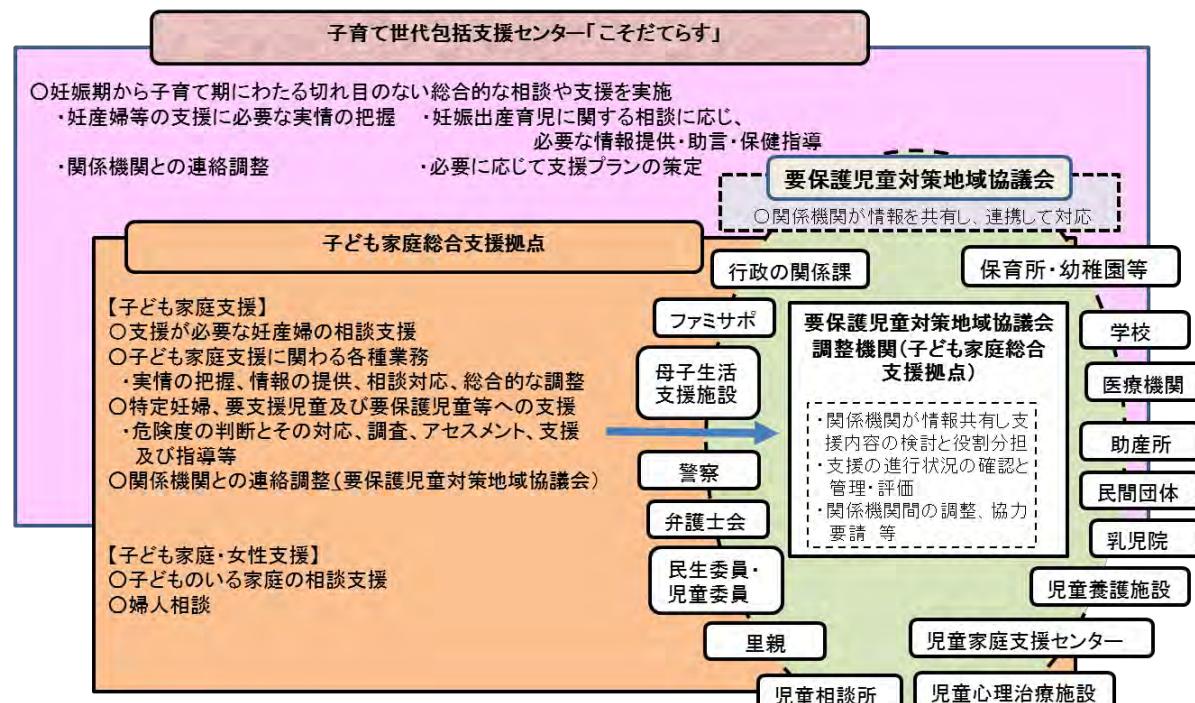
本市においては、平成27年3月に策定した「第1期鳥取市子ども・子育て支援事業計画」において、「子ども 親 地域が輝く 子育て応援都市 とっとり」を基本理念とし、親が喜びや生きがいを感じながら安心して子育てをすることができ、本市の未来を担う全ての子どもが明るく健やかに成長できるよう、これまでの子育て支援施策の取組を踏まえ、本市で生まれ育つ全ての子どもが健やかに成長する環境と、地域全体で子育てを支える取組の充実に向けて、子育てサークルへの支援、教育・保育の提供体制の確保等の様々な施策を推進しています。

また、平成28年6月公布の「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）において、市町村は、子どもの最も身近な場所における、子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化され、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点の整備に努めなければならないと規定されています。本市では、平成30年度よりこの「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、相談対応や訪問業務を行っています。

【資料／子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点】

「子育て世代包括支援センターこそだてらす」と「子ども家庭総合支援拠点」

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から、支援が必要な妊産婦と子どもの支援を行うため、必要な実情の把握に努め、情報の提供を行い、家庭その他からの相談に応じ、調査及び指導を行うソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点です。



資料：厚生労働省作成の資料を基に作成

(6) 生活困窮者自立支援制度の動き

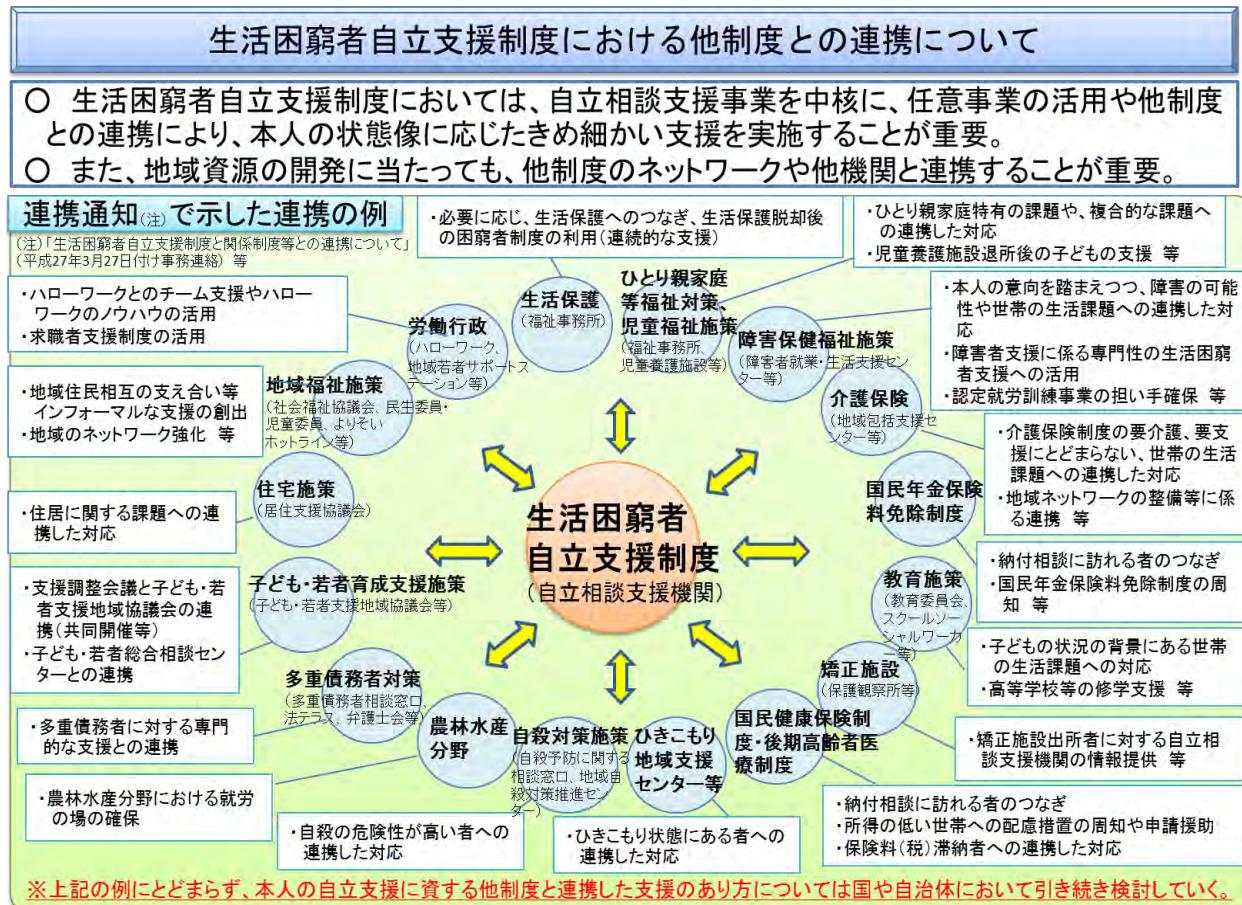
生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るために、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずることを定めた「生活困窮者自立支援法」（平成25年法律第105号）が、平成27年4月に施行されました。

直面する複合的な生活課題に対し、個々の置かれている状況を明らかにし、就労への支援や家計についての相談支援といった、これまで福祉分野で十分に行えていない支援を加え、対象者の属性に関わりなく、複合的な課題に対する包括的な取組を推進することとしています。

本市では、中央人権福祉センターに設置しているパーソナルサポートセンターにおいて、経済的困窮をはじめ、多岐にわたる生活課題への相談に対応しています。

また、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」（平成26年3月27日付け厚生労働省社会・援護局長通知）において、生活困窮者自立支援方策を地域福祉計画に盛り込む事項としています。

【資料／生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について】



資料：厚生労働省

(7) 自死対策の動き

日本の年間自死者数は、平成22年以降7年連続で減少し、平成24年には15年ぶりに3万人を下回り、平成29年では2.1万人にまで減少してきています。しかし、依然として自死者数は年間2万人を超えており、人口10万人当たりの自死者数（自殺死亡率）は、主要先進7か国の中でも上位となっています。

自死対策は、社会における「生きることの阻害要因（自死のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自死に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自死リスクを低下させることを目指して、平成29年に新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。

本市では、「いのち支える 鳥取市自死対策推進計画」を策定し、市民の「生きる支援」に積極的に取り組んでいます。

【資料／自殺総合対策大綱（概要）】

「自殺総合対策大綱」（概要）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少
(平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

資料：厚生労働省

(8) 成年後見制度の動き

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方を保護し、支援するため、不動産や預貯金などの財産の管理や、身のまわりの世話のための介護サービスの契約などを、本人の利益を考えながら、代理して法律行為などをする制度です。

この制度は、このような方々を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていない状況です。

そこで、この制度の利用促進を図ることを目的として、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号）が、平成28年5月に施行されました。

国においては、この法律に基づき「成年後見制度利用促進基本計画」が平成29年3月に策定され、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善などの施策目標が示されています。

本市においても、法人後見受任などを行う「とっとり東部権利擁護支援センター」や、鳥取市権利擁護支援センター「かけはし」への支援や弁護士等専門職以外の一般市民が、判断能力の低下した本人に代わって財産管理等を行う市民後見人の養成に取り組んでいます。

また、本市における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画について、平成31年度中に策定する予定です。

【資料／成年後見制度利用促進基本計画について】

成年後見制度利用促進基本計画について

＜経緯＞

- H28.5 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
- H28.9 「成年後見制度利用促進会議」(会長:総理)より「成年後見制度利用促進委員会」に意見を求める(基本計画の案に盛り込むべき事項について)
- H29.1 「委員会」意見取りまとめ
- H29.1～2 パブリックコメントの実施
- H29.3 「促進会議」にて「基本計画の案」を作成の上、閣議決定

＜計画のポイント＞

※計画対象期間:概ね5年間を念頭。市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
- ⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ⇒①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進(マッチング)④後見人支援等の機能を整備
- ⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」)、コーディネートを行う「中核機関(センター)」の整備

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- ⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討

※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与

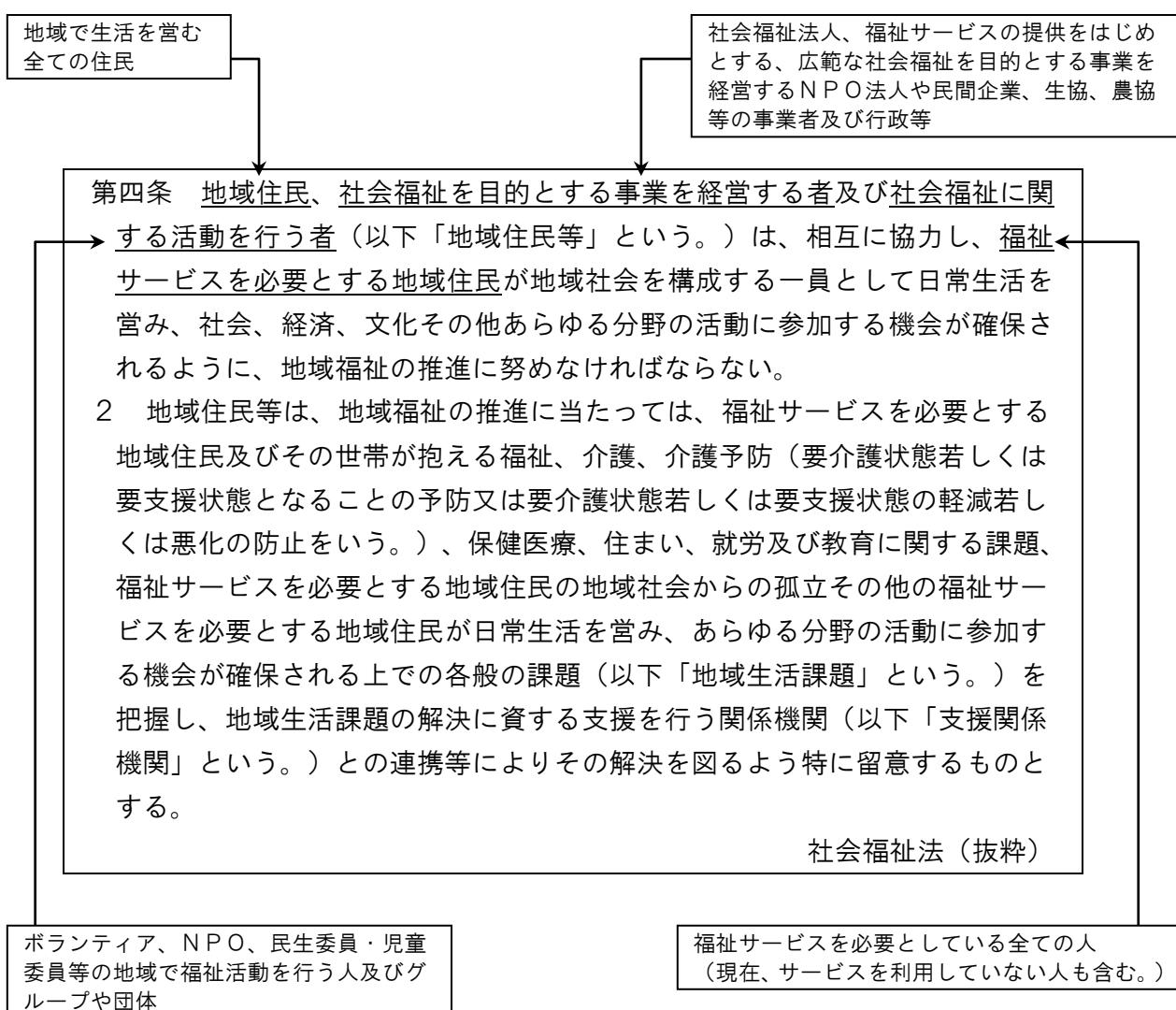
資料:厚生労働省

第2章 計画の概要

1 法令上の位置付け

(1) 地域福祉の推進

「社会福祉法」では、第4条において、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げるとともに、同条第1項で地域福祉を推進する主体と目的を定め、地域における福祉施策や住民の福祉活動を総合的に展開することを求め、また、同条第2項で地域福祉を推進する主体である地域住民等の役割として、地域のあらゆる課題（地域生活課題）の把握とその解決のために行政や社会福祉協議会などの専門機関との連携を求めています。



(2) 市町村における包括的な支援体制の整備

「社会福祉法」では、第106条の3において、市町村に対して「包括的な支援体制の整備」が求められています。

包括的な支援体制の整備	
第百六条の三 市町村は次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。	
一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施	その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業	三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする	社会福祉法（抜粋）

そして、社会福祉法第106条の3第1項第1号に掲げる必要な環境の整備に関しては、「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会 中間とりまとめ」（平成28年12月26日）において、次の三つの地域づくりの方向性が示されています。

地域づくりの三つの方向性 「互いに影響し合い、「我が事」の意識を醸成」	
①「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組の広がり	
②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動する住民の増加	
③「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくり	

地域力強化検討会中間とりまとめの概要 ～從来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～

【現状認識】

- ・少子高齢・人口減少
- 地域の存続の危機
- 人、モノ、お金、思いの循環が不可欠
- ・課題の複合化・複雑化
- ・社会的孤立・社会的排除
- ・地域の福祉力の脆弱化

【今後の方向性】

- 地域づくりの3つの方向性⇒互いに影響し合い、「我が事」の意識を醸成
- ①「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的な取組の広がり
- ②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動する住民の増加
- ③「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくり
- 生活上生じる課題は介護・子育て・障害・病気等から、住まい、就労、家計、孤立等に及ぶ⇒「暮らしとしごとを丸ごと支える」
- 地域の持つ力と公的な支援体制が協働して初めて安心して暮らせる地域に

1. 「住民に身近な圏域」での「我が事・丸ごと」

- 他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能が必要【1】
 - ・「どのような地域に住みたいか」を話し合える土壤
 - ・「楽しい」「やりがいがある」取組への地域住民の参加
 - ・「深刻な状況にある人」に対し「自分たちで何ができるか」と思える意識
- 「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場を設けるべき【2】
 - ・表に出にくく深刻な状況にある世帯に早期に気付けるのは住民
 - ・しかし、支援につなげられる体制がなければ、自ら解決するか、気にになりながらも声をあげることができないままにせざるを得ない、

・例えば、地区協議会、市町村社会協議会、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

2. 市町村における包括的な相談支援体制

- ・住民に身近な圏域で把握された「丸ごと」の相談に対応
- ・多様・複合課題⇒福祉のほか、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利擁護、多文化共生等多岐にわたる連携体制が必要
- ・制度の狭間⇒地域住民と協働して新たな社会資源を見つけ出し、生み出す

○協働の中核を担う機能が必要【3】

- ・例えば、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関が設置されていない自治体や生活困窮以外の課題は、「多機能の協働による包括的支援体制構築事業」(28年度5億円)
※ 平成28年度に26自治体が実施。自立相談支援機関、地域包括支援センター、社協、社会福祉法人、医療法人、NPO、行政と、様々な機関に置かれている。

3. 地域福祉計画等法令上の取扱い

○地域福祉計画の充実

- ・1、2の「我が事・丸ごと」の体制整備を記載
- ・地域福祉計画策定を義務化、PDCAサイクル徹底すべき
- ・地域福祉計画の上位計画としての位置づけ

○地域福祉の対象や考え方の進展を社会福祉法に反映すべき

- ・福祉サービスを必要とする⇒就労や孤立の解消等も対象
- ・支援手側と受け手側に分かれない(一億プラン)

○守秘義務に伴う課題⇒法制的な対応を含め検討に取り組む場合、住民との間で個人情報の共有が難しい。

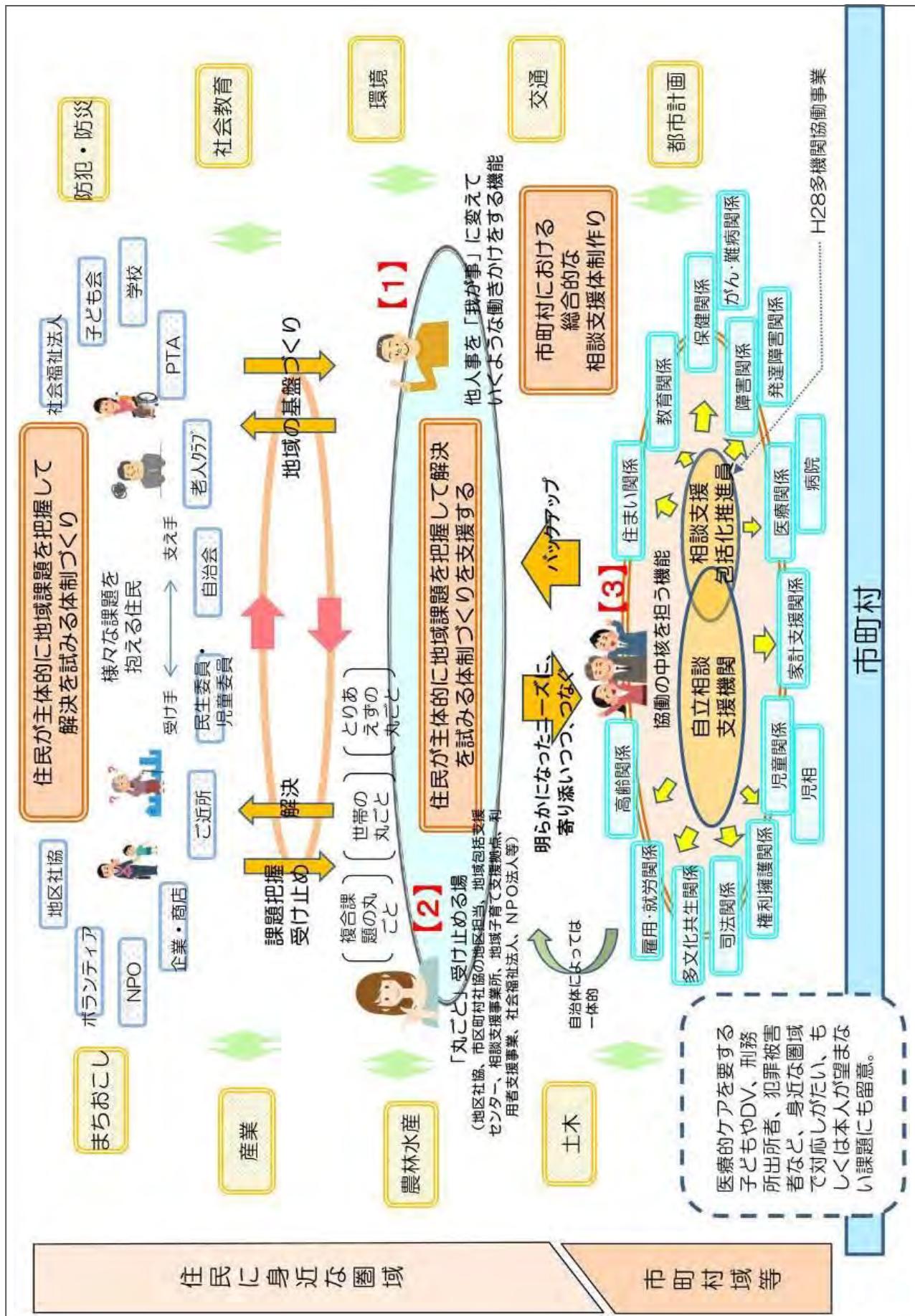
4. 自治体等の役割

- 自治体組織も、福祉部局の横断的な体制、保健所等も含めた包括的な相談体制の構築を検討すべき

○どのような形で作るかは、自治体により様々な方法

- 分野ごとの財源⇒柔軟な財源の活用や、別途の財源の議論など、財源のあり方等について具体的に検討すべき。

【資料／地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ】



資料:厚生労働省

地域福祉を取り巻く現状と課題及び体制整備の考え方として、「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会 最終とりまとめ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ～」（平成29年9月12日）において次のような内容が示されています。

地域福祉をめぐる現状と課題

●世帯の複合課題

- ・高齢の親と働いていない独身の50歳代の子が同居している世帯（いわゆる「8050問題」）
- ・介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）
- ・障がい児の親が高齢化し介護を要する世帯
- ・様々な課題が複合して生活が困窮している世帯

●制度の狭間にある課題

- ・制度の対象外、基準外、一時的なケース

●自ら相談に行く力がない

- ・頼る人がいない、自ら相談に行くことが困難
- ・社会的孤立・排除、一例である「ごみ屋敷」、地域住民からみると「気付いていても何もできない」（見て見ぬふり）

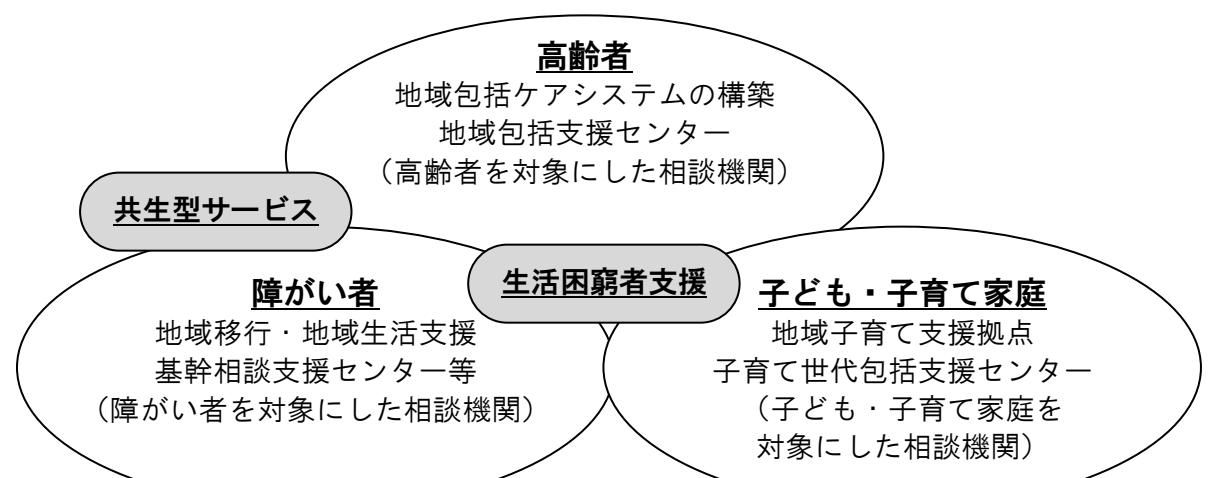
●地域の福祉力の脆弱化

- ・少子高齢化や人口減少の進行、自治会・町内会の加入率減少などによる地域で課題を解決していくという地域力の脆弱化

●新たな地域課題

- ・単身世帯の増加、賃貸住宅への入居時の保証の問題、入院時の対応や看取り、死亡後の対応など成年後見を含め新たな生活支援が必要

体制整備の考え方



(3) 地域福祉計画

地域福祉計画は、本市の将来を見据えた地域福祉の在り方や、地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定める総合的な計画であり、福祉及び保健分野の個別計画を横断的につなぐ計画です。

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、または変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

社会福祉法（抜粋）

(4) 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、「住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」が相互に協力・連携して、地域福祉の推進を目的とする実践的な行動計画として、具体的な取組が明示されたもので、福祉活動を行う地域住民やボランティアなどの自主的・自発的な取組について体系化した、民間活動の自主的な行動計画として策定します。

地域福祉計画との整合性を図りながら、社会福祉法第109条で地域福祉の推進役として位置付けられた社会福祉協議会が中心となって策定します。

また、地域住民や福祉活動の担い手の個別的な状況にも配慮するとともに、制度的に未着手の分野にも先駆的・開拓的に事業展開し、住民の主体的な福祉活動やコミュニティづくり活動の推進、そのための人材育成などが特徴となっています。

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

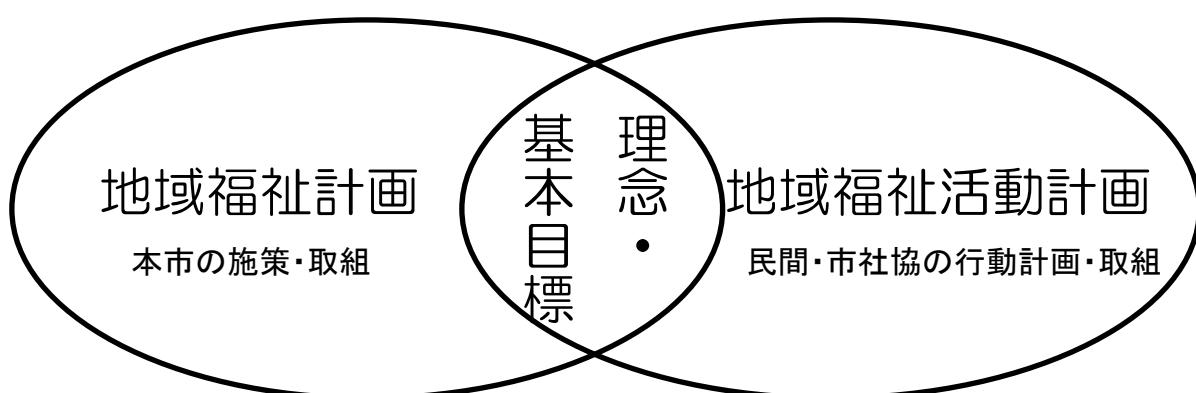
社会福祉法（抜粋）

2 計画の策定に関して

(1) 一体的な策定

地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、共に地域福祉を推進していくための計画であり、地域住民や団体等と行政との協働など、理念や考え方などでも重なるところが多く、相互に連携することが必要不可欠となっています。

本市及び市社協では、両計画の策定過程の共通化と取組の協働を図り、改めて本市の地域福祉の方向性と相互の役割等を確認し、一体的に策定します。

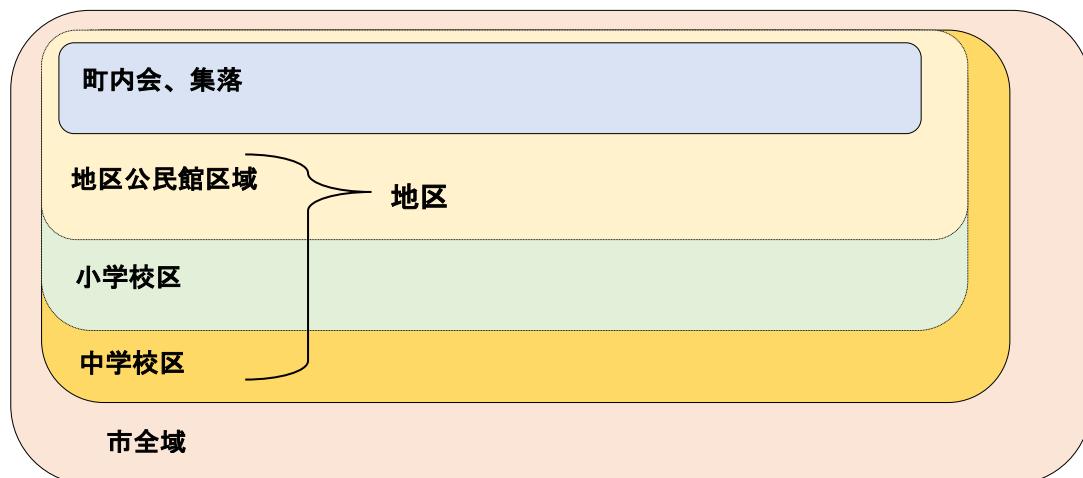


(2) 計画における圏域のとらえ方

地域福祉の施策や取組を展開する「圏域」の範囲は、取組や地域により様々な形態が考えられますが、本計画における「圏域」の範囲は、市民生活に最も身近な範囲と言える「町内会（自治会）」、またこれらが集まった「地区（おおむね地区公民館区域・小学校区から中学校区程度までの範囲）」など、実施する活動内容などにより、柔軟な考え方が必要となります。

本計画では、地域の課題への取組について、その内容や地域の実情に合わせ、最も効果的な範囲において柔軟に取り組んでいくこととしています。

【圏域のとらえ方のイメージ】



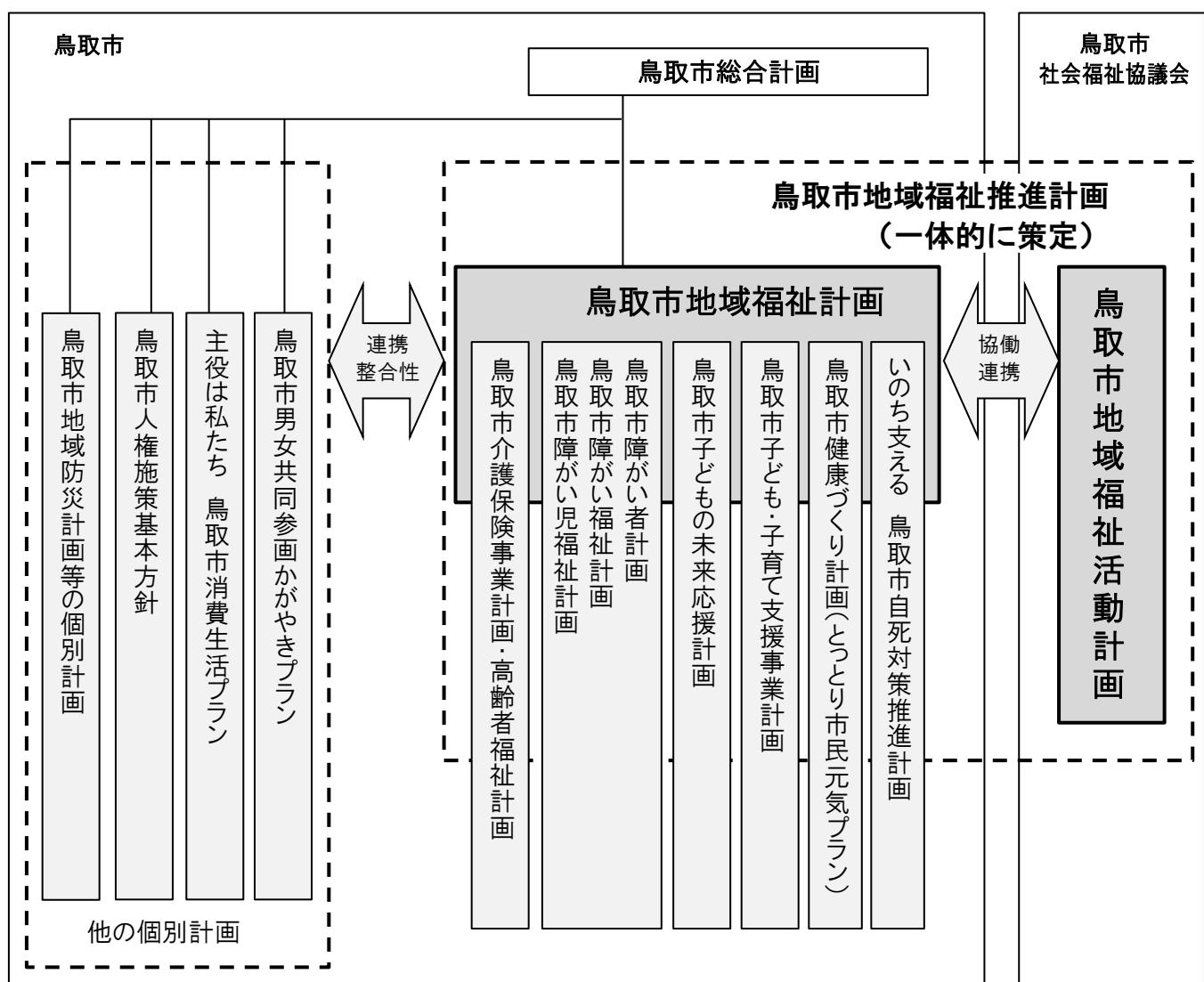
(3) 計画の位置付け

本計画は、国や県の考え方及び本市の「第10次鳥取市総合計画」を踏まえ、他の部門計画との整合に配慮し、計画の推進に当たっては、新たな課題や環境の変化に柔軟に対応することとします。

このため、「鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」「鳥取市障がい者計画及び鳥取市障がい福祉計画・鳥取市障がい児福祉計画」「鳥取市子ども・子育て支援事業計画」「鳥取市子どもの未来応援計画」「とっとり市民元気プラン（鳥取市健康づくり計画）」「いのち支える 鳥取市自死対策推進計画」との整合を図るとともに、「地域福祉計画」と各個別計画の対象分野が重なる部分については、個別計画の施策をもって「地域福祉計画」の一部とみなします。

また、男女共同参画、防災、人権などの他の個別計画と連携を図るとともに、福祉及び保健分野の個別計画の策定や見直しにおいては、「地域福祉計画」の理念や目標に照らして行うこととします。

【計画の位置付け・他の福祉計画との関係性】



(4) 計画の期間

今回策定する地域福祉計画は、介護保険事業計画・高齢者福祉計画などの他の福祉関係の行政計画の計画期間等を踏まえ、平成31年度から平成36年度までの6年間の計画として策定します。

また、計画の進捗状況や地域福祉をめぐる社会情勢の変化等を把握して、成果を検証しながら、必要に応じて柔軟に見直すこととします。

【関係計画の計画期間】

計画名	27 (2015) 年度	28 (2016) 年度	29 (2017) 年度	30 (2018) 年度	31 (2019) 年度	32 (2020) 年度	33 (2021) 年度	34 (2022) 年度	35 (2023) 年度	36 (2024) 年度	37 (2025) 年度	38 (2026) 年度
鳥取市総合計画												
		第10次基本構想 (平成28~37年度)										
							第11次基本構想 (平成33~47年度)					
鳥取市地域福祉計画 鳥取市地域福祉活動計画 (市社協)		第10次基本計画 (平成28~32年度)					第11次基本計画 (平成33~37年度)					
							第2次鳥取市地域福祉計画・ 第4次鳥取市地域福祉活動計画 (平成31~36年度)				平成37年度~	
鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画	第6期計画 (平成27~29年度)			第7期計画 (平成30~32年度)			第8期計画 (平成33~35年度)			第9期計画 (平成36~38年度)		
鳥取市障がい者計画 鳥取市障がい福祉計画 鳥取市障がい児童福祉計画	基本計画 (平成27~35年度)											
	第4期計画 (平成27~29年度)			第5期計画 (平成30~32年度)			第6期計画 (平成33~35年度)			第7期計画 (平成36~38年度)		
					第1期計画 (平成30~32年度)			第2期計画 (平成33~35年度)			第3期計画 (平成36~38年度)	
鳥取市子どもの未来応援計画		計画 (平成29~33年度)										
鳥取市子ども・子育て支援事業計画	第1期計画 (平成27~31年度)					第2期計画 (平成32~36年度)						
鳥取市健康づくり計画 (とつとり市民元気プラン)	第3期計画 (平成28~32年度)											
いのち支える 鳥取市自死対策推進計画					計画 (平成31~32年度)							

(5) 計画の策定方法

ア 鳥取市地域福祉計画・地域福祉活動計画作成委員会等における審議

計画の策定に当たっては、アンケート調査を通じて市民の意見等を把握するとともに、学識経験者・各種団体や組織の関係者、公募住民などから構成される「鳥取市地域福祉計画作成委員会・鳥取市地域福祉活動計画作成委員会」において、専門的見地から意見をいただきました。

府内においては、関係各課で内容についての協議を行いました。また、市民政策コメント（市民意見公募）を実施しました。

イ アンケート調査の実施

市民の地域福祉に関する意識や現状等を把握し、今後の施策に生かすとともに、結果を本計画に反映するための基礎資料とする目的として、アンケート調査を実施しました。

調査の名称	鳥取市地域福祉の推進に関する住民意識調査
調査対象者	18歳以上の市民（住民基本台帳による無作為抽出）
調査数	2,500人（住民基本台帳から無作為抽出）
調査方法	郵送配布、郵送回収
調査時期	平成29年12月
有効回収数	1,219件
有効回収率	48.8%

ウ グループインタビュー調査の実施

地域福祉関係団体等における地域福祉の実情や問題点、課題や市民ニーズ等を把握し、施策の実施に向けた考え方を得ることを目的として、グループインタビュー調査（座談会形式の小集団面接調査）を実施しました。

グループインタビュー調査とは

- 1グループ6名程度の対象者を呼集し、司会者（モデレーター）の進行によって様々な意見やアイデアを聴取する「定性的な」調査手法です。アンケート調査のように大量のサンプルを集計するものではなく、あくまで政策上のヒントやキーワードなど意識的側面を深掘りする調査です。

調査の対象	地域福祉関係団体及び行政関係の関連部署 (地域活動団体、高齢者福祉活動団体、障がい者福祉活動団体、子育て支援団体など、幅広い分野から呼集)
調査人	3グループ合計18名 (Aグループ6名、Bグループ7名、Cグループ5名)
調査期日	平成30年7月3日(火)
調査の実施場所	駅南庁舎地下第1会議室

第3章 本市を取り巻く現状

1 人口・世帯の状況

(1) 総人口及び地域別人口

本市の人口は、平成 30 年6月末日現在 188,687 人であり、平成 25 年から約 5,300 人の減少となっており、近年、緩やかに人口の減少が進行しています。

また、1 世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成 25 年の 2.50 人から平成 30 年で 2.36 人となっており、本市でも小家族化傾向がうかがえます。

地域別でみると、人口は鳥取地域が最も多く約 146,700 人、世帯数は約 63,700 世帯となっています。世帯人員は、鳥取地域が 2.30 人と最も少なく、南部地域では 2.68 人と多くなっています。

人口を平成 25 年から平成 30 年までの推移でみると、南部地域及び西部地域で減少が目立っています。一方、世帯数は、鳥取地域及び東部地域で増加しています。

【人口・世帯数の推移】

	平成 25 年			平成 30 年			人口 増減率 (%)	世帯数 増減率 (%)
	人口	世帯数	世帯人員	人口	世帯数	世帯人員		
鳥取市全体	194,012	77,670	2.50	188,687	79,875	2.36	-2.7	2.8
鳥取地域	148,714	61,752	2.41	146,684	63,732	2.30	-1.4	3.2
旧鳥取市	148,714	61,752	2.41	146,684	63,732	2.30	-1.4	3.2
東部地域	11,793	4,215	2.80	11,370	4,373	2.60	-3.6	3.7
旧国府町	8,663	3,194	2.71	8,412	3,336	2.52	-2.9	4.4
旧福部村	3,130	1,021	3.07	2,958	1,037	2.85	-5.5	1.6
南部地域	13,524	4,555	2.97	12,319	4,597	2.68	-8.9	0.9
旧河原町	7,519	2,459	3.06	6,920	2,506	2.76	-8.0	1.9
旧用瀬町	3,745	1,292	2.90	3,479	1,308	2.66	-7.1	1.2
旧佐治村	2,260	804	2.81	1,920	783	2.45	-15.0	-2.6
西部地域	19,981	7,148	2.80	18,314	7,173	2.55	-8.3	0.3
旧気高町	9,105	3,237	2.81	8,649	3,327	2.60	-5.0	2.8
旧鹿野町	4,070	1,439	2.83	3,669	1,430	2.57	-9.9	-0.6
旧青谷町	6,806	2,472	2.75	5,996	2,416	2.48	-11.9	-2.3

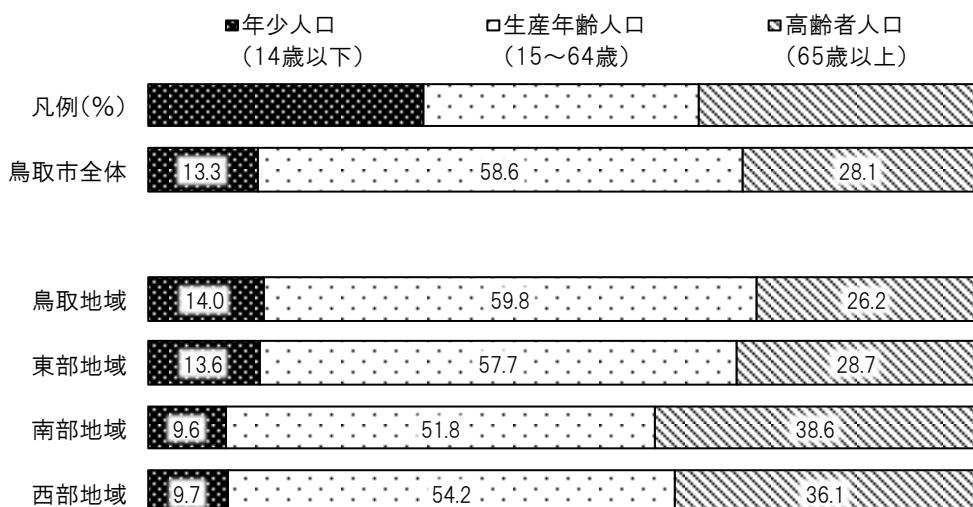
注：増減率は、平成 25 年を基準とした場合の平成 30 年の割合を示す。

資料：住民基本台帳(各年6月末現在)(外国人を含む。)

(2) 年齢別人口

本市の年齢別人口構成をみると、平成 30 年では年少人口(14 歳以下)の割合が 13.3%、生産年齢人口(15~64 歳)が 58.6%、高齢者人口(65 歳以上)が 28.1% となっています。また、南部地域及び西部地域では、他の地域に比べて年少人口が少なく高齢者人口が多い、少子高齢化の進行がうかがえます。

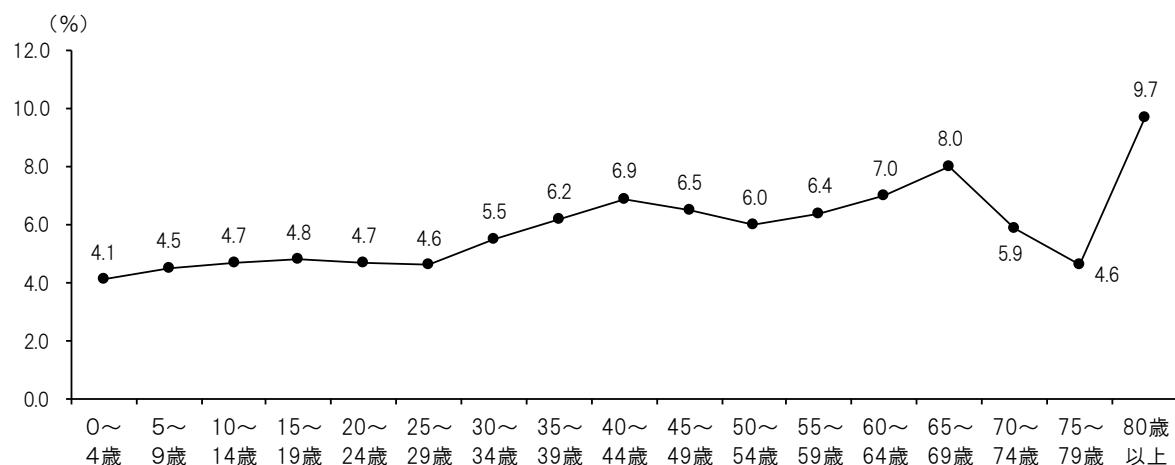
【年齢 3 区分別人口構成比】



資料:住民基本台帳(平成 30 年6月末現在)(外国人を含む。)

年齢を 5 歳階級別でみると、60 歳代後半のいわゆる「団塊の世代」が多くなっており、次いで 40 歳代前半のいわゆる「団塊ジュニア世代」が多くなっています。なお、80 歳以上の階級別は、まとめているため、9.7% と集計上では最も多くなっています。

【年齢 5 歳階級別人口 (鳥取市全体)】

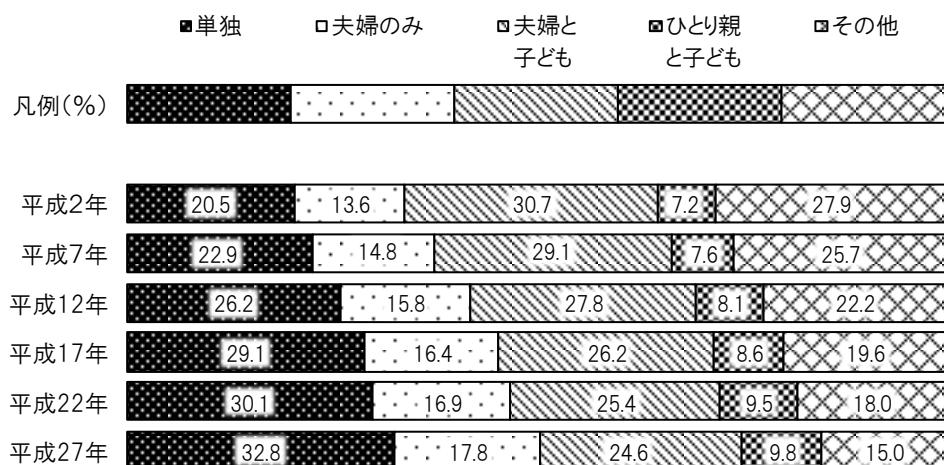


資料:住民基本台帳(平成 30 年6月末現在)(外国人を含む。)

(3) 世帯類型別構成比

世帯構成について、平成2年から平成27年までの推移でみると、「単独」や「夫婦のみ」は増加傾向にありますが、「夫婦と子ども」は減少傾向にあります。また、「ひとり親と子ども」は緩やかに増加しています。

【世帯類型別構成比】

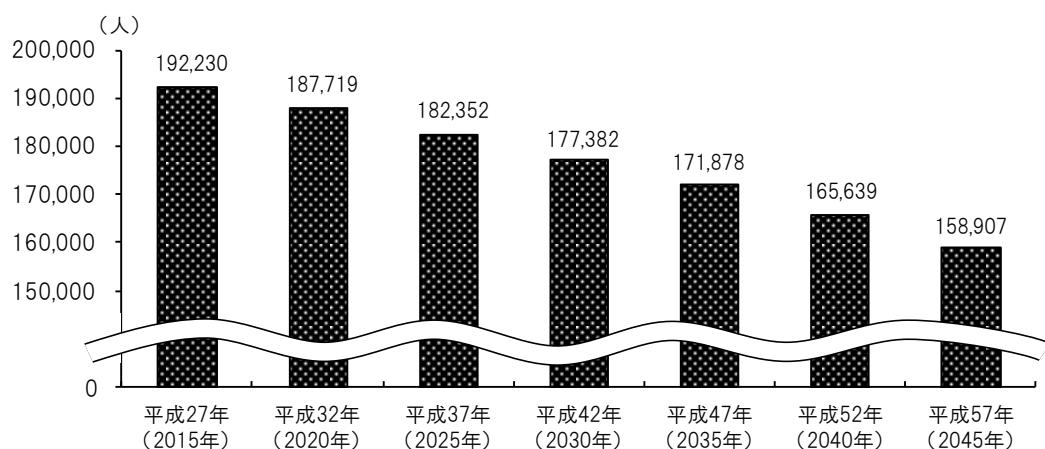


資料:国勢調査

(4) 総人口の将来推計

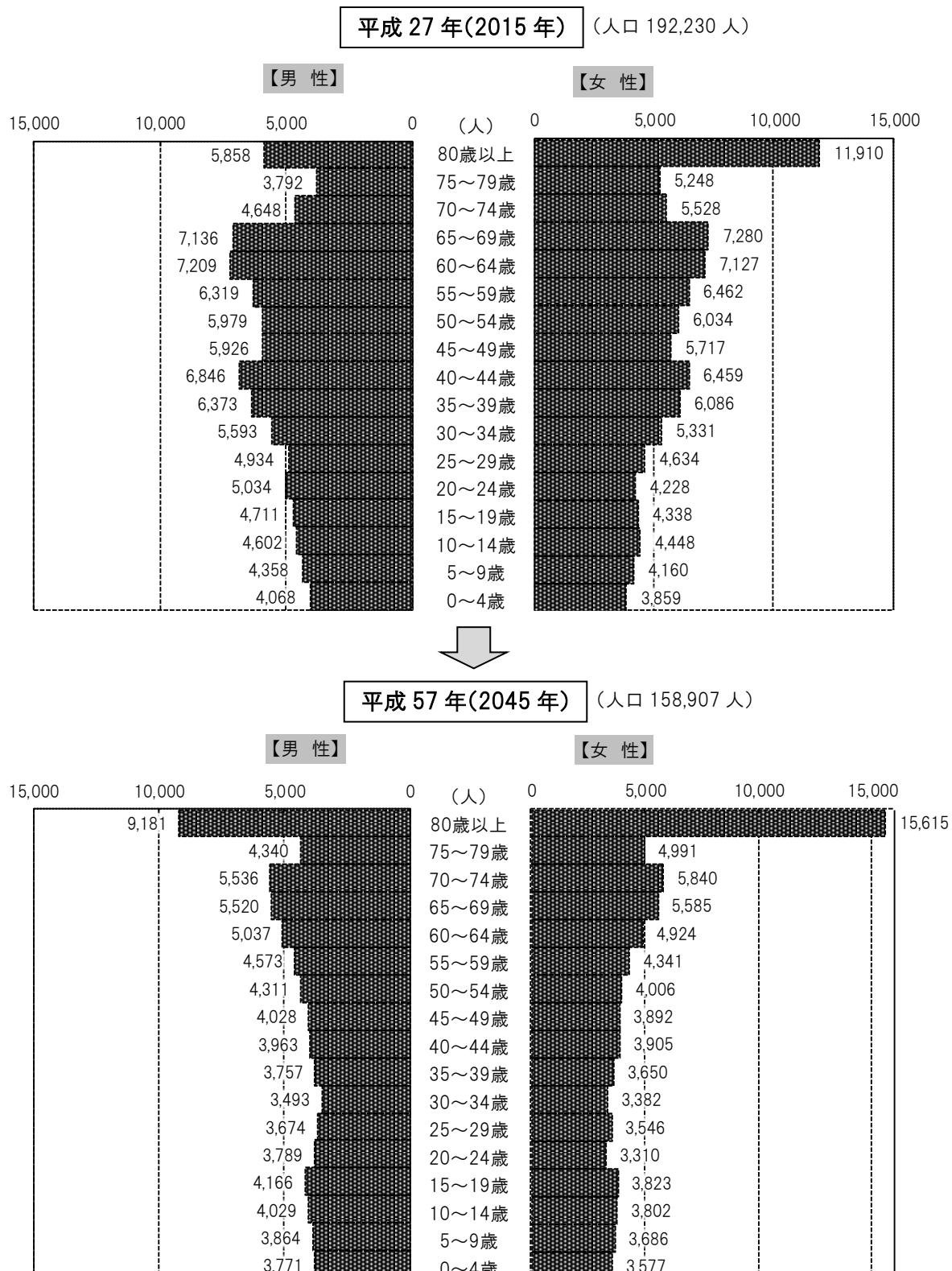
本市の人口動向については、減少で推移すると予測されており、団塊世代が75歳以上に移行する平成37年（2025年）では平成27年（2015年）に比べ約9,900人減少し、団塊ジュニア世代が70歳代となる平成57年（2045年）には平成27年（2015年）に比べ約33,300人減少すると予測されています。

【鳥取市の将来推計人口】



資料:鳥取市人口ビジョン

平成 27 年（2015 年）と 30 年後の平成 57 年（2045 年）における、本市の性・年齢別人口構成（人口ピラミッド）の変遷をみると、平成 57 年（2045 年）では、団塊の世代が 90 歳以上となることから、男女共に全ての世代の中で 80 歳以上が最も多くなっています。また、2015 年に人口のボリュームゾーンであった 40 歳代の団塊ジュニア世代は、平成 57 年（2045 年）には 70 歳代となり、もう一つのボリュームゾーンになると推計されます。



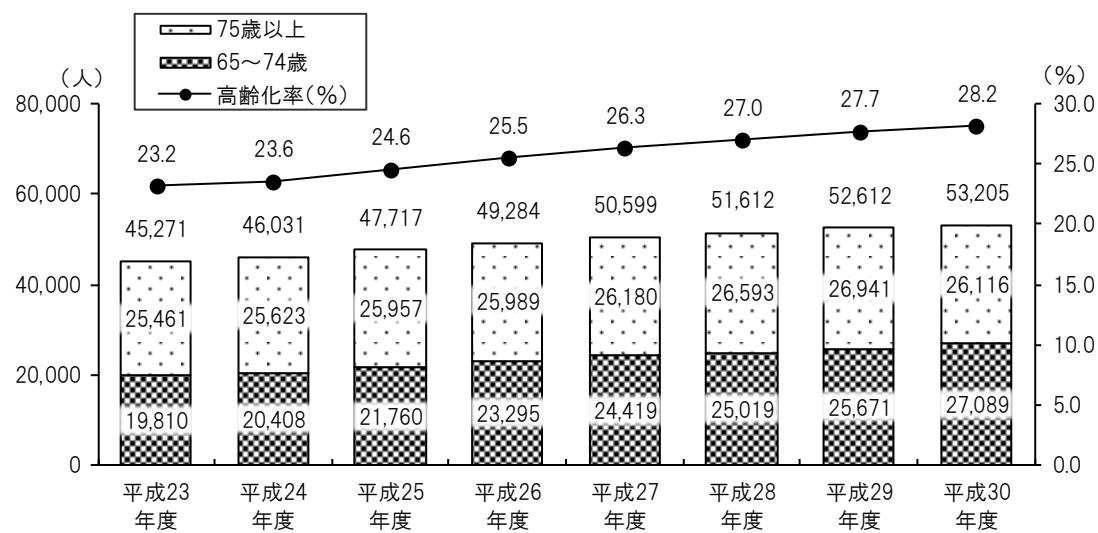
資料：鳥取市人口ビジョン

2 高齢者の状況

(1) 高齢者人口の推移

本市の高齢者人口をみると、平成 30 年度は 53,205 人、高齢化率は 28.2% で、近年は緩やかな増加で推移しています。そのうち、65~74 歳（前期高齢者）の割合は、75 歳以上（後期高齢者）をやや上回っていますが、おおむね二分されています。また、団塊世代が 75 歳以上に移行する平成 37 年（2025 年）度では、平成 30 年度に比べ約 4,000 人増加すると予測されています。

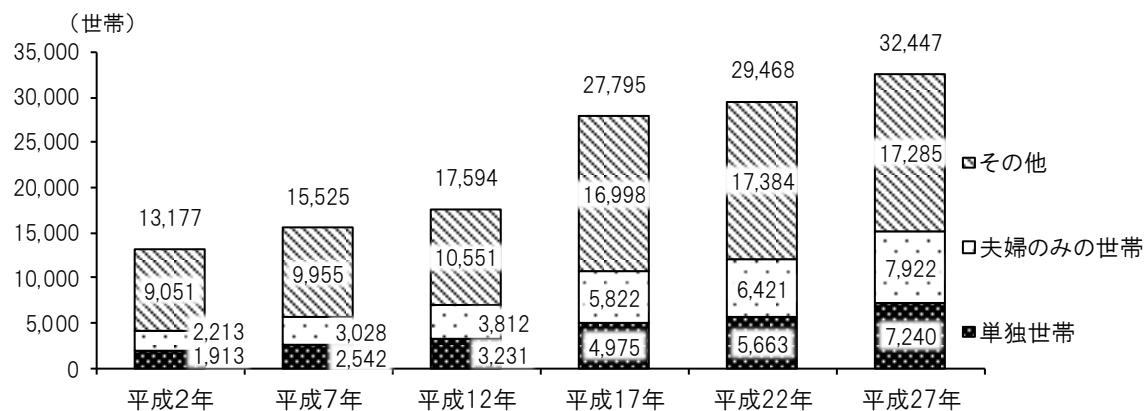
【高齢者人口の推移】



資料：平成 23 年度は鳥取県年齢別人口推計（10月 1 日現在）、平成 24~30 年度は住民基本台帳（9月末現在）

高齢者のいる世帯数をみると、平成 27 年で 32,447 世帯となっており、近年は増加で推移しています。

【高齢者のいる世帯数の推移】



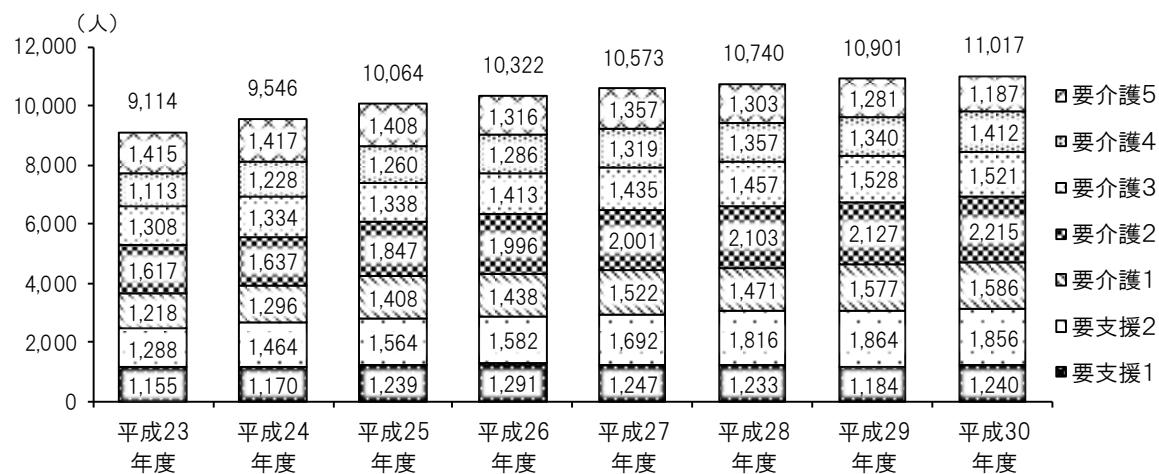
資料：国勢調査

(2) 要介護等認定者数の推移

介護保険の対象者となる、要支援・要介護認定者数の推移をみると、認定者の総数は、平成30年度で11,017人となっており、近年は緩やかな増加で推移しています。

要介護度別でみると、要介護2が最も多く、次いで要支援2の順となっています。

【要介護等認定者数の推移】

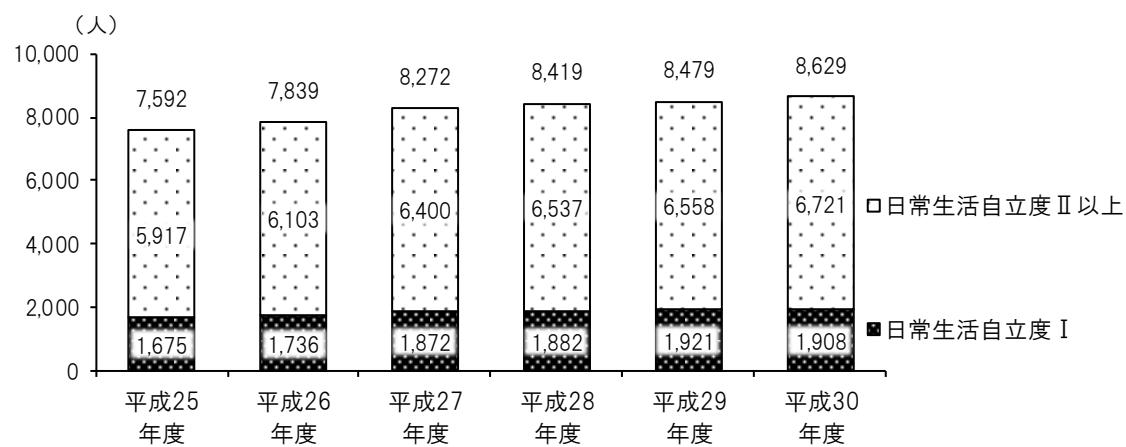


資料：介護保険事業状況報告(各年度9月末現在)

(3) 認知機能が低下した人の状況

日常生活自立度別にみると、平成30年度は、日常生活自立度Iが1,908人、日常生活自立度II以上が6,721人となっており、日常生活自立度II以上は増加で推移しています。

【日常生活自立度別推移】



※日常生活自立度I：何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭及び社会的にほぼ自立している。

日常生活自立度II：日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。

資料：介護保険システム(MCWEL)の出力情報を基に集計した「日常生活圏域別高齢者等情報調査(各年9月末現在)」の実績値。

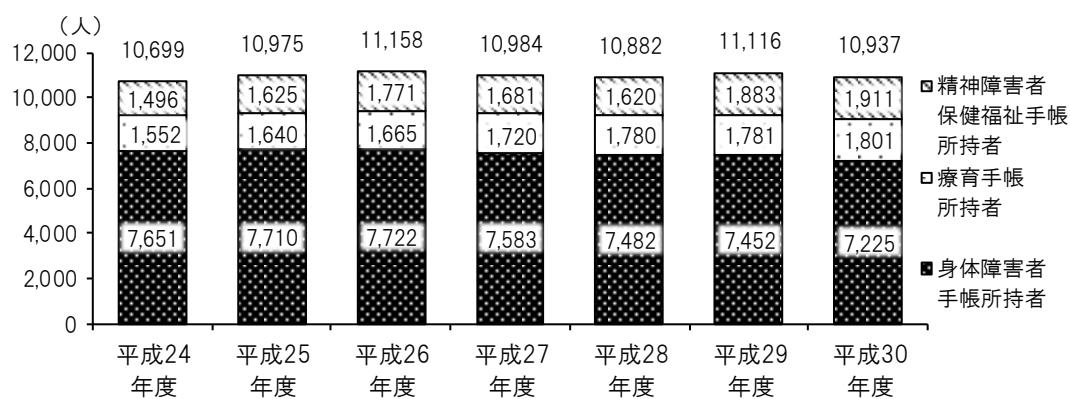
3 障がい者の状況

(1) 障がい者手帳所持者数の推移

障がい者手帳所持者数は、平成30年度において10,937人となっており、近年は緩やかな増減を繰り返しながら推移しています。

手帳の種類別でみると、平成30年度では「身体障害者手帳所持者数」が7,225人と最も多く、全体の7割近く(66.0%)を占めています。「療育手帳所持者数」は1,801人(全体に占める構成比16.5%)、「精神障害者保健福祉手帳所持者数」は1,911人(同17.5%)となっており、平成24年度からの推移では、「精神障害者保健福祉手帳所持者数」が増加し、「身体障害者手帳所持者数」が減少しています。

【障がい者手帳所持者数の推移】



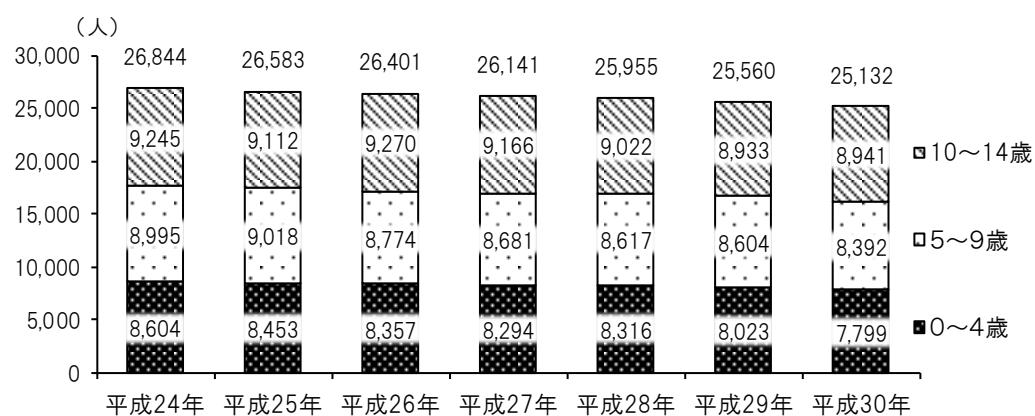
資料：障がい福祉課(各年度4月1日現在)

4 子どもの状況

(1) 子どもの人口

本市における年少人口は、緩やかな減少で推移しており、平成 30 年 3月末日現在では 25,132 人となっています。平成 24 年に比べ約 1,700 人の減少となっており、特に 0~4 歳の年齢層で減少が目立っています。

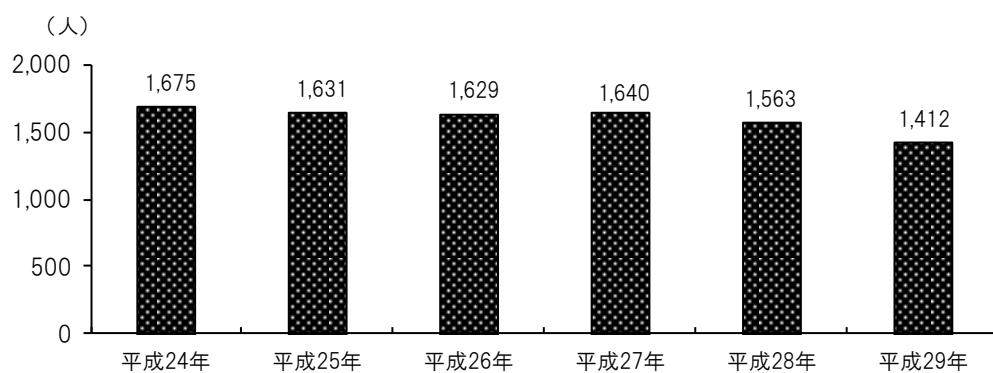
【子どもの人口推移】



資料:住民基本台帳(各年3月末現在)(平成 24 年は外国人を含まないが、平成 25 年以降は外国人を含む)

年間出生数についてみると、近年は減少で推移しており、平成 29 年では 1,412 人となっています。

【年間出生数の推移】



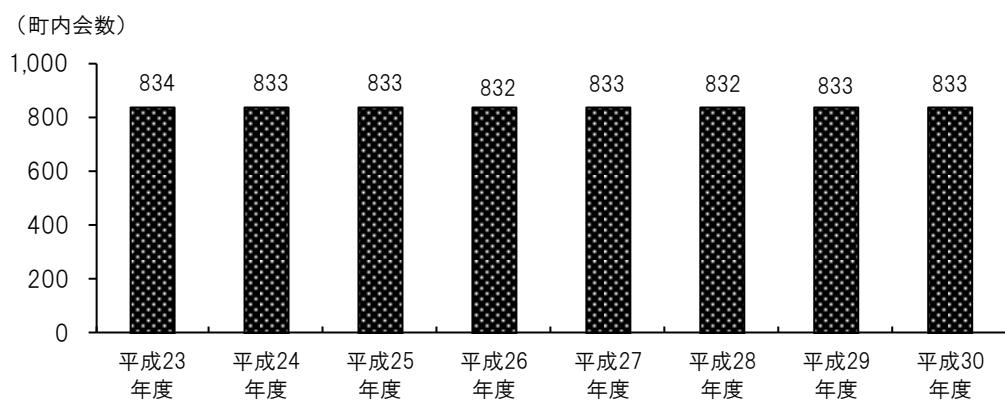
資料:人口動態調査

5 地域の状況

(1) 町内会数の推移

鳥取市自治連合会加入の町内会数は、大きな変動なく推移しており、平成 30 年度は 833 の町内会が組織されています。

【町内会数の推移】

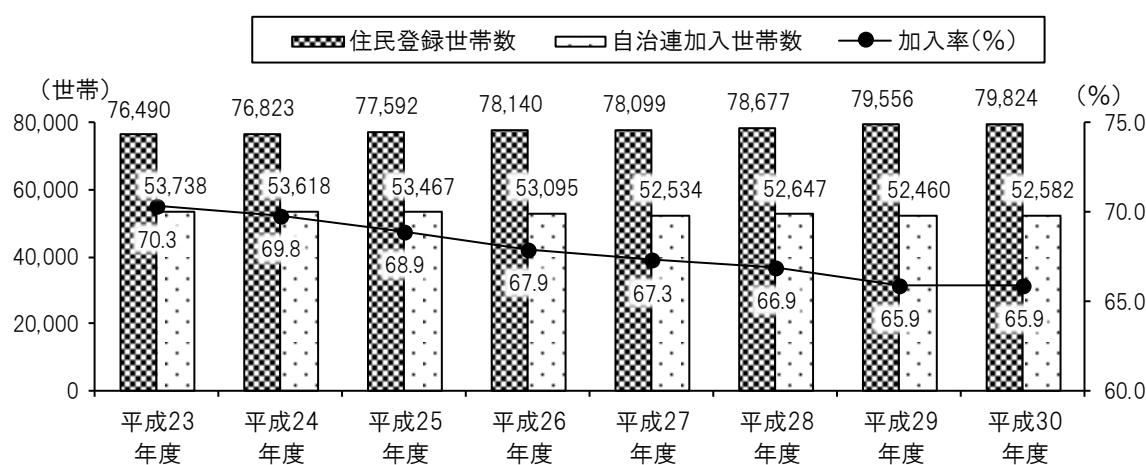


資料: 協働推進課(各年度4月末現在)

(2) 加入世帯数の推移

本市の住民登録世帯数をみると、緩やかな増加で推移しており、平成 30 年度で 79,824 世帯と、平成 23 年度から約 3,300 世帯増加しています。一方、鳥取市自治連合会加入の世帯数及び加入率は、平成 30 年度で 52,582 世帯、65.9% と平成 23 年度から約 1,200 世帯、約 4.4% 減少し、緩やかな減少傾向ですが、平成 29 年度から平成 30 年度へは横ばいで推移しています。

【自治連加入世帯数の推移】

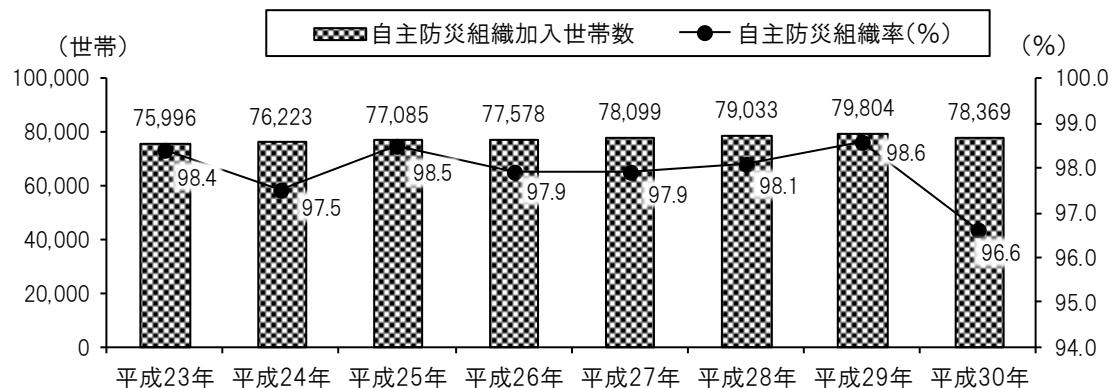


資料: 協働推進課(各年度4月末現在)

(3) 自主防災組織加入世帯数の推移

自主防災組織加入世帯数については、緩やかな増加で推移していましたが、平成 30 年は 78,369 世帯と減少しています。また、自主防災組織率も、平成 30 年は 96.6% と減少しています。

【自主防災組織加入世帯数の推移】



資料:危機管理課(各年3月末現在)

(4) 避難行動要支援者登録者の推移

本市の避難行動要支援者登録者数は増加傾向にありましたが、平成 30 年では 6,310 人と減少に転じています。地域別でみると、平成 24 年と比べ旧国府町、旧河原町では減少していますが、旧気高町、旧鹿野町では大きく増加しています。

【避難行動要支援者登録者の推移】

(単位:人)

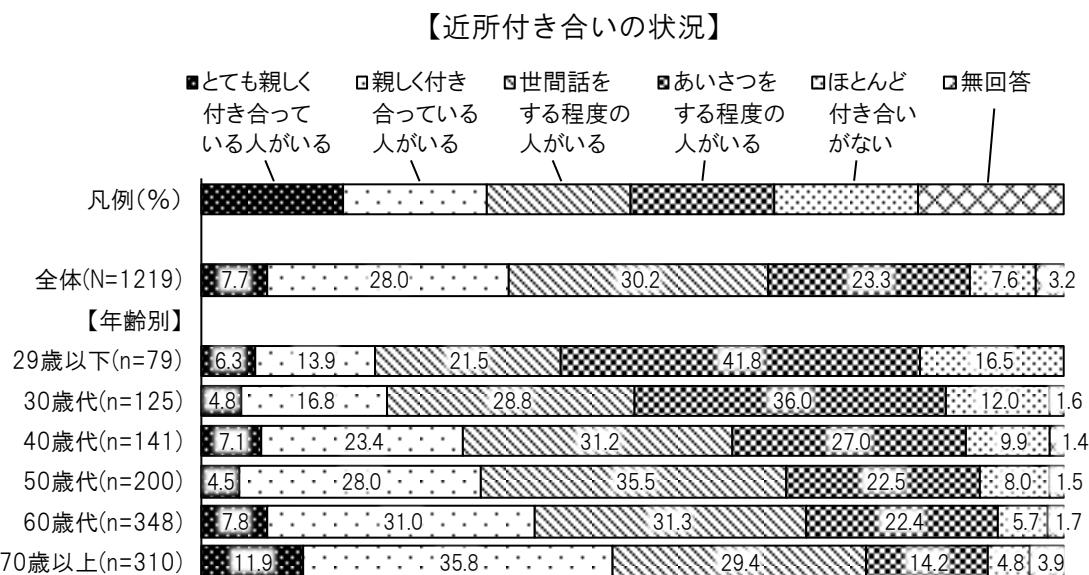
地域名	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	増減率 (%)
鳥取市全体	5,277	5,468	5,317	5,330	6,021	6,340	6,310	19.6
旧鳥取市	3,753	3,733	3,674	3,657	4,061	4,369	4,333	15.5
旧国府町	299	276	254	235	254	249	242	-19.1
旧福部村	90	113	110	110	138	138	130	44.4
旧河原町	359	349	309	297	290	273	271	-24.5
旧用瀬町	197	184	168	178	199	199	192	-2.5
旧佐治村	81	84	80	76	85	98	109	34.6
旧気高町	152	389	421	410	403	391	409	169.1
旧鹿野町	50	51	43	47	209	209	216	332.0
旧青谷町	296	289	258	320	382	414	408	37.8

注:増減率は、平成 24 年を基準とした場合の平成 30 年の増減割合を示す。

資料:地域福祉課(各年3月末現在)

(5) 近所付き合いの状況について

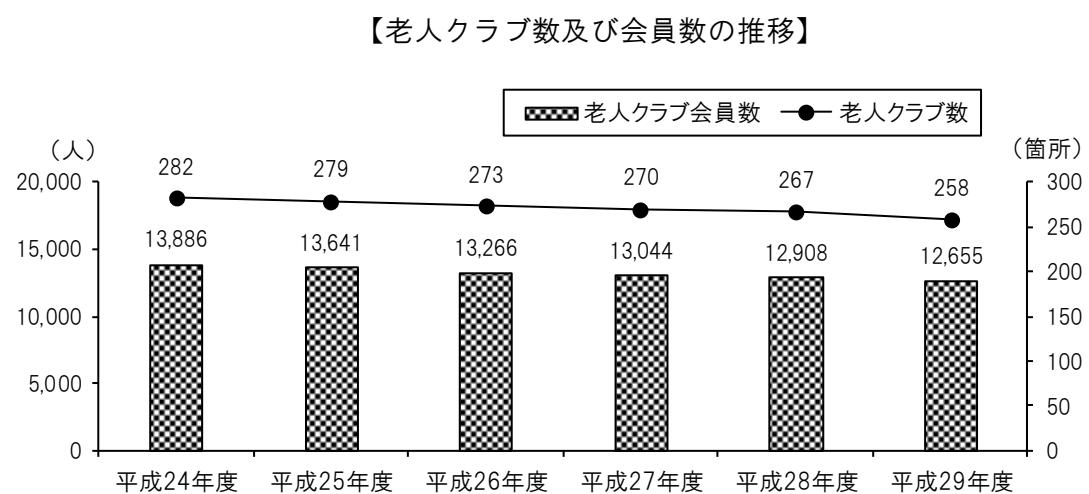
近所付き合いの程度については、3割以上（35.7%）が『親しく付き合っている人がいる』と回答しています。一方、「あいさつをする程度の人がいる」は23.3%、「ほとんど付き合いがない」は7.6%となっています。特に、若い年齢層ほど「ほとんど付き合いがない」が増える傾向にあります。



資料：鳥取市の地域福祉の推進に関する住民意識調査

(6) 老人クラブ数及び会員数の推移

本市の老人クラブ数及び会員数は、近年緩やかな減少で推移しており、平成29年度においてはクラブ数258箇所、会員数12,655人となっています。

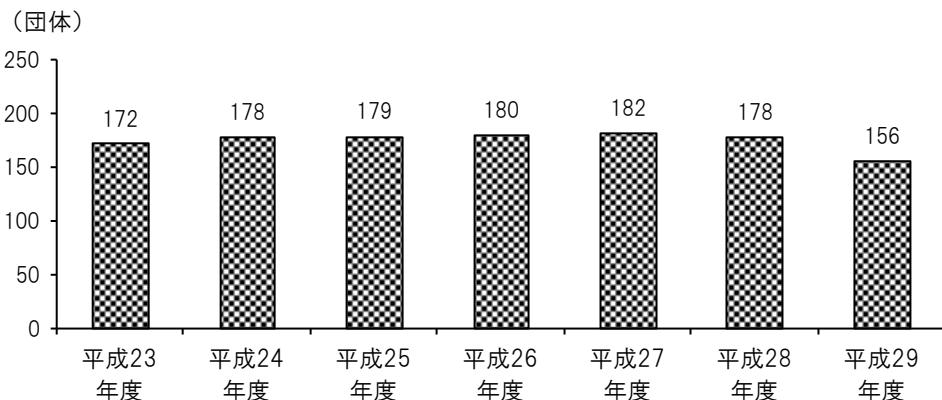


資料：長寿社会課

(7) 市民活動拠点アクティブとっとりの登録団体の推移

市民活動拠点アクティブとっとりの登録団体については、大きな変動なく推移していますが、平成 29 年度は 156 団体と減少しています。

【市民活動拠点アクティブとっとりの登録団体の推移】

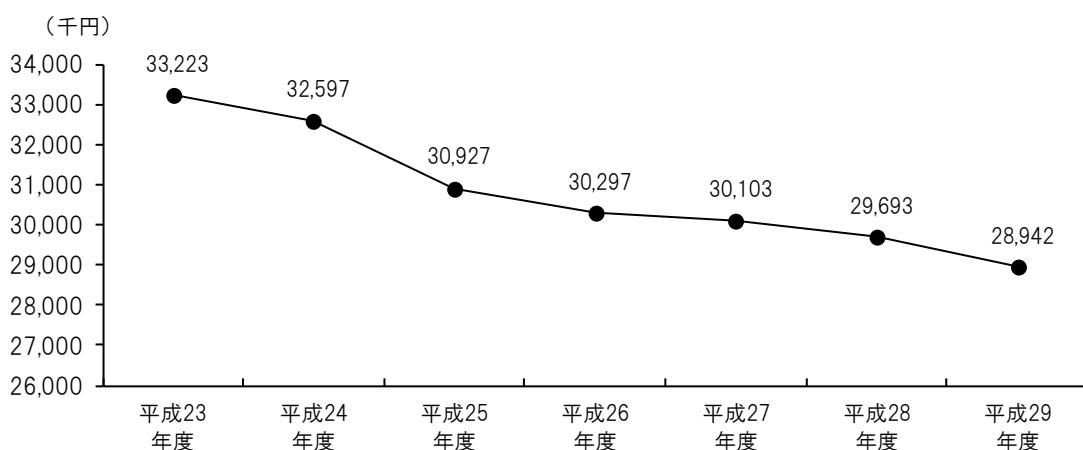


資料:協働推進課(各年度3月現在)

(8) 共同募金の推移

共同募金については、減少で推移しており、平成 29 年度は約 28,900 千円となっています。

【共同募金の推移】



資料:鳥取市社会福祉協議会(各年度3月末現在)

6 社会福祉協議会の活動状況

(1) 社会福祉協議会会員数等の推移

市社協の一般会員数は、平成 29 年度において 48,656 世帯、加入率は 61.0% となっており、近年は緩やかな減少で推移しています。

賛助会員数、特別会員数は共に減少で推移しています。また、愛の訪問協力員は減少傾向にありますが、となり組福祉員は増加傾向にあります。

【社会福祉協議会会員数等の推移】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	増減率 (%)
一般会員数(世帯)	49,546	49,470	49,277	49,003	48,839	48,656	-1.8
加入率(%)	64.2	64.2	62.7	62.3	62.1	61.0	-5.0
賛助会員数(世帯)	3,650	3,595	3,521	3,305	3,335	3,141	-13.9
特別会員数(世帯)	127	115	112	104	109	104	-18.1
愛の訪問協力員(人)	1,374	1,370	1,309	1,280	1,232	1,191	-13.3
となり組福祉員(人)	1,655	1,694	1,737	1,737	1,809	1,815	9.7

注: 増減率は、平成 24 年度を基準とした場合の平成 29 年度の増減割合を示す。

資料:鳥取市社会福祉協議会 事業報告

(2) 地域福祉活動コーディネーター設置地区数

地域福祉活動コーディネーターとは、生活支援方法の調整、ネットワーク活動の促進を行い、介護予防・生活支援事業、地域福祉権利擁護事業、行政や社会福祉協議会の他の事業との連携を行う専門職を言います。コーディネーターの設置地区数については、大きな変動なく推移しており、平成 29 年度は 9 地区となっています。

【地域福祉活動コーディネーター設置地区数の推移】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域福祉活動コーディネーター 設置地区数	8	9	9	9	9	9

資料:鳥取市社会福祉協議会 事業報告

(3) ふれあい型食事サービスの利用状況

ふれあい型食事サービスの利用状況については、回数、延べ対象者数共に緩やかな減少で推移しています。

【ふれあい型食事サービスの利用状況】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	増減率 (%)
回数	834	822	828	808	808	792	-5.0
延べ対象者数	28,895	28,408	28,048	27,047	28,374	28,189	-2.4
延べ調理数	7,740	7,484	7,432	7,372	7,284	7,077	-8.6
延べ配達数	5,609	5,333	5,363	5,307	5,405	5,315	-5.2

注:増減率は、平成 24 年度を基準とした場合の平成 29 年度の増減割合を示す。

資料:鳥取市社会福祉協議会 事業報告

(4) ふれあいデイサービスの利用状況

ふれあいデイサービスの利用状況については、回数、延べ人数ともに減少傾向にあります。

【ふれあいデイサービスの利用状況】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	増減率 (%)
回数	871	826	740	758	735	716	-17.8
延べ人数	10,375	10,076	9,736	9,630	9,522	8,880	-14.4

注:増減率は、平成 24 年度を基準とした場合の平成 29 年度の増減割合を示す。

資料:鳥取市社会福祉協議会 事業報告

(5) ふれあい・いきいきサロン

ふれあい・いきいきサロンについては、毎年およそ 20~30 サロン増加しており、平成 29 年度では 346 サロンが開催されています。

【ふれあい・いきいきサロン数の推移】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	増減率 (%)
サロン数	238	257	269	293	320	346	45.4

注:増減率は、平成 24 年度を基準とした場合の平成 29 年度の増減割合を示す。

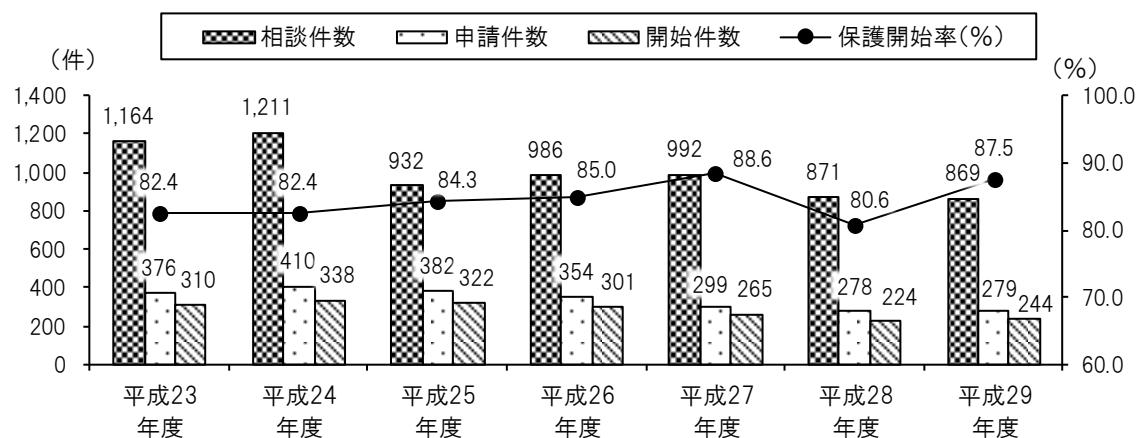
資料:鳥取市社会福祉協議会 事業報告

7 福祉的課題を抱えている人の現状

(1) 生活保護相談件数等の推移

本市の生活保護相談件数は、平成 24 年度の 1,211 件から減少に転じ、平成 29 年度は 869 件となっています。また、保護開始率については、平成 29 年度は 87.5% と、前年に比べ増加しています。

【生活保護相談件数等の推移】



資料:生活福祉課(各年度3月末現在)

(2) 生活保護世帯数・人員等の推移

本市の生活保護世帯数は、緩やかな増加で推移していましたが、平成 29 年度は 2,258 世帯と減少しています。また、保護人員も減少傾向にあり、平成 29 年度は 3,162 人となっています。世帯類型別では、高齢者の割合が微増傾向にあり、平成 28 年度では 4 割以上を占めています。

【生活保護世帯数・人員等の推移】

(単位:世帯)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活保護世帯数※	1,909	2,049	2,169	2,252	2,284	2,260	2,258
高齢者	662	723	788	849	912	976	1,014
構成比(%)	34.7	35.3	36.3	37.7	39.9	43.2	44.9
母子	122	136	147	154	149	126	116
構成比(%)	6.4	6.6	6.8	6.8	6.5	5.6	5.1
傷病障害者	810	657	698	682	651	613	586
構成比(%)	42.4	32.1	32.2	30.3	28.5	27.1	26.0
その他	301	522	521	545	553	527	505
構成比(%)	15.8	25.5	24.0	24.2	24.2	23.3	22.4
保護人員(人)	2,818	3,085	3,261	3,364	3,315	3,216	3,162

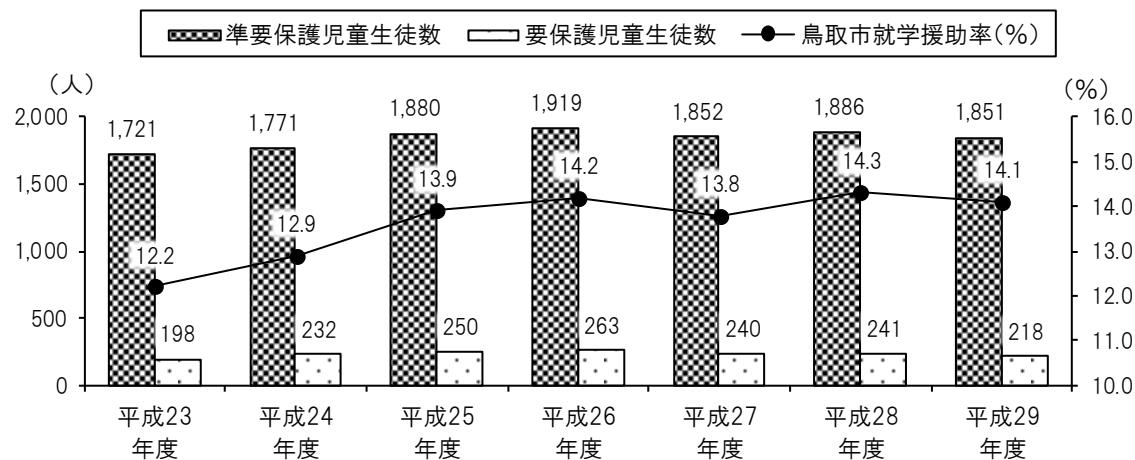
※停止中を含まない

資料:生活福祉課(各年度3月末現在)

(3) 就学援助を受けた児童・生徒数

準要保護児童生徒数は、平成29年度は1,851人と、近年は緩やかに増減しながら推移しています。また、要保護児童生徒数は増加傾向にありましたが、平成27年度に減少に転じ、平成29年度は218人となっています。一方、就学援助率は、平成23年度から増加したものとの、近年は緩やかに増減を繰り返しながら推移しています。

【就学援助を受けた児童・生徒数の推移】

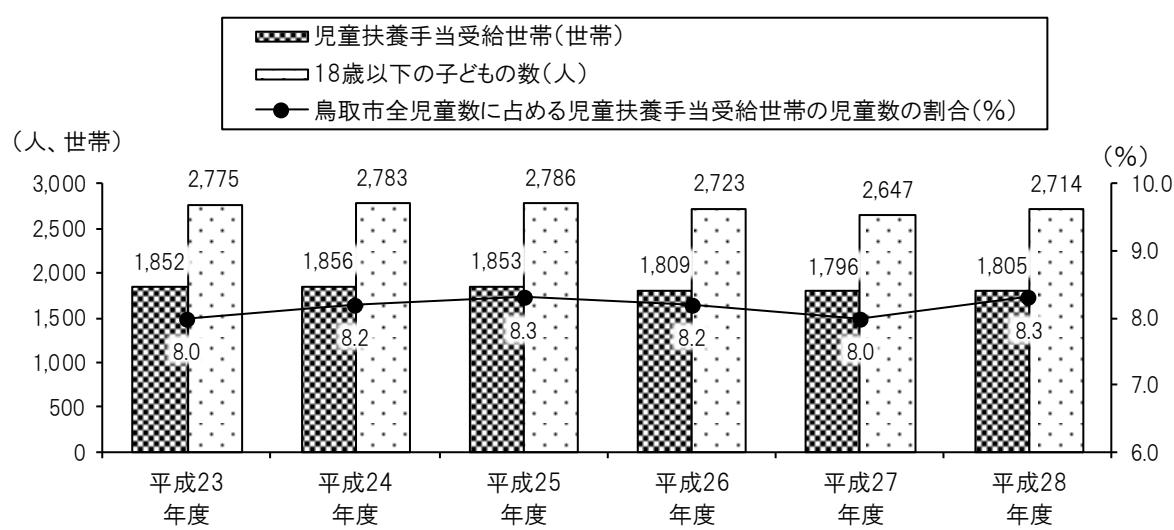


資料：学校保健給食課

(4) 児童扶養手当受給世帯とその子どもの数

本市の児童扶養手当受給世帯は、平成28年度は1,805世帯となっており、そのうち18歳以下の子どもの数については、微減で推移していましたが、平成28年度は2,714人と増加に転じています。また、児童扶養手当受給世帯の児童数の割合は、緩やかな増減を繰り返しながら推移しており、平成28年度は8.3%となっています。

【児童扶養手当受給世帯とその子どもの数の推移】



資料：こども家庭課

(5) ひきこもり※の状況

本市のひきこもりの状況については、近年は増加傾向にあり、ひきこもり家族教室参加者も合わせると、平成29年度は64人となっています。

【ひきこもりの状況】

(単位:人)

平成28年度把握数	35
平成29年度新規把握数	15
平成29年度ひきこもり家族教室新規参加者数	14
合計	64

資料:中央保健センター

※【ひきこもり】仕事等に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、おおむね6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態(不登校は除く。)にある方。

(6) 成年後見制度の申立て状況

高齢者の成年後見制度の申立て状況については、近年は減少で推移しており、平成29年度は19件となっています。

【成年後見制度の申立て状況（高齢者）】

(単位:件)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
申立件数	7	13	18	18	26	23	19

資料:長寿社会課

障がい者の成年後見制度の申立て状況については、大きな変動なく推移しており、平成29年度は5件となっています。

【成年後見制度の申立て状況（障がい者）】

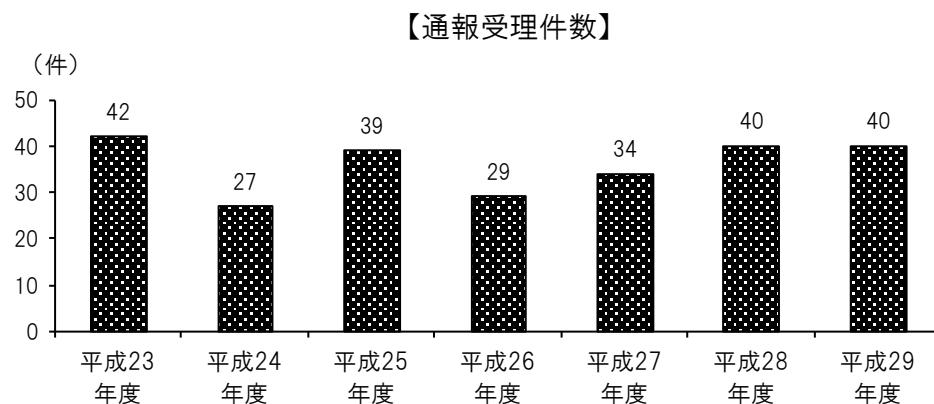
(単位:件)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
申立件数	5	6	4	11	3	4	5

資料:長寿社会課

(7) 高齢者虐待の状況

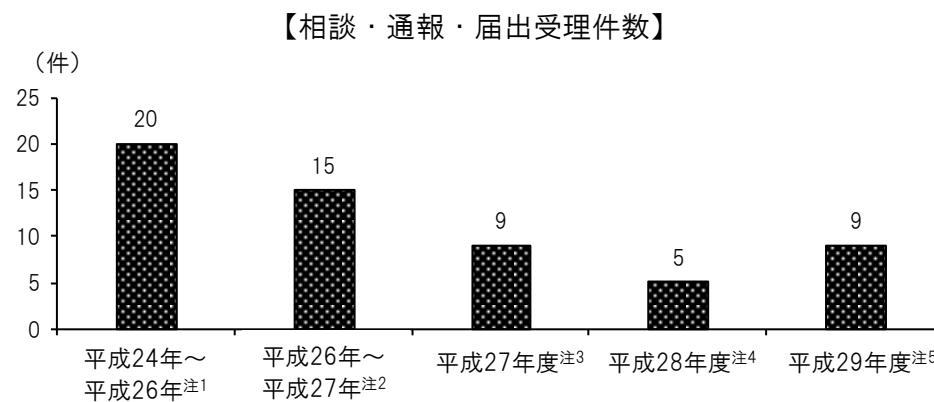
本市の高齢者虐待の状況については、平成 29 年度の通報受理件数は 40 件となっており、前年度から横ばいで推移しています。



資料：長寿社会課

(8) 障がい者虐待の状況

本市の障がい者虐待の状況については、平成 29 年度における相談・通報・届出受理件数は 9 件となっており、前年度に比べ増加しています。



注:1件の事例に対し複数の種別が該当する場合があるため、虐待事例件数と一致しない。

注1:平成 24 年 10 月～平成 26 年 2 月 10 日

注2:平成 26 年 2 月 11 日～平成 27 年 3 月 20 日

注3:平成 27 年 4 月～平成 28 年 1 月

注4:平成 28 年 4 月～平成 29 年 1 月

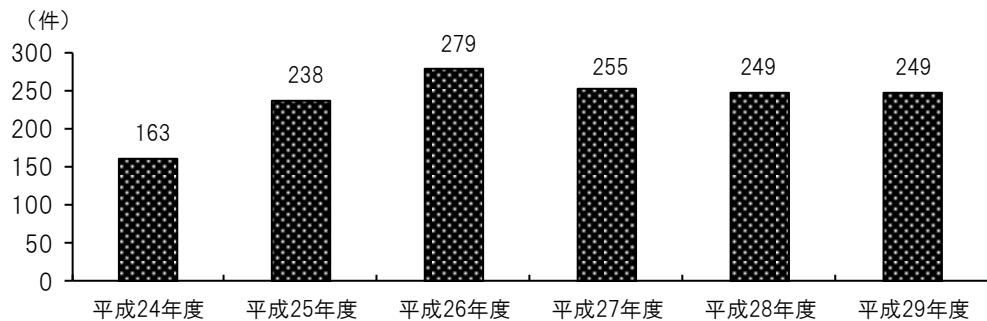
注5:平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月

資料：障がい福祉課

(9) 児童虐待の状況

本市の児童虐待相談件数についてみると、増加で推移していましたが平成26年度をピークに減少に転じ、平成29年度では249件となっています。

【児童虐待相談件数の推移】



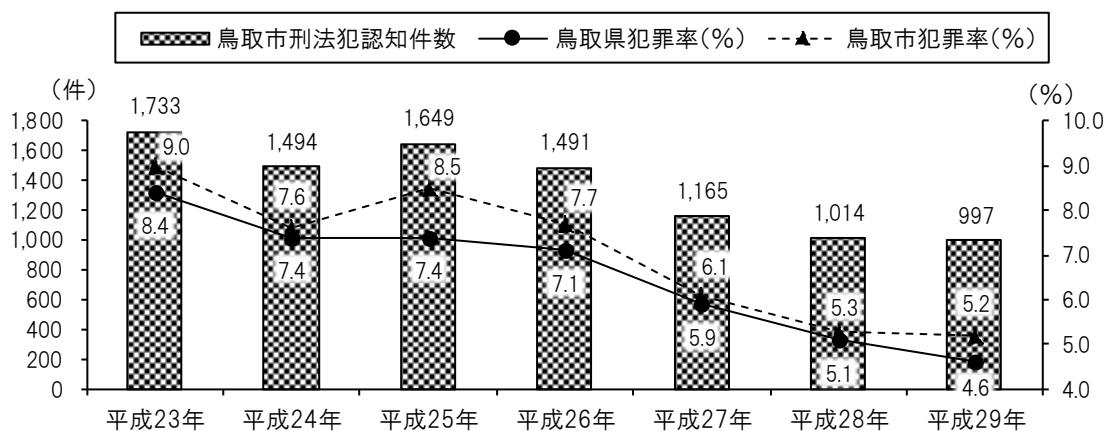
資料：子ども家庭相談センター

8 犯罪の状況

(1) 刑法犯認知件数の推移

本市の刑法犯認知件数は、平成 26 年以降減少しており、平成 29 年は 997 件となって います。本市の犯罪率は、鳥取県をやや上回って減少で推移しており、平成 29 年は 5.2% となっています。

【刑法犯認知件数の推移】

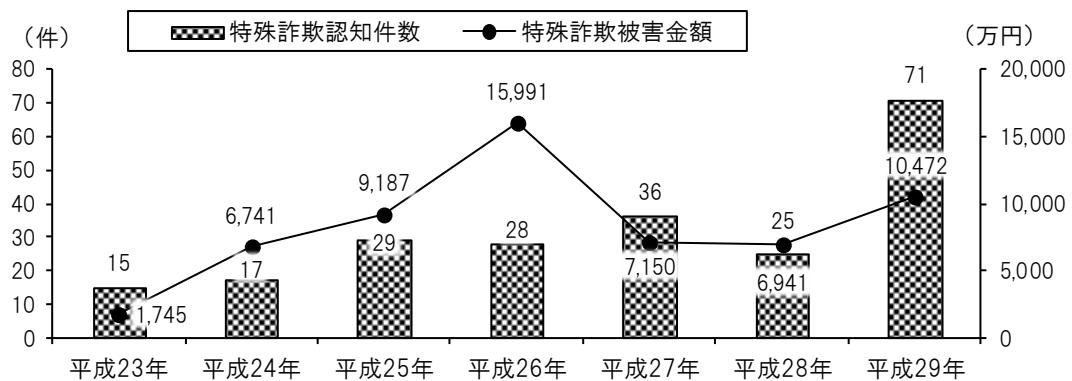


資料：協働推進課

(2) 特殊詐欺認知件数の推移

本市の特殊詐欺認知件数は、増加で推移しており、平成 29 年は 71 件と近年では最も多くなっています。特殊詐欺被害金額については、平成 26 年の約 16,000 万円から減少で推移していましたが、平成 29 年は約 10,000 万円と再び増加しています。

【特殊詐欺認知件数の推移】



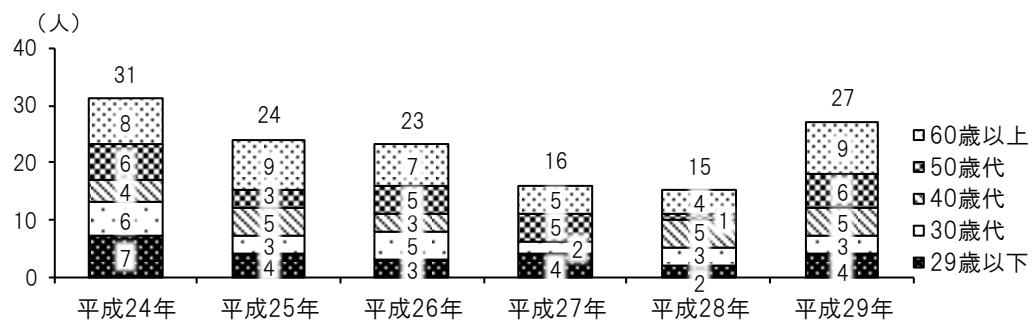
資料：協働推進課

9 自死者数の推移

(1) 男性

男性の自死者数は、減少傾向にありましたが、平成29年は大きく増加し、特に50歳以上の年齢層で増加しています。

【自死者数の推移（男性）】

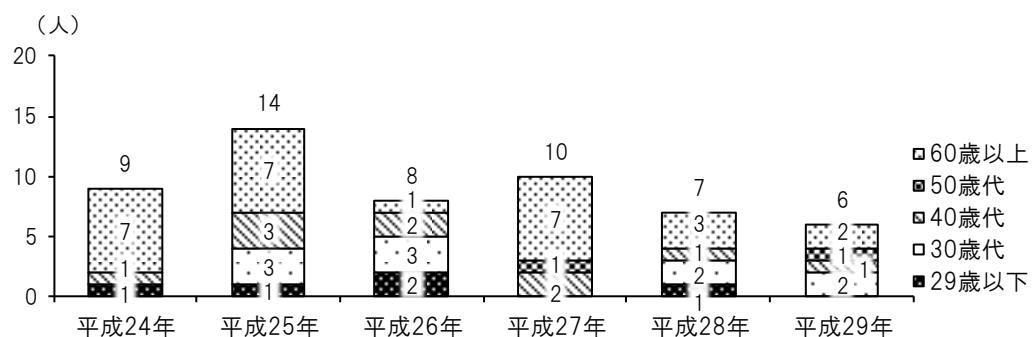


資料：人口動態調査

(2) 女性

女性の自死者数については、年次によって変動がみられるものの、60歳以上の年齢層が多くなっています。

【自死者数の推移（女性）】



資料：人口動態調査

第4章 本市の現状等からみる地域福祉の課題

本計画の策定に当たって実施した、アンケート調査及びグループインタビュー調査の結果から読み取れる、本計画策定に当たっての課題を整理しました。

(1) 地域共生社会の周知と広報・啓発の推進

- ・アンケート調査では、「住民同士のまわりや助け合いが少ない」「多世代の交流や付き合いが少ない」など、地域とのつながりが希薄になっていることが問題や課題として上位にあげられています。近所の人との親密度では、年齢が高い層は近所付き合いが親密な傾向にあるものの、年齢が若い層ではその割合は減る傾向にあります。また、地域とのつながり意識が強い人ほど、近所付き合いも親密な傾向にあります。地域の福祉課題に対する関心度をみると、近所付き合いが親密な人ほど関心度が高く、同様に地域とのつながり意識が強い人ほど関心度も高い傾向にあります。
- ・このように、近所付き合いの親密さと地域とのつながり意識、福祉課題への関心度は、相互に関連していることがうかがえます。
- ・グループインタビュー調査においても、「住民同士のつながりが希薄」といった意見が目立ちました。
- ・市民一人ひとりが、地域との関わりを持てる仕組みを検討していくことが必要です。そのためには「地域共生社会」の意義を幅広く周知するとともに、広報や情報提供の充実等により、地域福祉の活動内容を誰にでも分かりやすく周知し、市民への意識啓発を図ることが重要です。
- ・また、アンケート調査では、福祉活動等に関する情報入手先については、「市社協だより（さんか）」は約2割となっており、地域福祉についてさらなる周知を図るため、広報・啓発活動の推進が必要であるとともに、年齢層により情報入手方法に差がみられるため、様々な媒体を活用した情報発信が求められます。

(2) 分かりやすい情報提供と福祉意識の醸成

- ・アンケート調査では、3割以上が地域の人とのつながり意識が「強いほうだと思う」と回答している一方、約半数は「弱いほうだと思う」と回答しています。また、地域の課題や問題については、「住民同士のまとまりや、助け合いが少なくなってきた」といった意識が多く持たれています。
- ・地域とのつながりや地域活動への参加は、地域の課題の発見をはじめ、本市や市社協の取組の認知度向上につながると考えられます。市民の地域活動への参加促進を図るため、本市や市社協で実施している福祉施策や地域活動について、より分かりやすく情報提供していくことが必要です。
- ・さらに、参加を継続させていくために、例えば、子育て中の保護者向けや高齢者を介護する家族向けなど、参加者の関心や生活状況に応じた活動の紹介等を図っていく必要があります。
- ・できるだけ年齢の若い時期から、地域とのふれあい・交流や助け合い・支え合い、また「我が事・丸ごと」の考え方について学べる機会を多く持つことで、地域との関わりの強化と助け合いの意識を醸成していくことが重要です。

(3) 地域活動への参加促進

- ・アンケート調査では、地域活動への参加状況については、「自治会（町内会・集落）活動」が半数を占めている一方、約2割は「参加したことがない」と回答しています。特に、若い年齢層ほど「仕事を持っているので時間がない」や「きっかけがない」「人間関係がわざらわしい」といった理由を背景に、「参加したことがない」割合が増える傾向にあります。隣近所の付き合いをはじめ、町内会・自治会への加入や地域活動への参加は、地域との関わりを持つ身近な機会・場でもあることから、誰もが参加しやすい地域活動の促進が必要です。
- ・福祉課題に対する住民相互の支え合い・助け合いの必要性については、8割以上が「必要だと思う」と回答していますが、そうした活動への今後の参加意識は高いとは言えない状況です。特に、30～40歳代で参加意向が低くなっています。住民相互の支え合い・助け合いに幅広い年齢層の参加を促進するためには、参加しやすい・負担の少ない活動内容を検討していく必要があります。

(4) 地域の交流拠点づくり

- ・グループインタビュー調査では、「住民の交流の場が少ない」「地域における居場所づくり、啓発活動が重要」「公民館があっても車等で行く手段がない」といった意見があげられ、制度の狭間にいる人、自ら相談に行けない人への支援などが求められています。普段から近所で声を掛け合うなどの取組をはじめ、仲間づくりの促進や交流の場の充実が必要です。

(5) 参加しやすい環境と活動のきっかけづくり

- ・アンケート調査では、地域活動の活発化に向けて有効と思う取組については、「気軽に参加できる体制づくり」を筆頭に、「自治会・町内会等の活動の活性化」「身近に参加できる活動の場づくり」「立ち話や情報交換ができるようなご近所同士の関係づくりの強化」などが多く回答されています。
- ・グループインタビュー調査では、活動分野における問題点として「次代を担うボランティアの確保が難しい」「ひとり暮らし高齢者の生活支援が必要」「子育て支援サークルの参加者やスタッフが減少している」などの意見があげられています。福祉を支える担い手の育成に向けて、子どもも保護者も元気な高齢者も、積極的にボランティア活動等に参加できる環境づくりが必要とされています。

(6) 福祉を支える担い手の育成

- ・アンケート調査では、地域の話合いの場への今後の参加意向については、約半数が「参加したくない」と回答しており、特に、若い年齢層ほどその回答が増える傾向にあります。
- ・グループインタビュー調査では、「会員や参加者を増やすための工夫」「次代の担い手確保など、会員の高齢化対策」などが必要とされており、地域活動を担うメンバーの高齢化が進む一方、新しい人や若い年齢層の参加が少ない点が問題としてあげられています。
- ・今後は、少子高齢化のさらなる進行を見据えて、福祉活動やボランティアの輪を広げていくために、福祉について話し合う場の確保と人材育成活動が重要です。特に、若い年齢層にも地域活動に関心が持てるよう、地域活動の活性化に向けた支援を充実していくとともに、地域の担い手となるリーダー人材の養成や担い手の育成が必要とされています。

(7) 福祉のネットワークづくり

- ・アンケート調査では、福祉関係団体等が行う社会貢献活動として、「地域住民の困りごとの相談対応」をはじめ、「高齢者・子どもなどの見守り活動」「通院や買い物などの移動支援」「災害時・緊急時の支援」「地域住民との交流」など、様々な支援が期待されています。また、本市や市社協が力を入れるべき福祉施策については、「困りごとを気軽に相談できる身近な福祉相談窓口の充実」をはじめ、「困りごとを抱えた人に気付き、早期支援につなげる仕組みづくり」などが求められています。
- ・グループインタビュー調査では、地域福祉関係団体・関係機関と行政との情報の共有化、連携の強化（ネットワークづくり）の必要性があげられています。また、地域の横のつながりを強化（団体同士の連携など）することにより、地域福祉活動への参加者を増やしていくことが必要とされています。
- ・地域において課題を抱える人を的確に把握し（気付き）、早期の対応を図るためには、行政と関係機関そして地域住民との連携など、地域全体による見守りが重要です。多様な関係機関が連携し、支援を必要とする人に対して適切な支援を行っていくため、地域のあらゆるところにも目が届く仕組み（ネットワーク）を構築していく必要があります。

(8) 相談支援体制の充実

- ・アンケート調査では、年齢によって悩みや不安に差がみられます。困ったときの相談先については、家族をはじめとする身近な人が多くを占め、市役所等の相談窓口の利用は相対的に少なくなっています。
- ・グループインタビュー調査では、高齢者支援、障がい者支援、子育て支援に加え、生活困窮、ひきこもりや虐待、移動支援、地域医療、DVや人権、防犯・防災など、地域が抱える課題は多岐にわたり、さらに、それらが複合的に課題となっている点が指摘されています。複合的な悩みを抱える人が増えている現状において、相談窓口においては、相談のあつた福祉課題を一面的に検討するのではなく、個々のニーズに応じて、総合的な視野で検討し、適切なサービス等につなぐことが必要とされています。
- ・本市や市社協には、地域活動のコーディネーターとしての役割が求められています。また、「地域の団体における、会員同士の交流の充実及び会員以外（他団体やサークル等）との情報交換、交流への取組」が必要とされています。
- ・そのため、個々の悩みをサービス等の利用へつなげていくよう行政・地域で相談支援体制を充実していくことが重要です。
- ・相談先が分からぬことにより悩みを抱え込むことがないよう、相談機関を広く周知するとともに、地域の相談から専門的な相談そして支援へつながるよう地域との情報共有が必要です。また、市民一人ひとりの年齢や性別、生活状況によって悩みは多様であるため、それぞれの分野の専門的な相談に対応できる体制づくりも重要です。

(9) 権利擁護の推進

- ・高齢者や障がい者が地域生活を継続していく上で、判断能力やコミュニケーション能力が不十分であることから、財産管理や制度・サービスの利用などにおいて様々な権利の侵害を受けることがあります。平成28年5月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、各自治体に同法に基づく利用促進計画の策定が努力義務化されました。
- ・今後も引き続き、総合的な権利擁護事業の推進をはじめ、対象となる方の早期発見など、権利擁護に関する取組の強化が必要とされています。

(10) 災害時等の支援体制の充実

- ・アンケート調査では、災害発生時には高齢になるほど手助けが必要とされており、身近な地域に住む人とのつながりが重要です。日頃から防災訓練の実施や自主防災組織の充実など、地域の防災体制の強化を図っていく必要があります。
- ・避難行動要支援者については、地域での情報共有や要支援者台帳への登録など、災害発生時の対応を日頃から話し合う体制づくりに取り組んでいく必要とされています。
- ・防災に限らず、防犯や交通安全など、安心で安全な生活環境と地域づくりのためには、個人情報の扱いに配慮しながら、見守り活動や支え合い活動の推進が必要とされています。

(11) 生活困窮への支援

- ・アンケート調査では、経済的に困ったときに必要とする支援体制として、「相談体制の充実」をはじめ「就労支援」「子どもの学習・進学支援」などが求められています。
- ・生活困窮の不安を抱えている人をはじめ、ひきこもりや虐待、DV等様々な福祉課題に対しては、より複雑化・深刻化する前に、自立の促進や支援を図ることが必要とされています。相談窓口から就労支援や家計相談、児童相談所との連携など、支援へつなげられる、きめ細かな相談支援の体制づくりを進めが必要です。

(12) 福祉サービスの充実

- ・福祉サービスは、高齢者を対象とした各種サービスをはじめ、介護保険に関するサービス、障がい福祉に関するサービス、子育て支援サービスなど、様々な分野にわたっています。グループインタビュー調査では、福祉サービスに対して、申請時におけるインターネット利用の検討などの支援内容の充実などが求められています。相談窓口においては、個々の状況やニーズに応じて適切なサービス支援へつなぐ必要があることから、今後は関係機関との連携の強化が重要な課題となっています。
- ・高齢者や障がい者福祉、子育て支援などの福祉分野それについて、住民同士や地域による「互助」の重要性は高まっています。アンケート調査では、地域福祉における行政と市民の関係については、「住民も行政も協力し合い、福祉の充実のために共に取り組むべきである」が最も多く、次いで「家族、地域の助け合いを基本としながら、足りない部分を行政が支援すべきである」となっており、行政による公助とともに「インフォーマルサービス*」の充実が必要とされています。

※【インフォーマルサービス】公的に位置付けられた福祉サービス以外の、住民同士による制度に基づかない非公式な地域の支え合い活動や支援のこと。例えば、日頃からのあいさつや声掛け活動、ボランティア活動、公民館等での交流活動、自主防災組織等による災害時の支援など。

(13) 人にやさしい生活環境の整備

- ・アンケート調査では、高齢者が安心して暮らしていくために必要とされる支援として、「認知症対策の充実と家族介護者への支援」に次いで、「利用しやすい交通機関の充実」「通院・買い物などの移動支援の充実」などが多く回答されています。また、障がいのある方が安心して暮らしていくためには、「公共施設や民間施設、公共交通のバリアフリー化の推進」が最も重要とされています。子育て支援については、「子育てがしやすい職場環境づくり」に次いで、「安心して遊べる環境づくり」が必要とされています。
- ・高齢、障がいなどにより、外出に不便が生じやすい方に配慮した公共交通網の整備、移動支援を行う福祉サービスの充実を図っていくことが必要とされています。
- ・あらゆる人にとって、外出・利用しやすい施設や交通を確保できるよう、地域や利用者の要望を把握しながら、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化の整備を進めていくことが必要とされています。

第5章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

少子高齢化や核家族化、小世帯化の進行を背景に、家族間の支え合い機能の低下や、地域の助け合う機能の弱体化などにより、地域で支援を必要とする人、厳しい状況に置かれている人は少なくありません。

このような地域の課題に対応し、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくためには、公的サービスの提供のみならず、市民が相互に助け合い、地域の関係機関、関係団体と連携し、協働で地域づくりを推進していく必要があります。

本計画においては、これまでの地域福祉の取組における現状や課題の整理を踏まえ、社会情勢の変化や新たな市民ニーズに対応し、安心して暮らすことができる地域福祉を推進するため、改めて次のように「基本理念」を掲げます。

■ 本計画の基本理念 ■

みんなで支え合い いつまでもいきいきと 自分らしく暮らしつづけることができる 福祉のまちづくり

2 基本原則

本計画は、基本理念の下に次の三つの基本原則に基づいて策定しています。

○基本的人権の尊重

日本国憲法では、全ての国民が法の下に平等であることを保障しており、地域福祉の推進に当たっても、その根底を成す考え方としています。

○参画と協働の促進

地域福祉は、助け合いと支え合いを基本とした取組です。「鳥取市自治基本条例」に基づき、一人ひとりが地域福祉への参画意識を持ち、地域の関係機関や関係団体との連携により、協働して取組を進めることが重要です。

○地域共生社会の実現

地域福祉の推進に当たっては、高齢者、障がい者、子どもなど制度を超えた、分野横断的な取組が重要です。地域共生社会の実現を目指し、包括的な支援体制づくりを目指します。

3 基本目標

基本理念の実現に向けて、国の制度や指針、近年の社会環境の変化や、本市を取り巻く現状などを踏まえ、次の三つの基本目標を定めます。

基本目標 I 住民参加と地域福祉活動の促進

市民がお互いに相手の立場を尊重し、福祉に対する意識を醸成するとともに、身近な地域を単位とした支え合い・助け合い活動の促進を図ります。

また、地域福祉に関する活動の活性化を図るため、福祉学習を充実するとともに、地域福祉を担う人材・リーダーの育成に努めます。

基本目標 II 相談支援と権利擁護体制の強化

地域における様々な生活課題の解決に向けて、相談支援体制の充実を図るとともに、分かりやすい情報の提供に努めます。

また、誰もが自分らしく暮らすために、市民一人ひとりの人権を尊重し、権利擁護への取組や、虐待等の人権侵害の早期発見、解決に取り組みます。

基本目標 III 地域で安心して暮らせる基盤づくり

高齢者や障がいのある人、様々な生活課題を抱えている人など、複合的な生活課題にも対応することができる福祉サービスの提供と利用促進に努めます。

また、福祉人材の確保をはじめ、生活を支援する様々なサービスを利用しやすい環境づくりや、要配慮者に対する災害時の支援体制づくりの充実に取り組みます。

4 計画の体系

基本理念	みんなで支え合い いつまでもいきいきと 自分らしく暮らしつづけることができる 福祉のまちづくり
基本原則	○基本的人権の尊重 ○参画と協働の促進 ○地域共生社会の実現

【基本目標】

【基本計画（基本施策）】

I
住民参加と
地域福祉
活動の促進

1 地域における福祉活動の推進・支援 《重点取組1》

- (1) 地区を単位とする福祉ネットワーク機能の確立
- (2) 地区を単位とする相談機能の確立
- (3) 地区を単位とする福祉活動の充実
- (4) 町内会・集落における福祉活動の促進

2 様々な主体による福祉活動の促進

- (1) ボランティア・市民活動センターの機能強化
- (2) 様々な生活課題を抱えた当事者の組織化

3 福祉学習の推進と担い手づくり 《重点取組2》

- (1) 福祉学習のプラットフォームづくり
- (2) 子どもを対象とする福祉学習の推進
- (3) 地域を対象とする福祉学習の推進

4 福祉活動促進のための基盤強化

- (1) 組織体制の強化
- (2) 財源の強化

1 包括的支援体制の構築 《重点取組3》

- (1) 総合相談体制の充実
- (2) 高齢、障がい、子育て支援、生活困窮等の分野を超えた支援体制づくり

2 権利擁護機能の強化

- (1) 権利擁護支援センターの機能強化
- (2) 市民後見人の育成促進
- (3) 虐待の防止と対応の強化

3 情報提供体制の充実

1 社会福祉法人・福祉事業所の公益活動の促進

2 高齢、障がい及び子育て支援の分野を超えたサービスの展開

3 福祉人材の確保・育成

4 当事者の社会参加の促進・移動手段の確保

5 福祉と連携したまちづくりの促進

6 企業の社会貢献活動の促進

II
相談支援と
権利擁護
体制の強化

III
地域で安心して
暮らせる
基盤づくり

5 重点的な取組

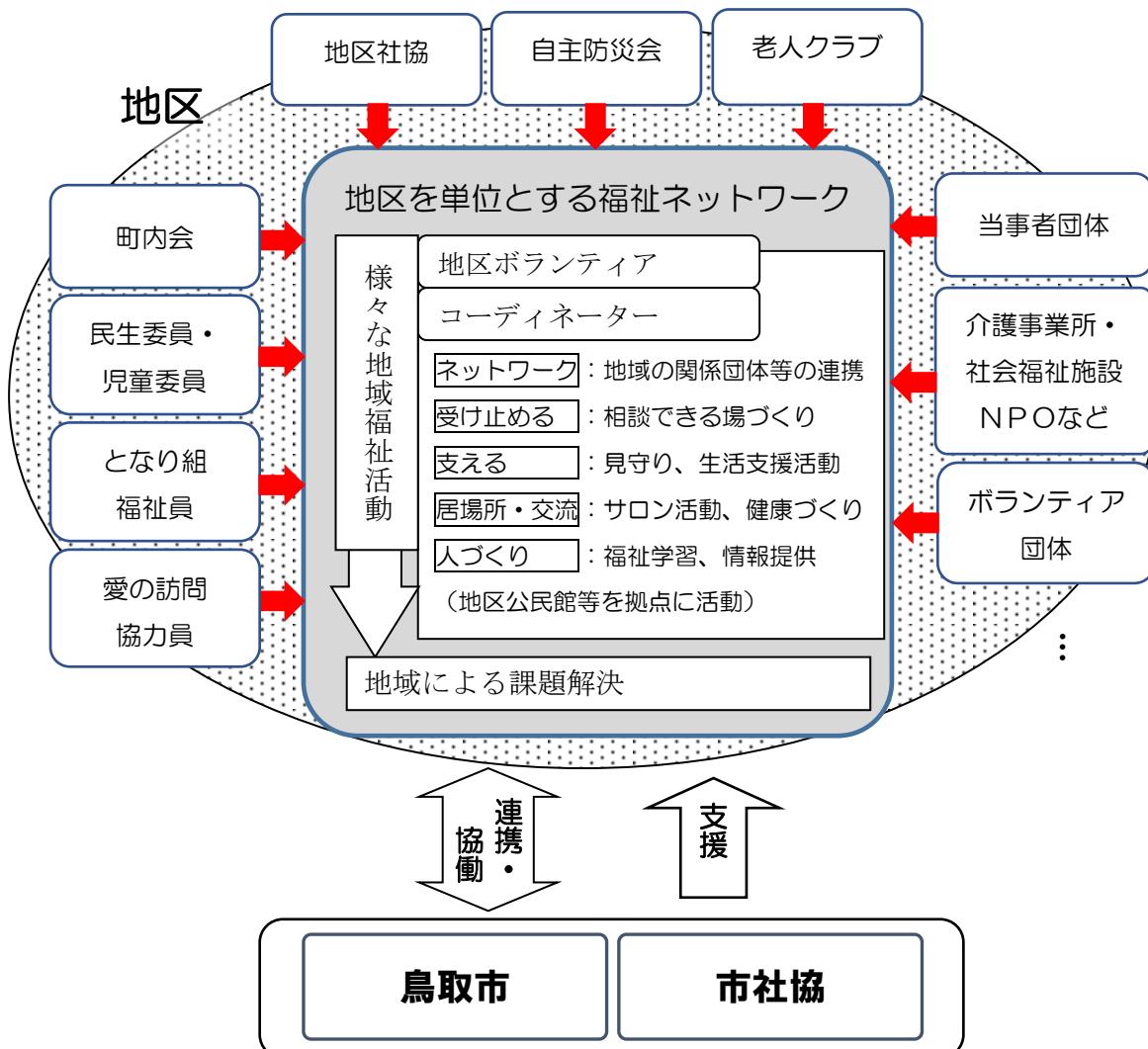
本計画の推進に当たっては、本市の地域福祉に関する現状等から読み取れる課題を踏まえ、次の三つの重点的な取組（重点取組）を定めます。

重点取組 1 地域における福祉活動の推進・支援

地域におけるつながりが希薄化する中で、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく自立して住み続けるためには、地域における日常的な支え合い活動の充実が必要です。

特に、身近な地域における様々な生活課題に対応するためには、専門職による支援とともに、地域住民同士による自発的な福祉活動が重要な役割を果たします。

町内会・自治会等の地域組織をはじめ、民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会、各種ボランティア、NPO団体などの様々な住民組織や福祉関係機関等により、福祉ネットワークを構築し、誰もが気軽に集える場を作り、地域の生活課題の発見、相談、見守りや生活支援といった支え合い活動を展開・充実することを目指します



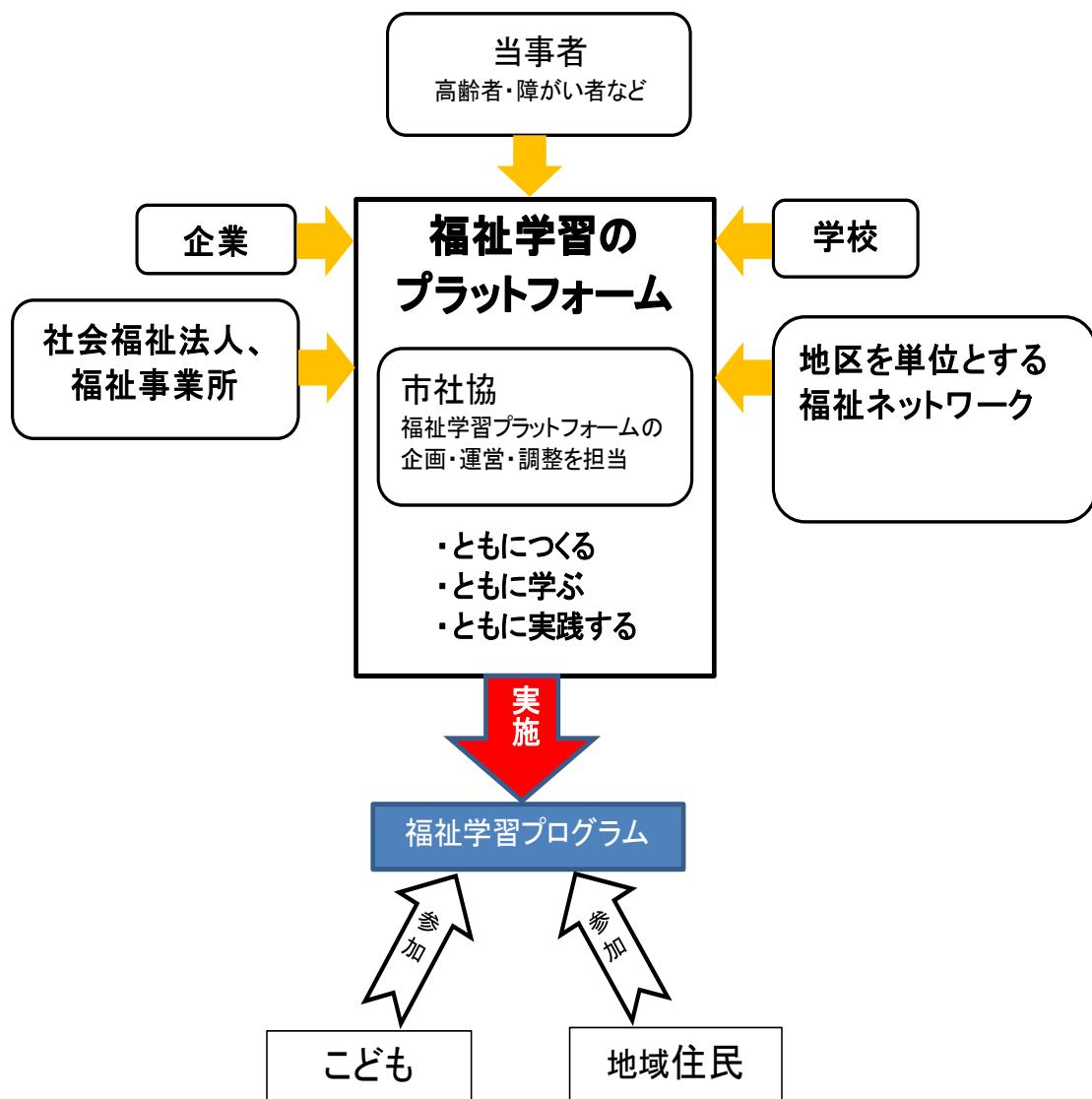
重点取組2 福祉学習の推進と担い手づくり

地域福祉を推進するためには、地域全体で福祉についての意識を醸成し、あらゆる年齢層や立場の人が、お互いに支え合う気持ちを育むことが大切です。

福祉に関する学習は、いのちの大切さや思いやりの気持ちを育む人権尊重、道徳意識をはじめ、高齢者や障がいのある人との交流の機会などを通じて、福祉への理解と関心を高め、地域の人と協働して行動するための「力」を育むことです。

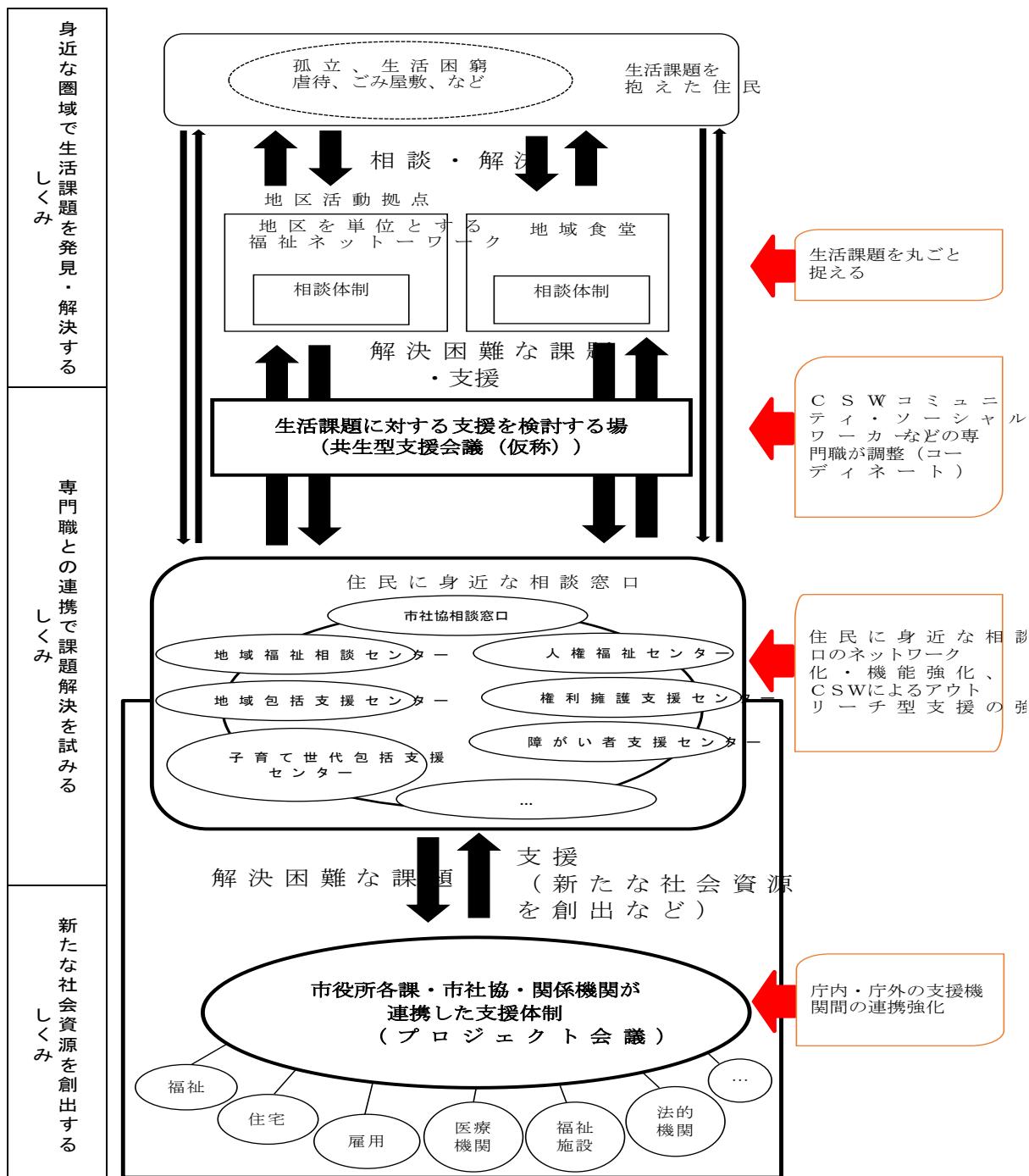
そのため、福祉ネットワークをはじめとした地域の様々な機関や団体が参加した福祉学習の基盤（プラットフォーム）づくりを推進し、学校や地域における福祉に関する学習機会の充実を図ります。

また、地域福祉活動を継続していくためには、活動を支える人材の確保や育成が必要です。地域福祉を担うボランティアなどの人材の発掘・育成・活動の促進を図ります。



重点取組3 包括的支援体制の構築

社会的孤立の広がりを背景に、高齢者、障がい者、ひとり親世帯、生活困窮世帯、ひきこもり、刑務所出所者等に関する生活課題が複雑化、深刻化するとともに潜在化する傾向が強まっています。今後はこうした生活課題を積極的に把握し包括的に支援していくために、住民との協働による課題発見機能の強化と、縦割りを排した相談窓口と包括的な支援体制づくりを進めます。



※【アウトリーチ】本来「手を伸ばす」「手を差し伸べる」という意味で、福祉サービスを利用することに否定的である人や、接近が難しい人などに対して、支援者の方から積極的に出向いていく援助方法。

第6章 計画（施策）の展開

本市の地域福祉は、これまで地域住民、町内会・自治会等の地域組織、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体などの活動により支えられてきました。

生活課題が多様化・複雑化している昨今においては、行政と社会福協議会はもとより、市民や事業者などがこれまで以上に連携を強めながら、取組を進めていく必要があります。

そこで、地域福祉の推進主体については、次の三つに分類化し、計画（施策）の取組ごとに、それぞれの主体の役割や期待される取組を記載しています。

- 公的サービスや制度の提供主体である「行政」
- 住民、地域、隣近所、町内会・自治会等の地域組織、社会福祉活動を行う事業者、企業などの「民間」
- 地域福祉の「民間」における推進役の「市社協」

これらの主体が地域課題の共通認識を持ち、相互に補完し合いながら、重層的な取組によって地域福祉を推進していくことが大切です。

◎「計画（施策）の展開」の見方

次ページからの計画（施策）の展開は、基本計画（基本施策）ごとに作成し、下表のとおりの記載内容となっています。

内容	
行政による取組 ／共助 ^{*1} ・公助 ^{*2}	「地域福祉計画」での取組の内容
民間の方向性 (主に住民・地域による取組／ 自助・互助 ^{*3} ・共助)	「地域福祉活動計画」での取組の内容
市社協の役割	「地域福祉活動計画」での取組の内容

*1 【共助】介護保険制度や医療保険制度などを活用し、必要に応じて様々な社会保障制度やサービスを受けること（社会保障制度等を活用する。）。

*2 【公助】公的サービスの提供、住民活動への支援、人権擁護に関する取組や虐待防止など、行政施策として行うべきもの（行政などの公的サービスを受ける。）。

*3 【互助】近隣の人との日頃の声掛けや見守りをはじめ、ボランティアやNPO、住民組織での活動など、住民同士の助け合い、支え合い活動（地域などで互いに支え合う。）。

基本目標 I

住民参加と地域福祉活動の促進

基本計画（基本施策）1 （重点）地域における福祉活動の推進・支援

町内会・自治会等地域活動への参加は、地域との関わりを持つ身近な機会でもあることから、誰もが参加しやすい地域活動の促進が必要です。

（1）地区を単位とする福祉ネットワーク機能の確立

【目指す姿】

○おおむね「地区（地区公民館区域・小学校区から中学校区程度の範囲）」を単位として、様々な住民組織や福祉関係機関などによってネットワークが形成され、生活課題の発見や相談支援の体制が構築されるとともに、地域の福祉関係者が集い、様々な活動をするための拠点づくりが進み、住民主体の多様な地域福祉活動が展開されるようになります。

	内容
行政による取組 ／共助・公助	<ul style="list-style-type: none">●地域福祉を推進するための体制整備に向けて、地域の関係機関や関係団体の連携を促進します。●地域の福祉関係者が定期的に集まり、研修会の開催をはじめ、福祉の充実について検討する協議の場の設置を促進します。●地域の福祉関係者が集い、活動するための拠点づくりを促進します。●各地区の協議の場や拠点の運営、地域の福祉関係者の活動の調整を担うコーディネーターの配置を支援します。
民間の方向性 (主に住民・地域による取組／自助・互助・共助)	<ul style="list-style-type: none">●身近な地域で、地域組織の在り方の検討をはじめ、地域福祉を推進するための体制整備を図ります。●コーディネーターの配置を推進します。
市社協の役割	<ul style="list-style-type: none">●地区単位での研修会や、地区ボランティアの育成・組織化を通じて、小地域福祉活動の強化を図ります。●コーディネーターとの連携を強化します。

(2) 地区を単位とする相談機能の確立

【目指す姿】

○おおむね「地区」を単位として、住民が抱える様々な生活課題を把握するための常設型の相談の場の設置が全地区で進み、住民に身近な地区で気軽に相談ができるようになります。

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●地区で気軽に相談できる常設型の場の設置を推進します。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	●地区で気軽に相談できる常設型の場の設置を検討します。
市社協の役割	●地区で気軽に相談できる常設型の場の設置に向けて、支援や連携を行います。 ●各地域福祉相談センター、中央人権福祉センター等と関係機関との連携を行います。

(3) 地区を単位とする福祉活動の充実

【目指す姿】

- 地区を単位とする福祉ネットワークが主体となって、ひとり暮らし高齢者や障がい者をはじめ、孤立しがちな住民の生活課題の発見と見守り支援活動が展開され、地区内で解決できる課題に対する対応が進んでいます。
- 各地区的活動拠点には、孤立しがちな高齢者や障がい者をはじめ、誰もが気軽に集える常設型のサロンが開設され、仲間づくりや健康づくり、介護予防などの活動が活発に展開されています。

①見守り支援・生活支援

内容	
行政による取組 ／共助・公助	<ul style="list-style-type: none">●地区を単位とする見守り支援活動を支援します。●課題を抱えた住民の生活支援活動を支援します。
民間の方向性 (主に住民・地域による取組／自助・互助・共助)	<ul style="list-style-type: none">●ひとり暮らし高齢者等の見守り支援を積極的に行います。●見守り活動への地域ボランティアに参画します。
市社協の役割	<ul style="list-style-type: none">●コーディネーターとの連携を進めます。●地区担当職員(CSW(コミュニティ・ソーシャル・ワーカー。以下同じ。))、生活支援コーディネーター(担当制)を配置します。●見守り活動の強化に向けた取組を支援します。●地区ボランティア組織の立ち上げを支援します。

②地区サロン

内容	
行政による取組 ／共助・公助	<ul style="list-style-type: none">●常設型の地区サロンの開設、運営を支援します。
民間の方向性 (主に住民・地域による取組／自助・互助・共助)	<ul style="list-style-type: none">●常設型の地区サロンの開設を検討します。
市社協の役割	<ul style="list-style-type: none">●常設型の地区サロンの開設に向けて、助成制度の検討及び立ち上げ支援、運営支援をします。●常設型の地区サロンと福祉施設との連携を支援します。

(4) 町内会・集落における福祉活動の促進

【目指す姿】

- 全ての町内会・集落に、誰もが気軽に参加できるふれあい・いきいきサロンが開設され、住民の交流や健康づくり活動が活発に行われています。
- 各町内会・集落で「支え愛マップ」が活用され、支援が必要な住民の把握や支援体制の構築が進んでいます。

①ふれあい・いきいきサロン

内容	
行政による取組 ／共助・公助	●ふれあい・いきいきサロン事業の立ち上げ、運営を支援します。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	●ふれあい・いきいきサロンを増やす取組を進めます。
市社協の役割	●世代を超えたサロン活動への事業支援助成金等の支援及び財源確保、サロン事業に関する情報提供の充実を図ります。 ●サロンボランティアの養成を支援します。

②支え愛マップ

内容	
行政による取組 ／共助・公助	●「支え愛マップ」の作成、更新への支援や協力を行います。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	●地区を単位とする福祉ネットワークと連携しながら、「支え愛マップ」の作成、更新に取り組み、作成、更新を通じて、支援が必要な住民を把握して支援体制の構築を図ります。
市社協の役割	●「支え愛マップ」の作成、更新への支援や協力を行います。

基本目標 I

住民参加と地域福祉活動の促進

基本計画（基本施策）2 様々な主体による福祉活動の促進

福祉活動やボランティアの輪を広げていくために、地域の担い手となるリーダーや人材の養成、多様な生活課題を抱えた住民が当事者同士で仲間づくりを進めることができます。

ボランティアをはじめ、市民活動を推進する人材の養成と、様々な生活課題を抱えた当事者の仲間づくりを推進し、福祉活動の活性化を目指します。

（1）ボランティア・市民活動センターの機能強化

【目指す姿】

○各種講座の充実等によるボランティアの養成や、担い手の掘り起こし、市民活動団体と地域組織の連携により、活発な地域活動が展開されています。

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●ボランティア・市民活動センターの機能強化を行います。
民間の方向性 (主に住民・地域による取組／自助・互助・共助)	●ボランティアや市民活動の活動者など、地域福祉の担い手を増やします。 ●市民の協働により、新たな地域課題に対応する福祉活動を創出します。 ●地域福祉に関する市民活動への理解を深めます。
市社協の役割	●ボランティア・市民活動を支援します。 ●ボランティアの養成及び担い手の掘り起こしに努めます。 ●市民活動団体と地域組織の調整（コーディネート）を行います。 ●小地域福祉活動や、個別の支援に対する調整（コーディネート）を担います。 ●様々な活動主体に対して、各種民間助成金等の活用などについてアドバイスを行う講座を開催します。

(2) 様々な生活課題を抱えた当事者の組織化

【目指す姿】

○認知症の人や介護する家族、生活困窮、ひきこもりなどの多様な生活課題を抱えた住民が、当事者同士で仲間づくりを進め、それぞれの居場所づくりが地域の中で活発に展開されています。

	内容
行政による取組 ／共助・公助	<ul style="list-style-type: none">●次のような取組などを行うことにより、当事者の組織化を支援します。<ul style="list-style-type: none">認知症カフェの運営の支援地域食堂の推進と地域食堂ネットワークへの支援
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	<ul style="list-style-type: none">●課題を持った当事者の主体的な活動を図り、組織化を進めます。●各組織同士での相互ネットワークを図ります。●各組織の行う事業に対する理解及び参画を進めます。●地域づくりと相談支援につながる地域食堂の立ち上げと運営を行います。●地域食堂ネットワークの充実を図ります。
市社協の役割	<ul style="list-style-type: none">●当事者の組織化、運営を支援します。●各組織や、行う事業についての情報提供体制を充実します。

基本目標 I

住民参加と地域福祉活動の促進

基本計画（基本施策）3 （重点） 福祉学習の推進と担い手づくり

地域福祉を推進していくためには、子どもから高齢者まであらゆる年齢層が、地域全体で福祉について考え、お互いに支え合う気持ちを育むことが大切です。

地域福祉に関する意識の醸成を図るとともに、学校や地域における福祉に関する学習機会の充実を図り、そのための福祉学習の基盤（プラットフォーム）づくりを推進します。

（1）福祉学習のプラットフォームづくり

【目指す姿】

○企業、学校関係者、当事者団体、ボランティア等様々な機関や団体が参加したネットワークが形成され、従来の体験型学習から実践型学習へ転換した福祉学習のプログラムづくりが進んでいます。

	内容
行政による取組 ／共助・公助	<ul style="list-style-type: none">● 福祉学習のプラットフォームに参加します。● 教育委員会と福祉部門との連携を強化します。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	<ul style="list-style-type: none">● 自ら福祉学習のプラットフォームに参加し、福祉学習プログラムを共に、つくり、学び、実践に努めます。
市社協の役割	<ul style="list-style-type: none">● 地区単位での福祉学習のプラットフォームの設置を推進し、企業、学校関係者、当事者団体、ボランティア等様々な地域の関係機関や関係団体との連携や調整を行います。

(2) 子どもを対象とする福祉学習の推進

【目指す姿】

○子ども向けの福祉学習プログラムが充実しています。

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●子ども向けの福祉学習プログラムの実施に協力します。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	●教育機関と連携して、子ども向けの福祉学習プログラムに参画しま す。 ●地域での福祉活動を実践できる場の提供に努めます。
市社協の役割	●学校と地域が双方向で相互連携を図りながら、地域住民、当事者の 参加を通じて従来の体験型学習から実践型学習への転換を図るこ との調整を行い、福祉学習を推進します。

(3) 地域を対象とする福祉学習の推進

【目指す姿】

○住民・ボランティア向けの福祉学習プログラムが充実し、地域福祉の担い手の育成が進んでいます。

①住民・ボランティアの福祉学習

	内容
行政による取組 ／共助・公助	<ul style="list-style-type: none">●生涯学習の場である尚徳大学及び市民大学での新たな福祉学習プログラムの充実を行います。●地域における新たな福祉学習プログラムの実施に協力します。
民間の方向性 (主に住民・地域による取組／自助・互助・共助)	<ul style="list-style-type: none">●地区単位での様々な学習や研修に参加し、福祉活動や当事者への理解を深めます。●地域で誰もが参加しやすい福祉活動を展開し、参加者と関係者との相互理解を深めます。
市社協の役割	<ul style="list-style-type: none">●企業、学校関係者、当事者団体、ボランティア等様々な地域の関係機関や関係団体と連携し、福祉学習を推進します。

②地域福祉の担い手の育成

	内容
行政による取組 ／共助・公助	<ul style="list-style-type: none">●介護支援ボランティアやファミリー・サポート・センターの協力会員・提供会員への登録を呼び掛けます。●認知症サポーター^{※1}の養成をはじめ、「いのち支える 鳥取市自死対策推進計画」に沿ったゲートキーパー^{※2}の養成など、地域福祉の担い手の育成を推進します。●介護職員初任者研修、傾聴力養成講座等を実施し、人材の育成に努めます。
民間の方向性 (主に住民・地域による取組／自助・互助・共助)	<ul style="list-style-type: none">●認知症サポーター養成講座等の受講、介護支援ボランティアやファミリー・サポート・センター（生活援助型）（育児型）への登録に努めます。
市社協の役割	<ul style="list-style-type: none">●市社協の広報紙やホームページ等、多様な媒体を活用し、介護支援ボランティア制度やファミリー・サポート・センターの周知を図ります。●介護支援ボランティアやファミリー・サポート・センターの協力会員・提供会員の登録受付窓口の周知を図ります。●福祉の人材育成に関する制度や講座等の周知を図ります。

※1 【認知症サポーター】認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする、養成講座を受けた人。

※2 【ゲートキーパー】自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応（悩んでいる人に気付き、声を掛け、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ること）ができる人のことで、「命の門番」と位置付けられる人のこと。

基本計画（基本施策）4 福祉活動促進のための基盤強化

近年、福祉施策に求められるニーズは複雑・多様化しています。このようなニーズに対応し、より満足度の高い福祉サービスを提供するための基盤づくりが求められています。財源の強化をはじめ、地域福祉の事業を効果的に推進するための取組を進めます。

（1）組織体制の強化

【目指す姿】

○市社協の組織体制と事業の見直しが進み、生活支援コーディネーターの取組、小地域福祉活動の支援が充実しています。

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●市社協の機能強化への支援を行います。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	●地区を単位とする地域福祉推進組織の体制整備と活動強化を進めます。
市社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●事業改善計画に沿った次に掲げる事業を実施し、機能を強化します。 組織体制と事業の見直し 地区担当職員（CSW）配置による小地域福祉活動の支援 ●生活支援コーディネーターの取組を強化します。 ●職員研修を充実します。

(2) 財源の強化

【目指す姿】

○募金活動への理解が進み、財政基盤の強化が図られています。

	内容
行政による取組 ／共助・公助	<ul style="list-style-type: none">●ふるさと納税を活用します。●寄附文化の創出に向けての情報提供を強化します。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	<ul style="list-style-type: none">●募金活動への理解を進め、寄附文化を創出します。●企業・事業所の社会貢献活動の取組として寄附による地域福祉活動の支援の意識を高めます。●新たな福祉財源への挑戦を図ります。
市社協の役割	<ul style="list-style-type: none">●募金活動の目的や趣旨を広く情報提供し、募金活動への理解を促進し、共同募金運動の強化を図ります。●募金活動の成果を効果的に配分することにより、小地域福祉活動を支援します。●市社協会費、寄附金への理解に向けた取組を行うとともに、目的使途を指定した寄附金の受け入れや幅広い分野への支援を検討し、効果的な活用を図ります。

基本目標Ⅱ

相談支援と権利擁護体制の強化

基本計画（基本施策）1 （重点）包括的支援体制の構築

相談窓口においては、相談のあった福祉課題を包括的に受け止め、適切なサービス等につなぐことが必要です。

組織内外の相談支援機関における、連携・協働の仕組みづくりを推進し、どこへ相談しても必要な支援につながるよう努めるとともに、問題を抱えている人へ積極的に出向いて適切な支援につなげる仕組みづくりや、地域の課題発見機能との連携を推進します。

（1）総合相談体制の充実

【目指す姿】

○関係者間の連携体制が進み、地域住民が抱える様々な生活課題に対する各種専門機関からの早期支援が行われています。

○地域福祉の相談拠点が浸透し、地域住民から早期に様々な相談が行われ、さらに専門機関が連携して支援を行う体制が構築され、早期支援につながっています。

①地域と各種専門機関との連携

	内容
行政による取組 ／共助・公助	<ul style="list-style-type: none">●地区で気軽に相談できる常設型の場の設置を推進します。（再掲）●地区で気軽に相談できる常設型の場と地域福祉相談センターとの連携体制を構築します。●地区で気軽に相談できる常設型の場と各種専門機関との連携及び協働を進めます。●気軽に相談できる場である地域食堂の設置を推進します。●地区で気軽に相談できる常設型の場で受けた生活課題に対する包括的支援を協議する場となる共生型支援会議（仮称）の設置を進めます。
民間の方向性 (主に住民・地域による取組／自助・互助・共助)	<ul style="list-style-type: none">●地区で気軽に相談できる常設型の場を設置し、地区内の地域課題、生活課題を発見して住民で話し合う体制づくりを進めます。●地区で気軽に相談できる常設型の場と地域福祉相談センターなど各種専門機関との連携を進めます。
市社協の役割	<ul style="list-style-type: none">●地区で気軽に相談できる常設型の場との連携を進めます。●コーディネーターとの連携を進めます●地区担当職員（CSW）、生活支援コーディネーター（担当制）を配置します

②地域福祉の相談拠点の充実と連携

	内容
行政による取組 ／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉相談センター、地域包括支援センター、人権福祉センター、子育て世代包括支援センター等による相談体制を充実し、様々な相談に早期対応し、支援へとつなげます。 ● 地域福祉の相談拠点である地域福祉相談センターの周知、利用促進に努めます。 ● 市民からのあらゆる生活課題の相談に対して、相談窓口と専門機関との連携した支援に努めます。
民間の方向性 (主に住民・地域による取組／自助・互助・共助)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉相談センターをはじめとした各相談拠点の把握に努めます。 ● 地区内の地域課題、生活課題の話し合う場に参加し、早期発見、早期解決に向けて専門職との連携を図ります。
市社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉相談センターを地域福祉の相談拠点として機能を集約し、地域包括支援センターと連携して相談支援の充実を図ります。 ● 地域福祉相談センターの周知、利用促進に努めます。 ● 各相談機関との連携の強化を図り、ネットワーク化を推進します。

(2) 高齢、障がい、子育て支援、生活困窮等の分野を超えた支援体制づくり

【目指す姿】

- 高齢、障がい、子育て支援、生活困窮等の分野を超えた複合的課題への対応力を強化するため、情報の共有、連携の強化等が進んでいます。
- 世帯全体の生活課題を「丸ごと」把握し、必要な支援を包括的に行う生活困窮者自立相談支援機関を中心とした、高齢、障がい、子育て支援、生活困窮等の分野横断的な支援体制が構築されています。

①複合的課題への対応

	内容
行政による取組 ／共助・公助	<ul style="list-style-type: none">●生活課題の包括的支援を協議する場（共生型支援会議（仮称））の設置を進めます。●課題によっては、必要に応じ、関係部署・機関が連携した支援体制（プロジェクト会議）を構築します。●地域の関係機関や関係団体をはじめとした各分野の支援機関間での支援事例等の情報を共有し、連携を推進します。
民間の方向性 (主に住民・地域による取組／自助・互助・共助)	<ul style="list-style-type: none">●地区内の地域課題、生活課題の話し合う場に参加し、早期発見、早期解決に向けて専門職との連携を図ります。
市社協の役割	<ul style="list-style-type: none">●各相談機関との連携の強化を図り、ネットワーク化を推進します。

②生活困窮者自立相談支援機関を中心とした支援

	内容
行政による取組 ／共助・公助	<ul style="list-style-type: none">●中央人権福祉センターでの相談支援体制を強化します。
民間の方向性 (主に住民・地域による取組／自助・互助・共助)	<ul style="list-style-type: none">●中央人権福祉センターと地区で気軽に相談できる常設型の場とのネットワークの構築を進めます。●生活課題を抱える当事者への理解を進めます。●地域に必要なサービスの把握と拡充に向けた、検討の場へ参画します。●早期支援のためのアウトリーチへの理解を進めます。
市社協の役割	<ul style="list-style-type: none">●人権福祉センターとの連携を強化します。

基本目標Ⅱ

相談支援と権利擁護体制の強化

基本計画（基本施策）2 権利擁護機能の強化

認知症の高齢者や障がい者が、地域生活を継続していくためには、権利擁護の推進や虐待への対応などの取組の強化が重要です。

総合的な権利擁護事業の推進をはじめ、関係機関との連携や、見守り活動の強化などによる虐待の防止や早期発見など、権利擁護に関する取組を強化します。

（1）権利擁護支援センターの機能強化

【目指す姿】

○家族等の支援を得ることが困難な認知症高齢者、親なき後の障がい者等の意思決定の支援の充実が図られているとともに、成年後見制度の利用促進についての、基本的な計画の作成を通じた、さらなる機能強化の検討が行われています。

	内容
行政による取組 ／共助・公助	<ul style="list-style-type: none">●家族の支援を得ることが困難な認知症高齢者や、親なき後の障がいのある人等、判断能力が十分でない人の権利擁護や財産管理に関する相談、成年後見制度の利用等の支援を行う、とっとり東部権利擁護支援センター（アドサポセンターとっとり）や、鳥取市権利擁護支援センター「かけはし」の運営を支援するとともに、相談先としての周知を図ります。●成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画の作成を通じ、権利擁護支援センターの機能強化を検討します。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	<ul style="list-style-type: none">●研修や学習会への積極的な参加を通じて、権利擁護への理解と意識の向上を図ります。●権利擁護の地域連携ネットワークへの参画に努めます。
市社協の役割	<ul style="list-style-type: none">●鳥取市権利擁護支援センター「かけはし」の運営及び日常生活自立支援事業の利用に関する相談や生活支援員の確保・育成、成年後見事業の利用に関する相談及び申立支援事業、法人後見受任事業、市民後見人養成講座の運営などの権利擁護に関する取組の機能強化を図ります。●とっとり東部権利擁護支援センター（アドサポセンターとっとり）との連携を強化します。●権利擁護事業について、市社協の広報紙やホームページ等を活用して情報を発信し、利用促進を図ります。●権利擁護の地域連携ネットワークへの参画に努めます。

(2) 市民後見人の育成促進

【目指す姿】

○市民後見人の育成が進んでいます。

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●市民後見人養成講座を継続的に開催します。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	●鳥取市権利擁護支援センター「かけはし」が主催する、市民後見人養成講座に参加し、権利擁護意識を高めます。
市社協の役割	●市民後見人養成講座を運営します。 ●市民後見人の人材発掘と育成を進めます。

(3) 虐待の防止と対応の強化

【目指す姿】

○地域包括支援センター、障害者虐待防止センター、こども家庭相談センター等と地区で気軽に相談できる常設型の場との連携が進み、高齢者、障がい者、児童等への虐待の未然防止、早期発見や早期対応が進んでいます。

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●虐待防止に関する啓発を推進するとともに、早期発見、早期対応の強化を図ります。 ●各センターと地区で気軽に相談できる常設型の場との連携体制を構築します。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	●様々な学習の機会に積極的に参加し、権利擁護についての理解を深めます。 ●虐待などの発生時に備え、地域の関係機関や関係団体との連携を図ります。
市社協の役割	●虐待防止に関する啓発を推進し、周知と理解の促進を図ります。 ●各センターの利用促進への取組を進めます。

基本目標Ⅱ

相談支援と権利擁護体制の強化

基本計画（基本施策）3 情報提供体制の充実

市民一人ひとりが、地域社会の一員としての意識を高め、お互いに協力しながら地域の問題や課題の解決を図っていくことが求められています。

そのため、住民同士が協力し合う「地域福祉」の周知・浸透を図るための情報提供、広報活動の充実を図るとともに、相談窓口の周知を図ります。

【目指す姿】

○日常生活において、必要な時に必要な福祉情報を得られるよう、様々な媒体等を活用した情報提供が行われています。

	内容
行政による取組 ／共助・公助	<ul style="list-style-type: none">●日常生活において必要な、福祉に関する情報を誰もが適切に得られるよう、市報、市ホームページでの分かりやすい情報提供や、各種研修会、出前講座等の充実により、情報提供を推進します。●地域福祉相談センターをはじめとする相談支援窓口の周知を図ります。
民間の方向性 (主に住民・地域による取組／自助・互助・共助)	<ul style="list-style-type: none">●福祉に関する情報を幅広く提供できるよう、地域の関係機関や関係団体との連携を図ります。●各種研修会、出前講座等へ積極的に参加します。●地域ボランティアによる訪問の際などに、福祉情報の提供を行います。●地域福祉相談センターをはじめとする相談支援窓口を把握し、窓口の所在や取組内容の理解に努めます。
市社協の役割	<ul style="list-style-type: none">●市社協の広報紙やホームページ等、多様な媒体を活用し福祉に関する情報提供を推進します。●小地域福祉活動を、誰にでも分かりやすく提供する「見える化」に向けた取組を推進します。●地域への情報提供について、より効果的な提供方法の在り方を検討します。●地域福祉相談センターをはじめとする相談支援窓口の周知を図るとともに、各地域福祉相談センターとの連携による相談機能の強化を図ります。

基本目標Ⅲ

地域で安心して暮らせる基盤づくり

基本計画（基本施策）1　社会福祉法人・福祉事業所の公益活動の促進

地域の生活課題に対応するためには、専門職の支援とともに、関係する組織や団体などの連携の強化が必要です。

社会福祉法人・福祉事業所による公益活動事業を促進し、地域の関係機関や関係団体との連携により、新たな地域課題に対応する福祉活動の活性化を図ります。

【目指す姿】

○社会福祉法人・福祉事業所が、地区を単位とする福祉ネットワークに参加し、有する機能を活用した地域貢献活動が積極的に行われています。

内容	
行政による取組 ／共助・公助	●社会福祉法人・福祉事業所による、地域課題に対応した公益活動事業を促進します。
民間の方向性 (主に住民・地域による取組／自助・互助・共助)	●地区を単位とする福祉ネットワークへ参加し、連携を進めます。 ●市民、行政、企業、学校関係者、当事者団体等様々な地域の関係機関や関係団体との連携を進め、協働により、新たな地域課題に対応する福祉活動の創出に努めます。 ●地域福祉相談センターと、情報交換・相談支援等の連携を図ります。
市社協の役割	●社会福祉法人との連絡会を立ち上げ、連携を推進します。

基本目標Ⅲ

地域で安心して暮らせる基盤づくり

基本計画（基本施策）2 高齢、障がい及び子育て支援の分野を超えたサービスの展開

制度の狭間にある問題や、相談に来ることができない人のニーズは地域の中で見落とされがちです。普段から近所で声を掛け合うなどの身近な取組をはじめ、より複雑化・深刻化する前に、適切な支援につなげ、自立の促進を図ることが必要です。

【目指す姿】

○ひきこもりや孤立している人など、制度の狭間にいる人に寄り添ったサービスの開発が進んでいます。

	内容
行政による取組 ／共助・公助	<ul style="list-style-type: none">●ひきこもりや孤立している人、制度の狭間にいる人、出所者等を対象とした福祉サービスを促進し、見守り活動等から漏れることがないよう支援に努めます。●共生型サービスを促進します。●ひきこもりや孤立をしている人などの制度の狭間にいる人、出所者等の生活課題に対する包括的支援を協議する場での対応を進めます。
民間の方向性 (主に住民・地域による取組／自助・互助・共助)	<ul style="list-style-type: none">●社会参加や生きがいにつながる学習機会に積極的に参加し、福祉活動・当事者への理解を深めます。
市社協の役割	<ul style="list-style-type: none">●福祉学習の取組を推進します。

基本目標Ⅲ

地域で安心して暮らせる基盤づくり

基本計画（基本施策）3 福祉人材の確保・育成

今後、地域福祉活動を充実していくためには、活動を支える人材の確保や育成が必要です。次代の地域福祉を担う人材の発掘・育成・活動参加の促進を図ります。

【目指す姿】

○実習生の積極的な受け入れが進み、地域福祉を担う人材の確保・育成が進んでいます。

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●教育機関からの実習生を積極的に受け入れ、地域福祉を担う人材の確保・育成を図ります。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	●地域の企業やサービス提供事業者等で、実習生の受け入れを図ります。
市社協の役割	●実習生の受け入れの支援や調整を行います。

基本計画（基本施策）4 当事者の社会参加の促進・移動手段の確保

社会参加や生きがいにつながる学習機会やイベントなどの開催や就労支援を行い、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽に参加できる交流機会の充実や生きがいづくりを図ります。

高齢者や障がいのある人の自立と社会参加を促進するためには、移動手段の確保や外出の支援も重要です。地域特性や利用者の要望を把握しながら、外出しやすい交通手段の確保等、きめ細かな移送サービスの促進を図ります。

【目指す姿】

- 誰もが社会参加しやすい環境づくりが進んでいます。
- 日常の買い物や医療機関への受診などの交通手段として、公共交通ではカバー困難な移動ニーズにきめ細かく対応するNPOやボランティアを主体とする移送サービスが継続しています。

①多様な活動機会の提供

	内容
行政による取組 ／共助・公助	<ul style="list-style-type: none">●高齢者、障がい者等の多様な活動の機会への支援を進めます。●高齢者、障がい者等の中間的就労を含めた地域での就労支援を促進します。●障がいのある人をはじめ、誰もが利用しやすい行政情報の電子的提供を推進します。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	<ul style="list-style-type: none">●福祉学習のプラットフォームの設置に伴う当事者の参画を図ります。●高齢者、障がい者等の中間的就労を含めた就労支援の受け入れを図ります。
市社協の役割	<ul style="list-style-type: none">●地域の福祉学習や各種研修会等での、当事者の参加の促進に向けての支援を行います。●地区担当職員(CSW)による事業者への就労支援の受け入れの働きかけを行います。●手話通訳者を配置し、当事者の社会参加を促進します。

②移動手段の充実

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●N P O 法人等が行う「公共交通空白地有償運送」を支援します。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	●移送サービスなど移動手段の確保をはじめ、地域に必要なサービス の提供に向けた協議の場に参画します。
市社協の役割	●住民との協働による移送サービス開発を支援します。

基本目標Ⅲ

地域で安心して暮らせる基盤づくり

基本計画（基本施策）5 福祉と連携したまちづくりの促進

誰もが住み慣れた地域で、その人らしく自立しながら住み続けるためには、地域における日常的な支え合いが重要です。

自発的な地域福祉活動はもとより、行政と関係機関が連携して、協働による福祉サービスの創造や提供を推進し、支援体制の構築を図ります。

【目指す姿】

- 買い物困難地域での買い物支援が進んでいます。
- 住み慣れた地域で自分らしく暮らせるように、心と身体の健康づくりが進んでいます。
- 高齢者や障がい者等の消費者被害を防ぐ見守り体制や、消費者教育・啓発が進んでいます。
- 避難行動要支援者支援制度の普及が進み、「支え愛マップ」を活用し、支援が必要な人の避難体制づくりが構築されています。
- 高齢者、障がい者等の農業での就労（農福連携）や常設型の地区サロン等での農作物の活用が進み、農業分門と福祉部門の連携が進んでいます。

①買い物支援

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●買い物困難地域において、買い物支援事業の立ち上げや運営を支援します。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	●住民、福祉団体、企業・事業所等の連携を進め、協働による取組を行います。
市社協の役割	●買い物福祉サービスの情報を提供するとともに、実施団体や組織などの運営主体を支援します。

②健康づくりの推進

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●「鳥取市健康づくり計画（とっとり市民元気プラン）」に基づき、市民が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるように、心と身体の健康づくりを推進します。
民間の方向性 (主に住民・地域による取組／自助・互助・共助)	●健康づくりの取組などに参加し、協力します。
市社協の役割	●健康づくりのための取組について、各種研修会や会議等での情報提供を行うとともに、啓発活動を推進します。

③消費者被害防止に向けた取組

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●「鳥取市消費者教育推進計画～主役は私たち 鳥取市消費生活プラン～」に基づき、高齢者や障がいのある人等の消費者被害の防止に向けた取組を促進します。
民間の方向性 (主に住民・地域による取組／自助・互助・共助)	●高齢者や障がいのある人等の消費者被害の防止に向けた、各種研修会への積極的に参加します。
市社協の役割	●高齢者や障がいのある人等の消費者被害の防止に向けた、各種研修会や会議等での、情報提供及び啓発活動を推進します。

④避難行動要支援者等の支援が必要な人の支援体制づくり

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●危機管理部門との連携を強化し、避難行動要支援者支援制度の普及を進め、「支え愛マップ」の作成、更新への支援や協力をを行うことで、支援が必要な人の避難体制づくりを促進します。 ●常設型の地区サロンを活用した地域住民と避難行動要支援者との日常的な交流等を促進します。
民間の方向性 (主に住民・地域による取組／自助・互助・共助)	●避難行動要支援者支援制度への理解に努め、支援が必要な人への登録を呼び掛けます。 ●常設型の地区サロンを活用した避難行動要支援者との日常的な交流に努め、避難訓練等への参加を呼び掛けます。
市社協の役割	●避難行動要支援者支援制度に関する情報を提供します。

⑤農業分門との連携

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●農業者と福祉事業所との連携を促進します。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	●農業者と連携し、常設型の地区サロン、地域食堂、福祉事業等での 農作物の活用に努めます。 ●農福連携の受け入れに努めます。
市社協の役割	●地区担当職員(CSW)による福祉事業所、農業者への農福連携の 参加への働きかけを進めます。

基本目標Ⅲ

地域で安心して暮らせる基盤づくり

基本計画（基本施策）6 企業の社会貢献活動の促進

公的な福祉サービスだけでは支援が困難なケースや、その受給要件を満たしていないなど、地域福祉の課題を抱えた人を支援していくためには、企業をはじめとした民間部門による生活を支援するサービスの創出が不可欠です。

公的福祉サービスの隙間を埋める新しいサービスと、企業や市民等が主体となり運営を行うサービスの創出や運営を促進します。

【目指す姿】

- 企業からの社会貢献活動の取組が積極的に行われています。
- 企業からの寄附による社会貢献が進んでいます。

①社会貢献活動の促進

	内容
行政による取組 ／共助・公助	<ul style="list-style-type: none">●企業等による地域食堂（子ども食堂）への支援など、社会貢献活動の取組の提案や受け入れを促進します。●企業への社会貢献活動に関する情報提供や参加呼び掛けを進めます。
民間の方向性 (主に住民・地域による取組／自助・互助・共助)	<ul style="list-style-type: none">●市民、行政、企業、関係機関や関係団体等との連携を促進し、協働により、新たな地域課題に対応する福祉活動の創出に努めます。●地域食堂ネットワークの支援団体等の拡充を図ります。●地区を単位とする福祉ネットワークへの参加を進めます。●企業ボランティアや従業員の地域活動の参加を推進します。
市社協の役割	<ul style="list-style-type: none">●社会貢献活動の取組に関する情報を提供します。●企業・事業所による社会貢献活動と、地域福祉活動との連携の調整（コーディネート）を担います。

②寄附文化意識の醸成

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●企業等の寄附による社会貢献の促進に向けて、寄附文化意識の醸成を図ります。
民間の方向性 (主に住民・地域による取組／自 助・互助・共助)	●寄附活動への理解と協力に努めます。
市社協の役割	●寄附による事業の成果を検証するとともに、寄附活動に関する広報を強化します。 ●寄附の受け入れについては、目的や使途を明確にします。 ●寄附者の取組に対して、積極的な広報活動を行います。

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 組織内推進体制

本計画は、福祉部門をはじめ、子育て支援、生涯学習部門など、幅広い分野で地域福祉を総合的かつ効果的に推進する必要があることから、組織内関係部署と連携推進します。

(2) 社会福祉協議会と市との連携強化

市社協は本市の地域福祉に関する活動、ボランティア活動等における中核的な役割を果たしており、今後も引き続き、本市と市社協とは密接に連携し、本計画を推進していきます。

(3) 参画と協働による推進

本計画の推進に当たっては、地域福祉の担い手である市民の主体性を最大限に尊重し、市民参画と協働により、地域福祉の取組を推進する必要があります。このため、地域福祉の担い手である市民の参画する「鳥取市地域福祉計画作成委員会・鳥取市地域福祉活動計画作成委員会」により本計画の進行管理を行い、共に本計画を推進していきます。

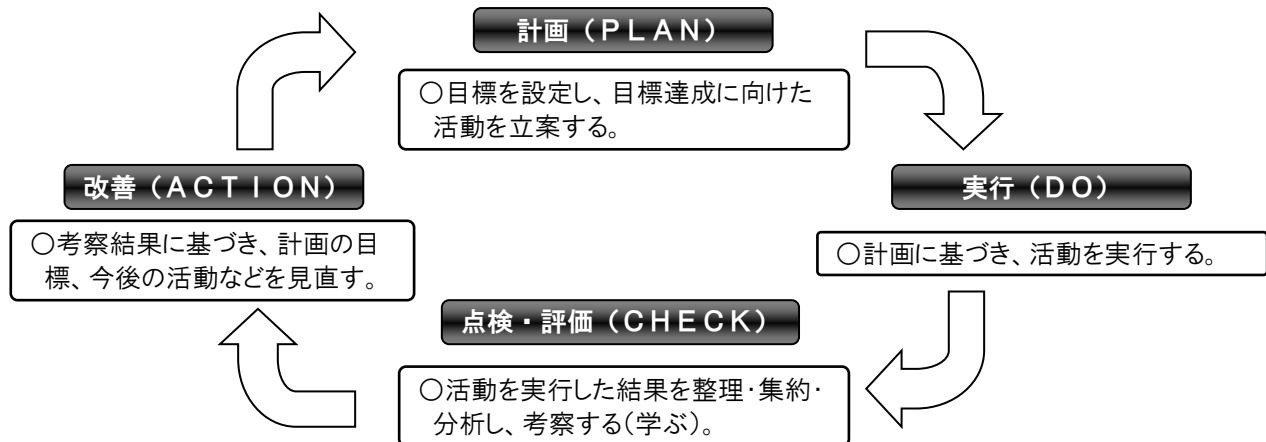
また、地域福祉の担い手として中心的な役割を担うリーダーをはじめ、広く市民に対して、本計画の内容を周知し、意識の醸成に努めるとともに、福祉やボランティアに関する情報提供、先進事例の検討などを通じて、市民がお互いに支え合う意識の高揚を図ります。

さらに、町内会（自治会）、民生委員・児童委員、市社協、福祉サービス等提供事業者、企業、行政が連携し、それぞれの得意分野や活動を生かして知恵を出し合い、地域福祉に取り組んでいくことで、全市的な地域福祉活動の展開を目指します。

2 計画の進行管理

本計画の推進に当たっては、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）による進行管理（PDCAサイクル）に基づき、「鳥取市地域福祉計画作成委員会・鳥取市地域福祉活動計画作成委員会」において、定期的に事業の達成状況や評価を整理します。また、必要に応じて取組の変更や見直しを検討します。

【PDCAサイクルのプロセスイメージ】



資料編

1 市民政策コメントの実施結果について

「鳥取市地域福祉推進計画

(第2次鳥取市地域福祉計画・第4次鳥取市地域福祉活動計画) (案)」

市民政策コメントの意見及び意見に対する市の考え方

1. 募集期間 平成30年12月18日（火）～平成31年1月11日（金）
2. 募集結果 2件

意見1（概要）

- 1 自助・互助・共助・公助を重層的な取組とするには、次の理由からそれぞれを結ぶ共通基盤の整備の視点を加える必要がある。
 - ① 支援を必要とする方を社会の中で共通して認識できる仕組みが、それぞれを結ぶ基盤として存在する必要がある。
 - ② “自助”については、何も手助け無く日常を送れる方と、ある一部の手助けがあれば他は“自助”できる方が存在するので、これを把握する仕組みが必要である。
- 2 共通基盤の整備の視点がないまま、社会福祉法第106条の3に規定する「包括的な支援体制の整備」を展開すると、課題解決方法が現実課題への支援に矮小化されてしまい、地域共生社会実現への道筋が見えなくなり、また、公助が他の自助・互助・共助との共通基盤無く計画されていくこととなる。
- 3-1 「第4章（1）地域共生社会の周知と広報・啓発の推進」の記載は、もう少し丁寧な論議を経た記述が必要と考える。
- 3-2 提唱される「共生社会」の説明が、行政制度の統合イメージに留まり、地域在住者から見ると違和感がつきまとう。
- 3-3 「第4章（7）福祉のネットワークづくり」での指摘は、計画の根幹の一つとして位置づけられるべきもので、公助にかぎらず、自助・互助・共助でよりどころすべき基盤（インフラ）と位置づけて取組んでいくべきである。

以上から、自助・互助・共助・公助を結ぶ共通基盤は「困りごとを抱えた」「支援が必要なかた」を把握し、地域の中で共有していく仕組みであり、その仕組みとして、避難行動要支援者支援制度を用いることが良いと考える。

(意見 1 に対する市の考え方)

ご指摘のとおり、「困りごとを抱えた」「支援が必要なかた」を地域で把握し、地域の中で助け合いにつなげていくことは、地域福祉を進めるにあたって重要な取組と考えています。そのため、重点取組の一つに「地区を単位とする福祉ネットワーク」づくりを掲げ、地域での様々な主体による「見守り」や「相談」を行うなかで把握し、互いに支え合い助け合う基盤づくりに取り組もうと計画にしているところです。「地区を単位とする福祉ネットワーク」が把握した課題で専門的相談につなげる必要があるときは、地域福祉相談センターや各種専門機関と連携することで、公助による課題解決となる仕組みづくりをもり込む計画としています。

また、避難行動要支援者支援制度の活用につきましては、「災害発生時の避難行動に支援が必要な」かたの「生命や身体を守る体制を整備するため」の情報であり、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときであっても避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に対し提供できるもので、地域の中で共有できる者が限られるため、活用はできないと考えます。このため、「『支え愛マップ』の作成」などをとおして地区内の支援が必要なかたを住民で話し合い、共有する取組を進めしており、本計画にも記載しているところでございますのでご理解ください。

なお、「第 4 章（1）地域共生社会の周知と広報・啓発の推進」の記載については、アンケート調査の分析をより詳細に記載し、わかりやすく記述をするように修正します。

意見 2

1 地域福祉とは

- (1) 「地域福祉」の定義が言葉足らずに感じます。参考までに、全国社会福祉協議会HPでは、「地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です」と述べています。
- (2) 「自助・互助・共助・公助の考え方」が国そのままで、恐ろしく思います。介護保険制度や医療保険制度を共助と捉えることは、社会保障制度の矮小化につながります。訂正すべきと考えます。

2 関係計画の計画期間

- (1) 本案は「第2次地域福祉計画」、「第4次地域福祉活動計画」となっていますが、表の中に「第1次」、「第3次」が記されていないのはどうしてでしょうか？

3 第4章 本市の現状等からみる地域福祉の課題

- (1) アンケート調査結果およびグループインタビューの結果も掲載した方がいいと思います。
- (2) 「第1次地域福祉計画」、「第3次地域福祉活動計画」の評価を掲載すべきと考えます。例えば、出雲市では前計画の内容を「伸ばす取り組み」、「改善すべき取り組み」というように評価しています。本市の場合、継続感が感じられません。

4 第5章 計画の基本的な考え方

- (1) 前述のように、基本理念のところにも、これまでの取り組みの経過に触れる必要があるとおもいます。
- (2) 三つの基本目標の言葉が硬すぎると思います。表現の仕方を工夫しているところもあります。

5 第6章 計画（施策）の展開

- (1) 推進主体について、それぞれの役割の説明をつけたほうがわかりやすいと思います。
- (2) 施策の内容についてですが、民間の方向性についての記述は不要だと思います。行政による取り組みと社協の役割だけでいいのではないでしょうか。方向性を示されると、押し付けられるように感じます。
- (3) 内容のところに、現在の市の施策や社協の事業も記述したほうがわかりやすいと思います。新たな内容は、例えば「新規」といったように。

6 全体として

- (1) 「我が事・丸ごとの地域共生社会」では自助・互助・共助が強調されており、国や自治体の責任を曖昧にして、住民地域住民に地域生活の課題解決の責任を丸投げする方向性になるのではという危惧があります。地域での支え合いは誰もが否定できないことです。でも、強制されることではありません。国や自治体の責任を明らかにし、公的支援を強めることで、地域住民が安心して関わるようになるのではないかと思います。

(2) 相談体制を強めることは必要ですが、つなげていく制度をつくるのは行政の役割です。困っている人がいるのに、制度が使えないでは話になりません。地域福祉というのであれば、当然のこと、行政としても各種制度の拡充が必要です。

(意見2に対する市の考え方)

1 地域福祉とは

(1) 「地域福祉」の定義については、社会福祉法の趣旨を踏まえ、簡潔にわかりやすい表現に努めているところです。ご意見も参考に一部修正します。

(2) 本計画は、社会福祉法に基づく計画であり、国と認識を共通し、地域福祉を推進する必要があることから、国と同様の考え方を取っています。また、我が国の社会保障制度は、「社会保険」・「公的扶助」・「社会福祉」・「公衆衛生」の4つの分野から成り立っているといわれています。このうち、介護保険制度等の「社会保険」は加入者に相互負担していただき、受給権を保障する仕組みであることから「共助」に位置づけています。また、生活困窮に対する生活保護に代表される「公的扶助」、高齢者、障がい者、子ども・子育て世帯等への必要な支援等を行う「社会福祉」、健康診断の実施、感染症の予防・対策、下水道の整備等を行う「公衆衛生」については自助・互助・共助の取り組みでは対応が困難であることから「公助」に位置づけられると考えています。一方で「共助」である「社会保険」についても国・地方公共団体が必要な財源負担や制度運営を担っており、介護保険制度等を共助と捉えることが「矮小化につながる」ことになるとは考えておりません。

2 関係計画の計画期間

(1) 「第1次地域福祉計画」は平成16年度から平成20年度まで、「第3次地域福祉活動計画」は平成20年度から平成25年度までがそれぞれ計画期間であり、表に掲載できる期間に限りがあることから、記載していません。

3 第4章 本市の現状等からみる地域福祉の課題

(1) アンケート調査結果及びグループインタビューの結果は、資料編として掲載予定です。

(2) 「地域包括ケアシステムの強化」を初めとした諸制度の見直しや平成30年4月施行の社会福祉法の改正など地域福祉を取り巻く環境が進展しており、前計画の評価に代え、現状と課題の分析をしっかり行ったうえで、本計画作成に反映しています。

4 第5章 計画の基本的な考え方

(1) 前述のとおり、諸制度の進展や現状と課題を踏まえ、あらためて、今後本市の地域福祉が目指すところを基本理念として新しく掲げています。

(2) 基本目標は、広範囲にわたる地域福祉推進に向けた現在の諸課題に対応する目標として示すため、簡潔かつ的確に伝わりやすい表現に努めたものですので、ご理解ください。

5 第6章 計画（施策）の展開

- (1) 推進主体の役割の説明につきましては、第6章において、それぞれの基本計画（基本施策）ごとに記載をしています。
- (2) 本計画は、行政が策定する地域福祉計画と社会福祉協議会を中心となって民間の取組を策定する地域福祉活動計画とを一体的に策定しているものです。民間の方向性についての記述は、第2章の1（4）地域福祉活動計画に記載のとおり、「『住民』『地域で福祉活動を行う者』『福祉事業を経営する者』が相互に協力・連携して、地域福祉の推進を目的とする実践的な行動計画」である社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画の民間活動の取組として記述していますのでご理解ください。なお、本計画は、民間の福祉活動を担っている社会福祉法人・社会福祉事業所を始め、自治連合会、地区社会福祉協議会等の関係者で構成される作成委員会において、審議をしていただいた内容となっています。
- (3) 本計画につきましては、第2章の1（3）地域福祉計画に記載のとおり、「地域福祉の在り方や、地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定める総合的な計画」であり、また、同章の2（3）計画の位置付けに記載のとおり、「『地域福祉計画』と各個別計画の対象分野が重なる部分については、個別計画の施策をもって『地域福祉計画』の一部とみなす」ことから、対象分野が福祉関係のみでなく広範囲にわたる本計画では事業についての記載は省略しています。

6 全体として

- (1) 国や自治体においては、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て、生活困窮者自立支援、成年後見制度、健康づくり、防災など生活にかかわる様々な取組の創出・拡充にしっかりと取り組んできたと認識しています。そして、本計画において、行政の担う役割を明確にしたうえで、これらの公的支援にあわせ、日常生活の地域での支え合いを組み合わせることによって、それぞれの強みを生かしながら基本理念に掲げる福祉のまちづくりが推進されるものと考えています。地域での支え合いを強制するものではなく、行政と民間との役割を明確にし、それぞれの主体が地域課題の共通認識をもち、相互に補完し合いながら、重層的な取り組みによって地域福祉を推進していく姿を目指して、策定しています。
- (2) 相談から各種福祉制度の支援につなげるなど、課題解決のため、高齢者に対する「地域包括支援センター」、障がい者に対する「相談支援事業所」、子ども・子育て家庭に対する「こそだてらす（子育て世代包括支援センター）」や「子ども家庭総合支援拠点」、生活困窮者に対する「パーソナルサポートセンター」等の各専門機関の設置・運営を行うとともに、社会福祉法人等との協働により住民に身近な圏域で、様々な福祉課題に関する相談を一旦丸ごと受け止め、支援につなげる「地域福祉相談センター」を設置するなどし、市民が抱える生活課題の早期発見・早期支援への取り組みに努めています。また、福祉及び保健分野の各種計画で更なる拡充に取り組んでいます。

2 烏取市地域福祉計画作成委員会・烏取市地域福祉活動計画作成委員会について

(1) 烏取市地域福祉計画作成委員会設置要綱

鳥取市地域福祉計画作成委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 鳥取市地域福祉計画の策定等に当たり、広く市民の意見を反映するため、鳥取市地域福祉計画作成委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）（以下「法」という。）第107条に定める鳥取市地域福祉計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 前号の計画の進捗管理に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、20名以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域団体の代表者
- (3) 地域福祉支援団体の代表者
- (4) 地域福祉市民活動団体の代表者
- (5) 地域福祉活動を行う法人の代表者
- (6) 地域福祉関係機関の職員
- (7) 公募市民
- (8) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日の属する年度から3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第6条 委員会に委員長1人、副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を総括し、代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

- 2 委員会の会議には、必要に応じ委員以外の出席を求め説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務を処理するため、事務局を福祉部地域福祉課に置く。

(その他)

第9条 この要綱の各規定の施行に当たっては、鳥取市地域福祉計画と鳥取市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の鳥取市地域福祉活動計画の策定等が一体的に行われるよう、市社協との協議を踏まえ、又は連携して行う。

2 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

(招集の特例)

2 委員長が選任されていない場合に開かれる会議は、第7条の規定に関わらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日から適用する。

(2) 鳥取市地域福祉活動計画作成委員会設置要綱

鳥取市地域福祉活動計画作成委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 鳥取市地域福祉活動計画の策定等に当たり、広く市民の意見を反映するため、鳥取市地域福祉活動計画作成委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 鳥取市地域福祉活動計画の作成及び変更に関する事項。
- (2) 前号の計画の進捗管理に関する事項。
- (3) その他会長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、20名以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域団体の代表者
- (3) 地域福祉支援団体の代表者
- (4) 地域福祉市民活動団体の代表者
- (5) 地域福祉活動を行う法人の代表者
- (6) 地域福祉関係機関の職員
- (7) 公募市民
- (8) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日の属する年度から3年度までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第6条 委員会に委員長1人、副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を総括し、代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

- 2 委員会の会議には、必要に応じ委員以外の出席を求め説明又は意見を聞くことができる。
- (事務局)

第8条 委員会の事務を処理するため、事務局を地域福祉課に置く。

(その他)

第9条 委員会の運営に当たっては、鳥取市地域福祉活動計画と鳥取市（以下「市」という。）の鳥取市地域福祉計画の策定等が一体的に行われるよう、市との協議を踏まえ、又は連携して行う。

2 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

(招集の特例)

2 委員長が選任されていない場合に開かれる会議は、第7条の規定に関わらず、会長が招集する。

(3) 鳥取市地域福祉計画作成委員会・鳥取市地域福祉活動計画作成委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

区分	団体	役職	氏名	備考
地域団体	鳥取市自治連合会	副会長	竹森 貞美	
	鳥取市地区社会福祉協議会連絡会	副会長	岸本 一良	
	鳥取市民生児童委員協議会	副会長	今井 久仁子	
地域福祉支援団体	特定非営利活動法人コトリ舎	監事	竹本 匡吾	
	特定非営利活動法人鳥取青少年ピアサポート	理事長	山本 恵子	
	地域食堂ネットワーク	共同代表	山根 恒	
市民活動団体	ふそう支え愛ネットワークの会	理事	岸田 光世	
	用瀬町福祉のまちづくり実施計画策定委員会		金谷 達美	副委員長
地域福祉活動法人	社会福祉法人鳥取福祉会	常務理事	岩城 隆志	委員長
	社会福祉法人あすなろ会	河原あすなろ施設長	幸本 一章	
	社会福祉法人こうほうえん	にしまち幸朋苑施設長	岸 清志	
	鳥取医療生活協同組合	副組合長 理事	池成 福巳	
地域福祉関係団体	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	主幹	中村 裕司	
学識経験者	国立大学法人鳥取大学地域学部	准教授	竹川 俊夫	
公募委員			木下 仁人	
			原田 伸吾	
			山根 裕子	

(4) 鳥取市地域福祉計画作成委員会・鳥取市地域福祉活動計画作成委員会の開催状況（開催経緯）

開催期日	内容
平成30年5月29日（月）	第1回 (1) スケジュールについて (2) 地域共生社会と地域福祉計画・地域福祉活動計画について (3) 資料から見る鳥取市の地域福祉の現状と課題に関する意見交換について
平成30年7月30日（月）	第2回 (1) 「鳥取市の地域福祉の推進に関する住民意識調査」の結果概要から見る課題について (2) 地域福祉に関するグループインタビュー調査の結果概要について (3) 鳥取市における地域福祉の課題の整理について (4) パーソナルサポートセンターの現状について (5) 鳥取市の地域分析について (6) 鳥取市における地域福祉の課題に係る意見交換について
平成30年8月27日（月）	第3回 (1) 資料説明 (2) 課題に係る意見交換について (3) 課題解決に向けた取り組みの方向性に係る意見交換について～自助・互助・共助・公助の役割の視点から～
平成30年10月29日（月）	第4回 (1) 計画のまとめ方（たたき台）について (2) 施策の展開（仮）のたたき台について
平成30年12月7日（金）	第5回 (1) 計画の素案について
平成31年1月29日（火）	第6回 (1) 市民政策コメントの結果について (2) 鳥取市地域福祉推進計画の原案について (3) 平成31年度の進行管理（案）について

3 鳥取市社会福祉審議会について

(1) 鳥取市社会福祉審議会条例

鳥取市社会福祉審議会条例

平成29年12月22日

鳥取市条例第44号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき設置する鳥取市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に関し、法及び社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項の特例)

第2条 審議会は、法第12条第1項の規定により、児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員26人以内で組織する。

(任期)

第4条 審議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長の職務の代理)

第5条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第7条 審議会に、法第12条第2項の規定により読み替えて適用する法第11条第1項及び第2項の規定により、民生委員審査専門分科会、心身障がい福祉専門分科会、老人福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会を置く。

2 各専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

4 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

5 前2条の規定は、専門分科会の運営について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(鳥取市社会福祉審議会条例の廃止)

2 鳥取市社会福祉審議会条例（昭和48年鳥取市条例第4号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 鳥取市社会福祉審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

団体	氏名	備考
鳥取市議会	星見 健蔵	
鳥取市社会福祉協議会	坂本 雄司	
鳥取市民生児童委員協議会	松田 吉正	
鳥取市老人クラブ連合会	西岡 和子	
鳥取市連合母子会	藤岡 由美	
鳥取市自治連合会	竹森 貞美	
鳥取市身体障害者福祉協会連合会	山根 裕	
鳥取市肢体不自由児者父母の会	藤原 美江子	
鳥取市手をつなぐ育成会	大谷 喜博	
鳥取市精神障がい者家族会	市谷 貴志子	
鳥取県東部医師会	松浦 喜房	委員長
鳥取県東部医師会	高田 耕吉	
鳥取県東部歯科医師会	池田 実央	
とっとり東部権利擁護支援センター	荻原 誠康	
鳥取市ボランティア市民活動センター（桑の実会）	安部 徳子	
認知症の人と家族の会 鳥取県支部	矢部 征	
鳥取県東部歯科医師会	伊奈垣 学	
鳥取市シルバー人材センター	山本 雅宏	
鳥取県社会福祉士会	垣屋 稲二良	
鳥取市放課後児童クラブ連合会	杉本 正	
鳥取県子ども家庭育み協会	森田 明美	
鳥取市私立幼稚園・認定こども園協会（認定こども園代表）	岡 美智子	
鳥取市私立幼稚園・認定こども園協会（私立幼稚園代表）	八田 久美	
地域サポートネットワークとっとり	山口 朝子	
鳥取大学地域学部	塩野谷 斎	副委員長

(3) 鳥取市社会福祉審議会の開催状況

開催期日	内容
平成31年2月6日（水）	鳥取市地域福祉推進計画の審議

4 烏取市の地域福祉の推進に関する住民意識調査結果の概要

1 地域との関わりについて

【近所付き合いの程度】

(単位：%、件)

問8. 地域の人との付き合いの程度	回答割合	1219
とても親しく付き合っている人がいる	7.7	94
親しく付き合っている人がいる	28.0	341
世間話をする程度の人がいる	30.2	368
あいさつをする程度の人がいる	23.3	284
ほとんど付き合いがない	7.6	93
無回答	3.2	39

【近所付き合いをしていない理由】

問9. 近所付き合いをしていない理由	回答割合	377
忙しくて時間がない	34.7	131
参加したいが、家族の理解がない	0.0	0
一緒に参加する人（顔見知りなど）がいない	17.8	67
意見を発言しにくい（意見を取り上げられにくい）	3.2	12
人間関係がわざらわしい	34.0	128
役員や世話人になりたくない	18.8	71
参加するきっかけがない	23.1	87
必要性を感じない	22.0	83
地域活動に関する情報がない	11.1	42
地域活動が衰退している	7.7	29
近所付き合いはしたいが、仲間に入れてもらえない	1.1	4
その他	9.8	37
無回答	3.2	12

【地域の人とのつながり意識】

問14. 地域の人たちとのつながりの強さ	回答割合	1219
強いほうだと思う	6.4	78
どちらかといえば強いほうだと思う	27.4	334
どちらかといえば弱いほうだと思う	23.4	285
弱いほうだと思う	25.5	311
わからない	13.3	162
無回答	4.0	49

【地域の課題や問題】

問28. 地域の課題や問題	回答割合	1219
身の回りのことについて相談できる人がいない	7.0	85
住民同士のまつりや、助け合いが少なくなってきた	32.2	392
自治会(町内会)や各地区の社会福祉協議会などの役員のなり手、担い手が少ない	30.3	369
多世代の交流や付き合いが少ない	23.3	284
介護を必要とする高齢者または障がい者を抱える世帯の介護疲れやストレスの問題	11.7	143
高齢者の社会参加や生きがいづくり	9.9	121
高齢者や障がい者などが暮らしやすい環境の整備	14.5	177
一人暮らし高齢者や障がい者の孤立の問題	11.4	139
一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の生活の継続	17.5	213
子育てをしている世帯の育児疲れやストレスの問題	4.3	52
子どもの非行やいじめ	3.5	43
高齢者や障がい者の災害時の避難体制	19.9	243
地域の防犯	8.7	106
通院・買物などの移動手段	11.8	144
子どもや高齢者、障がい者への虐待	0.7	9
共働き家庭の子どもの生活	3.9	48
母子家庭や父子家庭の子育て	2.0	24
生活困窮	5.5	67
その他	5.0	61
無回答	8.6	105

2 地域活動への参加について

【地域活動への参加状況】

問12. 地域の行事や町内活動などで参加しているもの	回答割合	1219
自治会(町内会・集落)活動	50.7	618
女性団体活動	7.1	86
老人クラブ活動	9.2	112
子ども会やPTA活動	9.6	117
防犯活動・交通安全活動	7.5	91
高齢者支援活動	4.4	54
文化・スポーツ活動	15.3	186
消防団活動	6.1	74
公民館活動	21.9	267
子育て支援活動	1.8	22
障がい者支援活動	1.1	14
まちづくり・村づくり活動	9.3	113
宗教行事	6.6	80
お祭り・盆踊りなど	27.5	335
子どもや青少年の育成活動	3.5	43
その他	3.4	41
参加したことがない	22.1	269
無回答	3.0	37

【参加したことがない理由】

問13. 参加したことがない理由	回答割合	269
仕事を持っているので時間がない	35.7	96
家事や育児に忙しくて時間がない	5.2	14
家族の協力・理解がない	0.0	0
病人・高齢者などの介護で時間がない	2.2	6
健康や体力に自信がない	16.7	45
行事や活動に関する情報がない	10.4	28
人間関係がわづらわしい	21.6	58
子どもをみてくれる人や施設がない	0.0	0
身近なところに活動の場がない	5.6	15
興味の持てる活動が見つからない	14.5	39
一緒に活動する仲間や友人がいない	16.7	45
活動に経費がかかる	3.0	8
きっかけがない	23.8	64
その他	17.5	47
無回答	2.2	6

【地域での話合いの機会】

問20. 地域の問題についての話合いの場	回答割合	1219
話合いの場や機会がある	47.0	573
話合いの場や機会はない	13.9	169
わからない	33.1	404
無回答	6.0	73

【地域の話合いの場への参加状況】

問21. 話合いへの参加状況	回答割合	573
よく参加している	16.2	93
時々参加している	41.4	237
参加したことはあるが現在は参加していない	23.4	134
参加したことがない	16.1	92
無回答	3.0	17

【地域の話合いの場への今後の参加意向】

問22. 今後の話合いへの参加意向	回答割合	1219
ぜひ参加したい	5.4	66
どちらかといえば参加したい	37.1	452
どちらかといえば参加したくない	37.4	456
参加したくない	11.1	135
無回答	9.0	110

【地域活動の活発化に向けて有効と思う取組】

問15. 地域活動や行事が、もっと活発になるための有効な取り組み	回答割合	1219
立ち話や情報交換ができるようなご近所同士の関係づくりの強化	29.0	353
新築アパートの入居者など、新たに住む人との関係づくりの強化	9.3	113
自治会(町内会・集落)や子ども会、女性団体、老人クラブ、地区公民館等の活動の活性化	31.7	386
学校・保育園・幼稚園と住民の交流の促進やつながりの強化	13.4	163
地元の商業者など、事業者と住民のつながりの強化	6.1	74
住民の交流の機会となる地域の行事の増加	16.3	199
退職したシニア世代が地域活動に参加しやすい仕掛け・活躍の場づくり	26.6	324
地域で行われている類似の活動や行事の主催団体を超えた統合(関係者の負担軽減)	6.8	83
地区自治会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員の連携の強化	9.9	121
地域活動やボランティア活動の重要性の意識啓発	11.9	145
気軽に地域参加できる体制づくり	33.3	406
身近に参加できる活動の場づくり	29.4	358
ボランティア情報の提供(市報など)	8.2	100
学校での福祉学習の充実	5.4	66
ボランティアの知識や技術を学べる機会や体験の場づくり	8.8	107
活動者やリーダーの育成	12.1	147
金銭的な支援	11.7	143
その他	3.9	48
わからない	14.7	179
無回答	4.5	55

3 災害時の対応について

【近所の人から手助けをしてほしいこと】

問10. 近所付き合いの中で「手助けしてほしい」こと	回答割合	1219
安否確認の声かけ・見守り	17.0	207
災害時の手助け	32.6	397
話し相手	10.3	126
短時間の子どもの預かり	2.1	25
短時間の家族の見守り	2.7	33
通院・買物など外出の手伝い	2.1	26
ゴミ出し	2.4	29
掃除の手伝い	1.5	18
庭の手入れ	3.0	36
雪かき・雪下ろし	25.4	310
食事の準備や片づけ	1.1	13
その他	1.6	19
特にない	43.2	526
無回答	4.8	59

【避難時の手助けをお願いできる人】

問37. 避難する際の支援者の有無	回答割合	1219
いる	63.0	768
いない	32.0	390
無回答	5.0	61

【災害への備え】

問34(1)最寄りの避難場所を把握している	回答割合	1219
はい	73.1	891
いいえ	20.2	246
無回答	6.7	82
問34(2)安全な避難経路を把握している	回答割合	1219
はい	44.8	546
いいえ	46.2	563
無回答	9.0	110
問34(3)災害などの緊急時の連絡方法を家族で話し合っている	回答割合	1219
はい	30.6	373
いいえ	60.5	737
無回答	8.9	109
問34(4)日頃から地域の防災訓練に参加している	回答割合	1219
はい	28.2	344
いいえ	62.3	759
無回答	9.5	116
問34(5)危険箇所を把握している	回答割合	1219
はい	31.9	389
いいえ	57.6	702
無回答	10.5	128
問34(6)災害などの緊急時に、避難場所への誘導などの手助けが必要である	回答割合	1219
はい	29.4	358
いいえ	61.4	748
無回答	9.3	113
問34(7)災害などの緊急時に、手助けが必要な近隣住民を把握している	回答割合	1219
はい	26.1	318
いいえ	64.4	785
無回答	9.5	116
問34(8)災害などの緊急時に、高齢者や障がい者の避難などの手助けができる	回答割合	1219
はい	41.2	502
いいえ	48.9	596
無回答	9.9	121
問34(9)普段から気象・災害などの情報を気にしている	回答割合	1219
はい	76.0	927
いいえ	17.4	212
無回答	6.6	80
問34(10)災害に備えて、3日分程度の備蓄品を確保している	回答割合	1219
はい	21.6	263
いいえ	70.1	854
無回答	8.4	102

【災害発生時に備えて、地域や市・社会福祉協議会に取り組んでほしいこと】

問35. 災害発生時に備えて、地域や市・社会福祉協議会に取り組んでほしいこと	回答割合	1219
地域・近所での協力体制づくり	43.0	524
災害時の情報伝達方法の確立	58.3	711
災害時の医療体制の確立	39.2	478
避難訓練の実施など住民の意識啓発	15.3	186
避難誘導体制の確立	31.2	380
ボランティアの受け入れ体制の確立	10.7	130
要配慮者に留意した支援物資の確保	19.2	234
避難行動要支援者を対象とした福祉避難所の確保	17.8	217
その他	2.1	25
無回答	5.7	70

【災害時における助け合いを行う上で重要なこと】

問36. 災害時における助け合いを行う上で重要なこと	回答割合	1219
日頃からのあいさつや声かけ、付き合い	67.6	824
地域の支援や配慮が必要な人の把握	50.3	613
支援や配慮が必要な人に対する情報伝達体制の構築	36.2	441
地域における援助体制の構築	39.4	480
災害ボランティアの育成	12.5	152
日頃の避難訓練	28.3	345
その他	1.1	13
無回答	4.3	53

4 生活課題や福祉課題について

【悩みや不安】

問23. 日頃の生活での悩みや不安	回答割合	1219
自分や家族の健康のこと	53.6	653
自分や家族の老後のこと	56.8	693
子どもの教育や将来のこと	17.6	214
乳幼児の育児に関するここと	3.3	40
介護に関するここと	31.7	387
収入など経済的なここと	32.3	394
地域での人間関係のここと	9.9	121
家庭での人間関係のここと	6.0	73
職場(学校)での人間関係のここと	7.4	90
住宅のここと	10.2	124
地域の安全のここと	10.7	131
地震や火事などの災害のここと	28.9	352
働くこと(就職・失業)	12.9	157
日常の買物や通院のここと	7.0	85
特にない	10.2	124
その他	1.9	23
無回答	2.4	29

【困ったときの相談先】

問24. 困ったときの相談先	回答割合	1219
家族・親族	84.4	1029
友人・知人	46.1	562
職場の同僚・上司	15.5	189
民生委員・児童委員	5.7	69
自治会(町内会・集落)の役員	10.1	123
学校	2.1	26
保育所・幼稚園	1.5	18
市役所	18.0	220
地域包括支援センター	9.0	110
障がい者の相談支援事業所の職員	2.3	28
各地区の社会福祉協議会	6.1	74
となり組福祉員または愛の訪問協力員	0.9	11
地域・福祉活動コーディネーター	1.5	18
ホームヘルパー・ケアマネジャー	6.6	81
病院などの医療機関・薬局	21.9	267
介護・福祉施設	7.9	96
その他	1.3	16
どこに相談したらよいかわからない	2.5	30
相談する人がいない	2.2	27
無回答	2.8	34

【福祉課題に対する住民相互の支え合い・助け合いの必要性】

問26. 地域の福祉課題に対する助け合いの必要性	回答割合	1219
とても必要だと思う	24.0	292
どちらかといえば必要だと思う	59.1	721
どちらかといえば必要だとは思わない	3.2	39
全く必要だとは思わない	1.0	12
わからない	9.4	114
無回答	3.4	41

【住民相互の支え合い・助け合い活動への参加意向】

問27. 助け合い活動への参加意向	回答割合	1219
参加する	35.8	436
参加しない	8.1	99
わからない	46.4	566
その他	6.2	75
無回答	3.5	43

5 生活支援について

【暮らしの状況】

問41. 現在の暮らしぶり	回答割合	1219
とてもゆとりがある	1.0	12
ゆとりがある	6.6	81
ふつう	64.6	787
苦しい	16.7	204
とても苦しい	3.4	41
わからない	3.4	42
無回答	4.3	52

【経済的に困っている人などに対する支援】

問42. 経済的に困っている人や社会的に孤立している人に対する支援	回答割合	1219
いろいろな相談ができる福祉窓口の充実	58.1	708
住宅を確保するための支援	10.6	129
仕事に就くための支援	46.7	569
生活再建のための貸付金制度の利用支援	9.8	119
生活に困っている世帯の子どもたちが学習や進学をするための支援	33.1	403
社会参加の場の確保	15.1	184
住民の理解の促進	9.3	113
地域の支援ネットワークづくり	12.6	153
誰も孤立させない地域づくり	20.7	252
その他	1.9	23
無回答	6.6	81

【子どもへの支援】

問44. 子どもの貧困に対する支援	回答割合	1219
教育の支援(学校以外での学習の支援、進学などのための奨学金制度の充実、多様な体験活動の機会の提供など)	19.6	239
生活の支援(こども食堂などの居場所や食事の提供、親の自立支援、何でも相談できる場所の提供など)	45.8	558
就労の支援(親の就労支援、親の学び直し支援、就労機会の確保など)	15.1	184
経済的な支援	7.5	91
その他	1.9	23
無回答	10.2	124

6 鳥取市社会福祉協議会について

【鳥取市社会福祉協議会の認知状況】

問29. 「鳥取市社会福祉協議会」の認知状況	回答割合	1219
活動内容まで、よく知っている	16.5	201
名前を見聞きしたことはあるが、活動内容はよく知らない	67.1	818
知らない	12.6	153
無回答	3.9	47

【鳥取市社会福祉協議会の活動内容】

問30. 「鳥取市社会福祉協議会」の知っている活動内容	回答割合	1219
困ったことを相談しにいくところ	19.1	233
福祉資金等貸付をするところ	9.9	121
ボランティアに関する相談やコーディネート(支援)をするところ	17.4	212
地域福祉活動を推進するところ	40.7	496
高齢者に関する事業(介護予防・介護保険サービス等)を推進するところ	36.8	449
障がい者に関する事業を推進するところ	21.7	264
地域での助け合いをコーディネート(支援)するところ	16.3	199
共同募金運動を推進するところ	21.8	266
各種福祉団体の事務局(地区社会福祉協議会、老人クラブ、身体障害者福祉協会、民生児童委員協議会等)	30.3	369
その他	1.4	17
わからない	29.5	359
無回答	3.8	46

【民生委員・児童委員の役割や活動の認知状況】

問32. 民生委員・児童委員の役割や活動の認知状況	回答割合	1219
活動内容まで、よく知っている	15.9	194
名前を見聞きしたことはあるが、活動内容はよく知らない	68.1	830
知らない	13.1	160
無回答	2.9	35

【地区社会福祉協議会の認知状況】

問33. 地区社会福祉協議会の認知状況	回答割合	1219
活動内容まで、よく知っている	13.1	160
名前を見聞きしたことはあるが、活動内容はよく知らない	55.1	672
知らない	27.9	340
無回答	3.9	47

【福祉関係団体等に期待する社会貢献活動】

問48. 福祉関係団体や施設にしてほしい社会(地域)貢献活動	回答割合	1219
施設の福祉専門職による地域住民の困りごとへの相談対応	45.8	558
施設を活用した地域住民との交流	24.9	303
通院や買物などの移動支援	34.4	419
地域住民の災害時・緊急時の避難場所の設置	33.1	403
地域住民向け研修会の開催による人材育成	10.7	130
福祉体験学習の受入れ	4.9	60
地域活動・イベントへの参加	12.4	151
地域住民の見守り(高齢者・子どもなど)	36.8	449
その他	0.7	9
特にない	5.7	69
無回答	8.4	103

7 市の福祉施策について

【地域福祉における行政と市民の関係】

問16. 地域福祉における市民と行政との関係について	回答割合	1219
自分自身で自立していくため、自ら解決すべき課題を乗り越える努力をすべきである	5.2	63
地域の住民同士が交流し、住民同士で支え合う仕組みづくりをすべきである	8.9	109
家族、地域の助け合いを基本としながら、足りない部分を行政が支援すべきである	22.6	276
住民も行政も協力しあい、福祉の充実のために共に取り組むべきである	26.8	327
行政の福祉サービスを基本としながら、足りない部分を市民が助け合うべきである	17.6	214
福祉サービスの提供は行政の責務であるため、市民が助け合う必要はない	2.0	24
わからない	9.1	111
無回答	7.8	95

【福祉活動等に関する情報入手先】

問17. 福祉サービスや福祉活動に関する情報の入手経路	回答割合	1219
とっとり市報(市の広報紙)	66.2	807
市社協だより「さざんか」	22.3	272
自治会(町内会・集落)の役員	16.7	203
自治会(町内会・集落)の回覧板	31.9	389
学校・保育所からの配布文書	7.1	86
市役所の窓口(総合支所含む)	4.2	51
地域包括支援センターの職員	3.9	47
障がい者の相談支援事業所の職員	2.1	26
各地区の社会福祉協議会	7.3	89
となり組福祉員または愛の訪問協力員	0.9	11
地域・福祉活動コーディネーター	0.7	8
隣近所・知り合い	10.5	128
民生委員・児童委員	3.4	41
新聞・テレビ・ラジオなど	27.7	338
インターネット・ホームページ	11.9	145
ツイッターやフェイスブックなどのSNS	0.9	11
近所の人や友人の口コミ	17.4	212
公共施設に置かれたパンフレットなど	6.3	77
市の説明会や講座	0.7	8
防災行政無線	5.7	69
ケーブルテレビ	5.7	69
医療機関や薬局	5.3	65
地区公民館	8.2	100
福祉関係のサービス事業所(介護・障がいなど)	5.7	69
その他	1.6	19
特にない	10.1	123
無回答	3.0	36

【市からの情報提供について】

問18. 福祉サービスや福祉活動の情報提供についての評価	回答割合	1219
十分提供されている	3.7	45
どちらかというと提供されている	32.0	390
どちらかというと提供されていない	19.4	237
ほとんど提供されていない	6.2	75
わからない	35.4	431
無回答	3.4	41

【子育て支援】

問45. 子どもを健やかに育てるため重要なこと	回答割合	1219
育児・子育てなどに関する情報提供の充実	35.7	435
子育て・教育などに関する相談支援体制の充実	38.0	463
子育て・保育に関するサービスの充実	37.6	458
虐待防止に向けたネットワークの強化	20.8	254
子どもに関する犯罪の防止策の充実	24.9	304
地域ぐるみでの子育て支援活動の充実	30.0	366
安心して遊べる環境づくり	40.9	498
子育て家庭への経済支援策の充実	25.8	314
子育て家庭への就労支援策の充実	24.6	300
子育てがしやすい職場環境づくり	50.2	612
その他	2.7	33
無回答	9.5	116

【高齢者が安心して暮らしていくために必要とされる支援】

問46. 高齢者が安心して暮らしていくために重要なこと	回答割合	1219
若い世代と触れ合う機会の充実	27.0	329
教室・講座など学習する場や機会の充実	19.9	242
社会参加の機会の充実	25.9	316
スポーツ・レクリエーション活動の充実	21.3	260
老人クラブや趣味の会など交流の場や機会の充実	37.2	453
ふれあい・いきいきサロンなど地域の通いの場の充実	32.6	397
就労支援の充実	15.3	186
虐待防止に向けたネットワークの強化	6.8	83
訪問・声かけなどの見守り活動の充実	40.9	498
認知症対策の充実と家族介護者への支援	43.6	532
生活習慣病予防や健康づくりなど介護予防の推進	26.3	321
特別養護老人ホームなどの入所施設の充実	32.2	393
デイサービスやホームヘルプサービスなどの在宅介護サービスの充実	41.5	506
高齢者に配慮した住宅の整備や改造	17.9	218
利用や移動がしやすい道路・建物などの整備	17.1	208
利用しやすい交通機関の充実	43.1	525
防災・防犯・交通安全対策の充実	18.3	223
通院・買物などの移動支援の充実	43.1	525
相談支援体制の充実	20.3	248
権利擁護の推進(成年後見制度の利用支援など)	7.3	89
その他	1.8	22
無回答	7.5	91

【障がいのある方が安心して暮らしていくために必要とされる支援】

問47. 障がいのある人が安心して暮らしていくために重要なこと	回答割合	1219
公共施設や民間施設、公共交通のバリアフリー化の推進	48.6	592
障がいの特性に対応した住宅の充実	24.6	300
防災・防犯・交通安全対策の充実	24.9	304
相談支援やコミュニケーション支援の充実	30.4	371
虐待防止のための体制及びネットワークの強化	12.5	152
障がい福祉サービスの充実	37.6	458
障がい者が日中安心して過ごせる施設などの整備	35.4	432
障がいの早期発見・早期療育の充実	24.6	300
障がいに対する医療の充実	26.8	327
リハビリテーションの充実	26.1	318
障がい児への療育・保育・教育の充実	29.0	354
障がいに対する理解の促進	39.3	479
雇用・就労への支援	37.5	457
障がい者を支援するボランティア活動の推進と人材育成	21.7	264
障がい者への差別や偏見をなくす取組の充実	30.4	371
相談支援体制の充実	25.0	305
権利擁護の推進(成年後見制度の利用支援など)	9.8	120
その他	1.1	14
無回答	8.0	98

【市や社会福祉協議会が力を入れるべき福祉施策】

問49. 地域福祉を推進するために力を入れるべきこと	回答割合	1219
地域福祉活動の意義と重要性を周知・啓発する	31.5	384
地域福祉活動の拠点を充実する	23.9	291
地域福祉活動の運営費などの資金を援助する	20.7	252
隣・近所同士で助け合う体制づくりを促進する	32.1	391
地域における福祉活動の中心となるリーダーや活動を担う人を養成する	24.7	301
相談・指導を行う行政や民間の専門職員を増やす	26.2	319
困っている人と助けることができる人との間の調整を図る人材を育成する	25.9	316
ボランティアなど助け合いの場や組織に関する情報提供を充実する	17.8	217
地域福祉への関心を高める講座や研修会を充実する	12.6	154
学校などでの福祉教育を充実する	24.8	302
防災に関する関心を高める啓発を推進する	18.5	225
福祉サービスを利用する人の権利を守る制度を周知する	13.5	164
福祉に関わる人や機関とのネットワークを構築する	17.0	207
困りごとを抱えた人に気付き、早期支援につなげる仕組みをつくる	36.9	450
地域福祉の推進に向けた話し合いの場を充実する	9.7	118
困りごとを気軽に相談できる身近な福祉相談窓口を充実する	47.6	580
その他	3.0	37
無回答	5.3	65

5 鳥取市 地域福祉に関するグループインタビュー調査結果の概要

調査概要	
調査の対象	地域福祉関係団体及び行政関係の関連部署 ※地域福祉関係団体は、地域活動団体、高齢者福祉活動団体、障がい者福祉活動団体、子育て支援団体など、幅広い分野から呼集した
調査人数	3 グループ合計 18 名（A グループ 6 名、B グループ 7 名、C グループ 5 名）
調査実施場所	鳥取市役所 駅南庁舎地下第 1 会議室
調査期日	平成 30 年 7 月 3 日（火）

【団体・組織の活動地域・活動分野における問題点や課題（要旨）】

高齢者福祉分野
<ul style="list-style-type: none">・次代を担うボランティアの確保が難しい。関心も薄い。・ひとり暮らしの生活支援が必要。・介護・医療の問題・悩みは、家庭環境が多様なことから、簡単に解決できない。・高齢者のみの世帯が増え、生きがいづくりなどの問題が山積。・車椅子生活者への生活支援、移動支援が不十分。
障がい者福祉分野
<ul style="list-style-type: none">・障がい者福祉施策は、身体障がい者のみを中心とした取組が多い。・障がいへの理解がない。・入学・卒業時、就労などの様々な移行期での支援が不足している。・QOL（クオリティー・オブ・ライフ）向上のためには生活力のアップ、工賃の向上が必要。・発達障がいや精神障がい者に対する差別や偏見が根強く、予防、治療、入院から地域への移行、再発予防、生活支援など支援の全ての領域で妨げになっている。・地域の中に精神障がい者が利用できる支援体制が不十分。
子育て支援分野
<ul style="list-style-type: none">・支援を必要としている人への相談、支援体制が不十分。・施設周辺の防犯や防災体制がわからない。・発達障がいの子どもの子育てに関して学習の機会があまりない。・発達障がいの早期診断、早期支援体制が望ましい。・子育て支援サークルへの参加者、スタッフが減少し、リーダーのなり手も少ない。・公民館の駐車場のスペースが狭いなど、円滑に活動できる場所が少ない。

地域住民同士の交流分野

- ・地域ごとに課題が違う。居場所づくり、啓発活動が大事。
- ・交流の場が少ない。
- ・公民館への交通手段や、交流の内容などに課題がある。
- ・ひきこもりなど生きづらさを抱える人は、本人や家族が地域で孤立しがちである。
- ・不登校やひきこもりに対する偏見があり、受容されない。
- ・住民同士のつながりが希薄。

防犯・防災など地域の安全

- ・日中若い人がほとんどいないため、高齢者同士で安全確保をしなければならない。

地域医療・病院・健康づくり

- ・診療科目ごとに病院を回るため、身体的にも経済的にも負担が大きい
- ・家庭環境が多様なことから、医療問題を簡単に解決できない。

DVや虐待・人権に関する問題

- ・障がい者（特に発達障がい）の人権を守るための啓発が重要。
- ・家庭問題への対応次第で、不登校やひきこもりの予防につながる。本人やその家族も生活のしにくさを改善できる。
- ・子どもへの虐待対応等は、法や制度の改正により進化したが、児童相談所の対応件数は増加している。
- ・保護者側にばかり着目して、実際に虐待を受けている子どもたちの声を聞かない。
- ・189の通報電話が周知されていない。

バリアフリーのまちづくり

- ・路肩の段差解消などの物理的なバリアフリーと、障がい者制度の枠の狭間にある人など、制度を利用するのが難しい人への対応が必要。

その他

- ・8050問題だけでなく、8060問題も深刻。
- ・若者の人材育成／若者がチャレンジする場が少ない。

【今後必要だと思う取組】

貴団体では
<ul style="list-style-type: none">・団体活動の周知と理解を深めるための啓発活動と、活動のさらなる充実・会員同士の交流の充実及び会員以外（他団体やサークル等）との情報交換、交流・会員や参加者を増やすための工夫・現在活動している福祉の担い手が高齢化しているため、次代の担い手の発掘と育成が必要。・施策提言・イベントや講座、研修等学習機会の充実・継続して支援できる体制の充実・関係機関との連携の強化
地域住民は
<ul style="list-style-type: none">・団体や相談先・連絡先の周知・団体の行っている活動に対する理解促進・団体の行う各種イベント等への参加・困り感のある人や支援を必要としている人への理解の促進・偏見や差別をなくす・他人事ではなく、自分の問題として捉える・困りごとや心配事、虐待などを見つけたら連絡・通報すること・自分たちでできることは自分たちでする・地域住民同士の交流機会の創出・地域住民と団体やその活動との共生
行政は
<ul style="list-style-type: none">・団体が活動しやすい環境の整備（相談体制、助成、活動場所の支援など）・団体が行う啓発活動等への参加、協力、参画・団体や関係機関との情報の共有、連携強化・インターネットを使った申込みなど、利用者が利用しやすい環境の整備・困り感のある人、支援を必要としている人それぞれのニーズに合ったサポート・既存の法律やサービス、セーフティネットからこぼれてしまう人への対応・活動している団体や組織に任せ、育てる視点、規制緩和・人材不足への対策・財政支援・実態を理解した上での積極的な施策・地域活動支援センターの有効活用と各地への設置増加・市民への、地域活動内容についての周知と理解の促進・ボランティアへの総合的な支援・元気な高齢者が高齢者の福祉事業を担っていく仕組みづくり

行政は

- ・障がい者福祉について、当事者や保護者、専門家、支援者等の声を聞く機会の充実。
- ・自閉症や発達障がい等に対する正しい理解の促進と啓発活動。
- ・子育て環境の整備（産後ケアの充実、子ども支援センターの設置、児童館の有効活用など）
- ・産前産後ケアの充実による母子のサポート
- ・施設の防犯・防災の点検やアドバイス等
- ・子育てサークル等が活動しやすい活動場所確保の支援、駐車場の確保、地域全体での子育て支援の広報やP R
- ・皆ボランティア制度など、ボランティア活動の活発化に向けた取組
- ・人材育成と、担い手として若い人への参加促進
- ・各自治体や包括支援センター等における、事例や取組についての情報収集と共有
- ・孤立している人が社会に参加しやすくなるような取組の充実
- ・虐待防止施策の強化
- ・ひきこもりへの支援、啓発活動
- ・自閉症、発達障がい、ひきこもり等「制度の狭間」「既存のセーフティネットからもこぼれ落ちる可能性」にある市民に対する支援
- ・「県内市町村要保護児童対策地域協議会」における行政側のキーパーソンの育成
- ・児童相談所との連携や役割分担の明確化。
- ・支援が必要な人への継続支援が円滑に行われるよう、公的機関と民間機関の連携の強化
- ・交通空白地帯での移動支援、買い物支援などの活動を行う地域団体の育成
- ・民生委員・児童委員と、となり組福祉員の連携促進
- ・地域の特性に応じた福祉情報の収集や、取組の検討。

6 各制度の変遷

	高齢者施策	障害者施策	子育て関係施策	生活保護・生活困窮者施策	社会福祉・地域福祉
1989	ゴールドプラン ・施設整備量等の整備目標を設定				
1990	福祉8法改正 ・在宅福祉サービスの位置付けの明確化				
1993					福祉活動参加指針
1994	新ゴールドプラン				
1995		障害者プラン			
1998			エンゼルプラン		
2000	介護保険法施行 ゴールドプラン21		新エンゼルプラン		
2001			待機児童ゼロ作戦		
2003		改正身体/知的障害者福祉法施行 ・支援費制度開始 「措置」から「契約」による利用者制度の変更	次世代育成支援対策推進法 子ども・子育て応援プラン		社会福祉基盤構造改革 ・社会福祉サービスの利用方法 ・社会福祉法人の在り方 ・利用者の権利擁護の方策 社会福祉事業法等改正
2005	介護保険制度改正 ・新予防給付の創設 ・地域支援事業・地域密着型サービス・地域包括支援センターの創設 等	障害者自立支援法 ・3障害(身体・知的・精神)の一元化 ・利用者本位のサービス体系に再編 ・就労支援の抜本的強化等		自立支援プログラム導入	・「社会福祉法」に改称 ・第1条の目的規定と第4条に「地域福祉の推進」を明記 ・地域福祉計画を位置づけ ・利用者保護のための制度の創設
2008			新待機児童ゼロ作戦		
2010			子ども・子育てビジョン		
2012	改正介護保険法施行 ・地域包括ケアシステムの推進 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・複合型サービス創設 ・総合事業の創設		子ども・子育て関連三法 ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設 ・認定こども園制度の改善		安心生活創造推進事業 ↓ 報告書
2013		障害者総合支援法施行 ・難病患者等への対象拡大 ・重度訪問介護の対象拡大 ・共同生活介護の共同生活援助への一元化 ・地域移行支援の対象拡大 ・地域生活支援事業の追加	・地域の子ども・子育て支援の充実(利用者支援、地域子育て支援拠点など)	生活保護法改正 ・就労による自立の促進 ・不正・不適正受給対策の強化 ・医療扶助の適正化	生活困窮者自立支援法制定 ・生活困窮者の「自立相談支援事業」を必須事業として規程
2014	医療介護総合確保推進法 [介護保険法の改正] ・在宅医療・介護連携の推進 ・生活支援サービスの充実・強化 ・予防給付を地域支援事業に移行 ・新しい総合事業の創設等			施行	施行
2015	施行		施行	施行	社会福祉法改正 ・社会福祉法人の地域貢献
2016		障害者総合支援法改正 ・障害者の望む地域生活の支援	母子保健法改正 ・子育て世代包括支援センターの法定化		
			ニッポン一億総活躍プラン		
			「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置		

資料:厚生労働省

**鳥取市地域福祉推進計画
(第2次鳥取市地域福祉計画・第4次鳥取市地域福祉活動計画)**

発 行／平成 31（2019）年3月
発 行 者／鳥取市 福祉部 地域福祉課
〒680-8571 鳥取市富安二丁目138番地4 鳥取市役所駅南庁舎1階
TEL (0857) 20-3451
FAX (0857) 20-3404
E - Mail /chiikifukushi@city.tottori.lg.jp

社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会 事務局 地域福祉課
〒680-0845 鳥取市富安二丁目104番地2（さざんか会館1階）
TEL (0857) 24-3180
FAX (0857) 24-3215
